

会 議 録

- 1 会議の名称：第10回妙高市総合計画審議会
- 2 開催日時：令和元年11月13日（水） 15時30分から16時30分まで
- 3 開催場所：妙高市役所 3階 303会議室
- 4 出席した者の氏名（敬称略・傍聴者を除く）

（委員 13人）

吉田昌幸、齋藤光雄、池田和資、中嶋正文、山本豊、小栗康雄、石川文夫、児玉久美子、小嶋久美子、飯吉悟、望月広伸、広島直人、小川夕子

※欠席：安原義之、塚田憲章

（事務局 4人）

葭原企画政策課長、岡田企画政策課長補佐、長谷川政策調整グループ係長、西山主事

- 5 議題・発言の内容（要旨）

(1) 会長あいさつ

【吉田会長】

ご多用の折、審議会にご出席をいただき、感謝申し上げます。9回目の審議会では、第3次総合計画の素案について議論を行ったところである。10回目の本日は、前回の計画案に対する市民や市議会議員からの意見の反映状況について協議したのち、市長への答申を行うので、よろしくお願ひしたい。

(2) 審議

①第3次総合計画（案）に対する意見聴取の結果と計画（案）の修正について

事務局から説明、協議

<質疑・意見等>

委員→市民説明会の参加人数について、第2次総合計画の策定時にも開催していると思うが、前回との比較はどのようなか。参加者の年齢層はどのようなか。

事務局→前回、平成26年に開催した際は、新井地域で16人、妙高地域で22人、妙高高原地域で20人の参加であった。前回の妙高地域と妙高高原地域においては、新市建設計画の地域審議会にも携わっていただいた中で、地域に入る機会も多く、関心が高かったものと考えている。新井地域は今回のほうが多くなっており、若い方からも多く参加していただいた。学校の先生や関係者からも来ていただいて、活発な意見が寄せられた。意見については前回よりも活発な意見交換がされたという印象である。関心が高いかたはもちろんであるが、防災行政無線の戸別受信機を活用して開催を周知したことで、多くの市民のかたから来ていただけたものと考えている。

委員→地域ごとの意見の傾向はどのようなか。

事務局→新井地域では、コンパクトなまちづくりについて関心が高く、駅前の開発の関係での意見が多かった印象である。妙高地域では、市民生活に密着するところで、特に福祉関係についての意見があったという認識である。妙高高原地域では、観光地ということで、景観に配慮することや交流人口の関係の意見が多く寄せられたと感じている。

委員→来年度からの5年間を期間とした計画となるが、この間に市長が代わった場合、代わった

時点で計画も変更になるのか。

事務局→条例による議決を経ての計画になるので、基本的には5年間はこれでいく。市長選は3年後になるが、市長が代わった場合、当然そのかたのマニフェストを掲げる部分はあるが、次の第4次総合計画の中でご自分の色を出していくとか、第3次から踏襲、継承して第4次計画につなげていくという計画づくりになっていく。

委員→市長が代われれば考え方が変わり、修正が出てくる部分だと思うがどうか。

事務局→代わった時点での計画変更は難しい部分だと考えている。

委員→財政計画について、105ページの一般会計決算の推移を見ると、実質収支があまり変わらない。その中で106ページと読み比べてみると、今後市税や普通交付税の減少等による財源不足の調整という言葉が出てくるが、このような推移が続いていけば、財政調整基金の取り崩しをしなくてもいいと考えるが、平成27年に51億円ある財政調整基金を20億円にするという目標ということは、多くの投資を予定しているということなのか。

事務局→105ページの表については第2次計画期間での推移になる。歳入が減少してきた中で歳出も落として、バランスを取っている。今後については、109ページが計画期間内の財政フレームになるが、歳入は令和2年度の186億から令和6年度に184億というところで推移していくものと考えているが、大型建設工事が予定されている令和4年度は200億ほどになるため、そこでは財政調整基金の取り崩しで対応し、歳入にあわせた歳出の見直しが求められるため、毎年の事業計画を見ながら必要性を検討し、バランスを取りながら進めていく部分だと思っている。

委員→51億円の財政調整基金は常識的に多すぎるということか。

事務局→多すぎる云々ということだけでなく、結果として51億円あるが、今後統合園や図書館、クリーンセンターの改修など、お金がかかるものが予定されている。それをやっていくためには、通常の市税収入等だけでは間に合わないため、財政調整基金を取り崩して歳入に充てていくという計画がある中で、財政調整基金の残高は20億円以上残していきたいということを目標にしている。

委員→財政調整基金が平成27年度に大幅に増えている要因は何か。

事務局→アライリゾートの公売により収益があったもの。

委員→12ページに安心して学べる環境整備について記載があるが、児童数が減少を続けており、複式学級なども視野に入れていく必要があると感じている。令和6年度までの計画として、もう少し踏み込んで記載できないか。

事務局→12ページについては第2次総合計画の評価の部分になるため、今年までの取組を記載したものである。新たな部分は93ページで記載しているが、児童数の減少を課題として捉えており、学校の統廃合についても検討していくという記載をしている。

委員→新しい土地を購入して、新しい学校を作るというような話を耳にしたが、そういった計画はあるのか。妙高高原と妙高の中間に作るという話であった。

事務局→市としてのそのような計画はない。今後の統廃合の検討の中でそういった話が出てくる可能性があるかもしれないが、今のところはない。

委員→54ページの自然環境の保全と活用について、前にも発言したが、入域料の使途がどのようになっているのか知りたいという声が多い中で、ホームページで公開するなどの告知の部分が一切書かれていない。もらったお金の使途の告知義務があると思うので、記載が必要ではないかと

思う。それから、60 ページについて、なぜ富裕層だけをターゲットとしているのか疑問である。事務局→入域料については 54 ページに記載のとおり、永続的な財源確保の仕組みづくりを目指すこととしているが、その仕組みの中で告知の部分も含まれているものと考えている。富裕層については以前もご意見をいただいたところであるが、ホワイトシーズンにおいては富裕層をターゲットとして戦略を立てていく考えであり、北京オリンピックも控えている中で、中国の富裕層を取り込むプロモーションを拡大していくということで、富裕層だけではないが、ホワイトシーズンにおける更なる誘客促進という部分で記載しているところである。

委員→この一文の中で似た言葉が重複していることから、整理が必要だと思う。

事務局→表現を整理したい。

委員→富裕層を受入れる旅館のレベルは限られてくると思うし、富裕層の受入れに関しては遅れている宿泊施設もある。プロモーションは積極的に行っているのは承知しているが、それはそれとして、富裕層という言葉でくくられてしまうと、対応ができないところも出てきてしまうため、言い回しの部分で気を使ってほしい。外国人に対するプロモーションということで、富裕層だけに限定する必要はないと考えている。

事務局→富裕層の訪日が増えている傾向もある。

委員→それは違う。東京では高いホテルばかりができていて、富裕層でない人たちを受け入れ出来ないという現状もある。その中で、妙高では富裕層だけに絞るとするのはおかしい。

事務局→富裕層だけに限定しているということではない。

委員→言葉を考え直してほしい。富裕層だけのプロモーションにする必要はない。ほかは関係ないという感覚になってしまう。

事務局→新たな展開の仕方として富裕層をターゲットにしていくというものはある。ただ委員がおっしゃるとおり、富裕層だけでなく、あまねく外国人のかたもいるというところで、表現について調整させていただきたい。

会長→調整をお願いしたい。

委員→今ほどの話について、意見を踏まえて調整するという話ではなかったか。事務局で話し合いをした結果、残ったものなのか。

事務局→以前いただいた意見を踏まえて修正したものである。富裕層をターゲットとするのかという意見と、グリーンシーズンやホワイトシーズンなど、それぞれ季節に応じた誘客方法があるという意見をいただいた中で、妙高市で富裕層を受け入れるならばホワイトシーズンだろうということで、観光地の魅力を高め、稼ぐ地域にしていきたいという考えを表現したものである。

委員→富裕層という言葉はどうしても必要なのか。

事務局→国でも戦略を打っている中で、市としても入れていきたい。

委員→これから必要になってくる部分であるが、そこまで受入体制が整っていないのが現状ではないか。富裕層を誘客するのはいいが、計画の中で富裕層を入れる必要があるのか。

事務局→先ほど説明させていただいたとおり、庁内で検討した結果として今の記載になっているが、委員からの意見を踏まえ、再度調整をさせていただきたい。市の考えとしては、一つ目の取組で、幅広く外国人観光客の誘客に取り組みたいということを表現し、中でも富裕層をターゲットとして取り組んでいきたいという方向性をこの部分で記載させていただいているつもりであるが、再

度調整をさせていただきたい。

会 長→調整をお願いしたい。それでは、今後の文言の調整を含めて、「第3次妙高市総合計画(案)」について、事務局の提案を承認することで賛成のかたは举手願います。

(賛成委員举手)

会 長→賛成委員多数と認め、「第3次妙高市総合計画(案)」は、事務局の提案のとおり承認する。

(3) 答申

吉田会長から入村市長へ「第3次妙高市総合計画(案)」が答申された。

(4) その他

事務局より、今後のながれ等について連絡。

6 会議資料の名称

- ・第10回妙高市総合計画審議会次第
- ・資料：第3次総合計画(案)
- ・別紙1：議員との意見交換会での主な意見と対応状況
- ・別紙2：市民説明会での主な意見と対応状況
- ・別紙3：「第3次妙高市総合計画(案)」パブリックコメントの募集結果について

上記に相違ないことを確認する。

令和元年11月27日

妙高市総合計画審議会

会 長 吉田 昌幸

第10回妙高市総合計画審議会次第

日 時： 令和元年11月13日（水）
15時30分～17時00分
場 所： 妙高市役所 303会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 審 議

(1) 第3次総合計画（案）に対する意見聴取の結果と計画（案）の修正について

4. 答 申

5. そ の 他

6. 閉 会

■議員との意見交換会での主な意見と対応状況

《開催日時》

令和元年 9 月 25 日 14 時 30 分～16 時 00 分 ※計画（案）の概要説明

令和元年 10 月 1 日 13 時 30 分～17 時 10 分 ※計画（案）についての意見交換

《出席者》

（執行部）庁内策定委員会委員 17 名

（委員長：副市長、副委員長：教育長、委員：各課・局・支所長）

（議 会）市議会議員 18 名

議会事務局職員 2 名

（事務局）企画政策課職員 3 名

議員との意見交換会（R1.10.1）での主な意見と対応状況

ページ	項目等	意見の要旨	計画（案）への反映状況
P31	人口減少に関する 戦略目標Ⅰ 社会減に関する戦略	○高等教育機関の誘致について、計画に記載しないのか。	○社会動態の改善に資する取組であることから、基本方針の2行目に「高等教育機関の誘致に向けた調査研究を進めます」と追記しました。
P32	人口減少に関する 戦略目標Ⅱ 自然減に関する戦略	○出生数の目標を200人とした根拠は。	○第3次総合計画における推計シミュレーションで、2025年の0～4歳の人数が1,005人（≒200人/年）と推計されることを根拠に、年間200人以上を目標としたものです。
P39	大綱1-基本施策1- 主要施策1 コンパクトなまちづくりの推進	○地域の特色を活かしたまちづくりについて、具体的なイメージを持っているのか。具体性が伴わないものをここに記載していいのか。	○地域の活力向上につなげていくということが分かるよう、施策の内容①の8行目を「市全体の活力向上に取り組めます」と修正しました。
P41	大綱1-基本施策1- 主要施策2 スマートシティ妙高の推進	○5Gの導入、インフラ整備について、乗り遅れると後発になってしまうので、この点を明記するなど、留意していただきたい。	○インフラ整備は、民間事業者が主体となり、市は、そのインフラを活用したサービスの提供を行うという役割分担を基本と考えていますが、施策の内容①の6行目に「5Gの導入・環境整備について、必要に応じて民間事業者に働きかけるとともに」と追記しました。
P42		○スマートシティ化は行政だけでなく、民間、市民力を借りながら進めていくことが必要だと思う。	○市民・事業者との連携が重要であることから、施策の内容②の7行目に「市民・事業者と一体的に」と追記しました。
P43	大綱1-基本施策1- 主要施策3 道路ネットワークの強化	○施策の内容の中で、上越妙高駅へのアクセスに触れたほうがいいのか。	○上越妙高駅へのアクセス向上は必要な施策であることから、施策の内容①の2行目に「上越妙高駅へのアクセス向上」と「主要地方道上越新井線」について追記しました。
P44		○「施設の廃止など」とあるが、施設といわれても市民にはよく伝わらないと思うので、表現を見直したらどうか。	○より分かりやすくなるよう、施策の内容②の7行目を「市道の廃止」と表現しました。なお、橋梁は市道の一部であることから、「市道」の表現に含まれております。

ページ	項目等	意見の要旨	計画（案）への反映状況
P48	大綱 1-基本施策 1- 主要施策 5 安全で安定したガス 上下水道の維持	○合併当時の 3 市町村の申し合わせ事項の中で、3 地域での公共料金の統一があったが、現状のままで民間譲渡するのかというところを懸念している。料金を統一した上での譲渡であってしかるべきだと思っている。	○合併協定書では、「ガス料金は、現行（平成 17 年 3 月 31 日現在）のとおりとし、合併後、新井市の制度を参考としながら、5 年を目途に統一を目指す」としており、現在も統一を目指していますが、統一のために料金を値下げした場合は大幅な減収となり、経営への影響などを考慮すると、早期の統一は難しい状況にあります。本計画においては、施策の内容②の 1 行目の「適切な料金の設定」として記載し、安定経営の維持に引き続き取り組んでまいります。
P49	大綱 1-基本施策 2- 主要施策 1 防災体制の確立	○地域ごとに具体的な計画を作って、地域と一体になってやっていくという考えをぜひ入れていただきたい。	○地域と協働で具体的な計画をすることは重要であることから、施策の内容①の 3 行目に「地域と一体となり」と追記しました。
P50		○防災教育の推進について、無線機を使った訓練をセットでやるなど、総合的な避難訓練をしてもらいたい。	○より実践的な防災教育・訓練に取り組んでいく考えであることから、施策の内容②の 7 行目に「過去の災害資料や現地学習など、各種教材を活用した総合的な防災講座等」と追記しました。
P53	大綱 2-基本施策 1- 主要施策 1 自然環境の保全と 活用	○ライチョウの生息数を目標値としているが、根拠がはっきりしないのであれば、目標に掲げないほうがいいのか。	○指標の捉え方を明確にするため、「ライチョウ確認数」に修正しました。
P57	大綱 2-基本施策 1- 主要施策 3 資源循環のまちづ くりの推進	○食品ロスについては、フードバンク的な活動もやっていかなければいけないと思っている。一文でも記載して、市の方針として表明したほうがいいのかと思う。	○食品ロス削減に向けて、民間事業者等と連携して取り組む姿勢が表れるよう、施策の内容①の 6 行目に「民間事業者等との連携による食品循環の取組など」と追記しました。
P59	大綱 3-基本施策 1- 主要施策 1 観光地域づくりの 実践	○観光地域づくり法人について計画で記載すると、妙高市がこれからの 5 年間、面倒を見ていかなければならなくなるのではないかと。 ○観光コーディネーター人材の育成や旅行商品づくりの記載がある。DMO がありながら、これは市として進めていくという意味か。	○市の役割は、観光地域づくり法人との連携や法人の取組を支援していくことと考えています。そこで、施策の内容①の 3 行目に「観光地域づくり法人と連携して」と追記したほか、6 行目を「多様な事業者が方向性を共有して行う、観光客のニーズを捉えたサービスの企画・開発などの取組を支援し」と修正しました。

ページ	項目等	意見の要旨	計画（案）への反映状況												
P62	大綱 3-基本施策 1- 主要施策 2 国際観光都市としての基盤整備	○目標値の主要な観光施設の利用者数について、3つの施設を分けて、個々に目標値として設定すべきだと思ふ。全体では漠然としてしまう。	○目標値の設定は全体としますが、個々の施設の数値が分かるよう、それぞれの現況値、目標値を追記しました。												
P66	大綱 3-基本施策 2- 主要施策 2 安定して働きやすい雇用の創出	○外国人労働者への対応について、これからは受入体制と同時に生活支援の必要性が出てくると思うが、どのような考えでいるか。国際交流協会や夜間学校の設置など、踏み込んだ形で表記してもらいたい。	○外国人労働者の受入対応についての具体的な取組として、施策の内容③の4行目に「日本語教室等の充実や地域での交流促進など」と追記しました。												
P69	大綱 4-基本施策 1- 主要施策 1 健康づくりの推進	○平均寿命と健康寿命の差について、現況値に違和感があるが、正確なデータなのか。数値の精査をすることとあわせ、医療費がどのくらい削減するということのシミュレーションをしていただきたい。	○9月末より、国民健康保険のデータベースを活用した健康寿命の算出できるようになったことから、この数値を採用しました。これにより、同規模市や国、県との比較が可能となります。シミュレーションについては、健康寿命の延伸と医療費の削減との相関関係がはっきりしていないため、現時点では難しい状況にありますが、今後の国や県、関係機関の動きを見ながら、調査研究をしていきたいと考えています。 <table border="1" data-bbox="997 1182 1493 1290"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均寿命</th> <th>健康寿命</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>81.1歳</td> <td>79.3歳</td> <td>-1.8歳</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>87.8歳</td> <td>84.1歳</td> <td>-3.7歳</td> </tr> </tbody> </table>		平均寿命	健康寿命	差	男性	81.1歳	79.3歳	-1.8歳	女性	87.8歳	84.1歳	-3.7歳
			平均寿命	健康寿命	差										
男性	81.1歳	79.3歳	-1.8歳												
女性	87.8歳	84.1歳	-3.7歳												
	○健康づくりリーダーなどを育成するのはいいが、養成したら活躍する場を設けるということを考えなければいけないのではないかと。	○健康づくりリーダー養成後の取組が重要であることから、施策の内容①の2行目に「健康づくりリーダー等による健康増進の取組の支援など」と追記しました。													
P70		○「消化器疾患の発症・進行に関する調査研究を進めます」とあるが、進めるのは市ではないと思う。その結果を使って何かをするというのが市の取組だと思ふ。	○調査研究結果に基づいた有効な保健指導や意識啓発を進めていくことから、施策の内容②の7行目を「大学や関係機関等とも連携し、消化器疾患の発症・進行予防の対策を進めます」と修正しました。												

ページ	項目等	意見の要旨	計画（案）への反映状況
P70	大綱 4-基本施策 1- 主要施策 1 健康づくりの推進	○関連する個別計画として、いのち支える妙高市の自殺対策計画が上がっているが、中身に心の問題がないので、追記したほうがいいのではないか。	○施策の内容①の 9 行目に「こころの健康づくりの正しい知識の普及啓発、こころの不調に気づいたときの各種相談窓口の周知」と追記しました。また、歯科保健計画についても記載がなかったことから、施策の内容②の 7 行目に「歯科検診や保健指導の実施、口腔内の健康に関する正しい知識の普及啓発」と追記しました。
P71	大綱 4-基本施策 1- 主要施策 2 地域医療体制の確保	○医師の育成についての考えはないのか。	○医師確保のための具体的な手段・手法として、施策の内容①の 2 行目に「医師確保に向けた修学金制度など」と追記しました。
		○この地域から病院がなくなるということについて、計画でこんな弱い書き方ではよくないと思っている。文言は前向きな表現にしたほうがいい。国に対して強力に、医療体制の確保を求めるということを記載してはどうか。	○市内病院の維持存続について強く取り組む姿勢を表すため、施策の内容①の 9 行目に「県や厚生連等との連携を深め、市内病院の存続と診療科目の維持に取り組みます」と追記しました。また、施策の目標値の項目に「市内病院数」を追加しました。
P71-72		○妙高市の医療体制を確保することであれば、上越地域でなく妙高市としておいたほうがいいのではないか。	○小規模な自治体ですべて医療を賄うのではなく、医療圏域全体で役割分担していくことが国県の考え方であることから、「上越地域」と表していますが、市内での取組については「市内」と区別して表記しています。
P73	大綱 4-基本施策 2- 主要施策 1 介護予防・高齢者福祉の充実	○難病対策について、地域医療や福祉介護での施策として謳われていない。	○難病に関する医療対策の窓口は県であるため、市では県と連携を図りながら、障がい者：療養介護制度、高齢者：介護保険制度の中で、支援を行っています。引き続き県と連携しながら、適切な制度運用を図っていく考えです。
		○介護予防サポーター等の養成について、健康づくりと同じで、活躍の場につなげる必要があり、前面に出してもらいたい。	○介護予防サポーター等の活躍の場をいかに設けるかが重要であることから、施策の内容①の 2 行目を「介護予防サポーターや専門職と連携し、「地域の茶の間」など身近な通いの場における介護予防活動につなげながら」と修正しました。

ページ	項目等	意見の要旨	計画（案）への反映状況
P79	大綱 4-基本施策 3- 主要施策 1 地域コミュニティ の維持・再生	○地域運営組織の定義が大事になってくる。どういったところまでを地域運営組織というのかということを、妙高市版になるかもしれないが、もう少ししっかりと定義として決めたいうえで進めてもらいたい。	○地域運営組織の定義を明確にするため、脚注を「地域の生活を守るため、地域住民が中心となり、地域内外の団体等が参加する中で、描いた将来ビジョンに基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と修正しました。
P102- 103	土地利用計画	○土地利用の基本方針について、地域別に色分けし、推進してはどうか。	○基本方針で示すエリアが分かりやすくなるよう、主な地域を分かりやすく追記しました。
P108	財政計画	○公共施設を適正に維持管理をしていかないと、せっかく作ったものがどんどん駄目になっていく。財政が厳しくなる中でいかに維持していくか、それが分かるように記載をお願いしたい。	○公共施設等の維持管理を目的として新たに設置した「公共施設等適正管理基金」を活用する方針であることから、(2)目標達成に向けた取組の④の3行目に「公共施設等適正管理基金を活用し、公共施設等の長寿命化や維持管理を計画的に進めます」と追記しました。

■市民説明会での主な意見と対応状況

《市民説明会の開催概要》

■新井地域

- 日時 令和元年 9 月 25 日（水） 19 時～20 時 00 分
- 会場 妙高市役所 1 階 コラボホール
- 参加者 20 名

■妙高地域

- 日時 令和元年 9 月 26 日（木） 19 時～20 時 30 分
- 会場 妙高保健センター 3 階 大研修室
- 参加者 13 名

■妙高高原地域

- 日時 令和元年 9 月 27 日（金） 19 時～20 時 30 分
- 会場 妙高高原保健センター 2 階 研修室
- 参加者 15 名

市民説明会（R1.9.25-27）での主な意見と対応状況

ページ	項目等	意見の要旨	意見への回答と対応状況（考え方）
P16	妙高市の人口の現状	○第2次総合計画では、令和元年の人口目標として32,000人としているが、下回った理由は。	○人口の東京一極集中に歯止めがかからなかったことが大きな要因であると考えています。
P31	人口減少に関する戦略目標Ⅰ 社会減に関する戦略	○上越市では、テレワークやサテライトオフィスなど、UIターンに力を入れているが、妙高市ではどうか。	○妙高市でも力を入れていこうとしている分野であり、新たな施策を打ち出していきたいと考えています。
P32-33	人口減少に関する戦略目標Ⅱ 自然減に関する戦略	○少子化対策として、出産の一時金について検討しないのか。	○これまでも一時金の検討はしていますが、直接的な効果があるとは言えない状況にあります。妙高市は子育て支援が充実していると言われている反面、PRが足りないという意見があるので、強化していきたいと考えています。
P33	人口減少に関する戦略目標Ⅱ (1)結婚を奨励する施策の推進	○人口減少対策として、少子化、未婚・晩婚化への対応を進めていかなければいけない。結婚支援はどのように進めていくのか。	○結婚観や家庭観の意識の変容から進めていく必要があるほか、出会いやマッチングの支援、サポーターの増加を図っていきたいと考えています。本来、結婚支援等は行政でやる分野ではないかもしれませんが、このままでは後退するという危機感を持って推進していきます。
P39-40	大綱1-基本施策1-主要施策1 コンパクトなまちづくりの推進	○中心市街地の活性化は何年も前から出ている。目標に向かって何をやっていくという具体策を出していただきたい。	○市としては駅を中心としたまちづくりを継続して進めていく必要があると考えており、商業だけでなく居住の観点から、福祉施設などの誘導なども含め、歩いて暮らせる範囲での住みやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。
		○駅を中心としたまちづくりといたが、なぜいま駅を中心としたまちづくりなのか。鉄道よりも車の社会でないかと思う。	○人口減少時代の中、機能を集中させたほうが都市を維持しやすいという国のコンパクトプラスネットワークの考えに基づき、地方においても鉄道等の公共交通を基本としたまちづくりと、拡大した市街地の見直しを図っていききたいと考えています。
		○トキ鉄などと組んだ観光コンテンツについてはどのような状況か。	○今年の冬は雪月花のチャーター便が増便され、昨年の2便から12便程に増える予定と聞いています。サイクルトレインの実験や温泉列車の実施など、色々な連携をしています。

ページ	項目等	意見の要旨	意見への回答と対応状況（考え方）
P53-54	大綱 2-基本施策 1-主要施策 1 自然環境の保全と活用	<p>○妙高市は、観光地域ということであるが、地域をきれいにしようという意識がないように感じる。なぜ日頃からまちをきれいにしようという意識にならないのか。</p> <p>○景観や花の件について、市では、補助金を出すなどの支援しかやっていないはずである。移住者をもっと増やすつもりなら、抜本的な対策を模索しなければいけないと思う。</p>	<p>○観光地域としてふさわしい景観形式が必要であり、ご意見については反省すべき点だと考えております。</p> <p>○本計画においても、「国県市道の草刈りやごみ拾いなどにより、観光地にふさわしい景観形成に取り組む」こととしており、おもてなしの心を持って、いかに妙高に気持ちよく来てもらうための手段・手法を全庁的に考えていきたいと考えています。</p>
P59-60	大綱 3-基本施策 1-主要施策 1 観光地域づくりの実践	<p>○観光入込客について、本当にこんなに来ていたのか。道の駅で 300 万人というが、本当に来ていたのか。</p> <p>○そうであれば、もっと潤ってもいいと思っている。</p>	<p>○交通量調査などを基に算出された公表されている数字です。道の駅での 300 万人の集客を市街地や他の観光地へ呼び込み、波及効果を高めていかないといけないと考えています。</p> <p>○全国の観光地と比べると、宿泊や飲食による売り上げが少ないことが課題であり、重点プロジェクト「地域産業の高付加価値化」として位置付けて、対策を進めてまいります</p>
P63-64	大綱 3-基本施策 2-主要施策 1 商工業の振興と中心市街地の賑わいの創出	<p>○人を増やすには、中心市街地の賑わいはもちろんだが、農地をすべて潰して、役所主導で安い土地を買い上げ、住居地域にして、上越市のベットタウンとしていくことが必要ではないか。</p> <p>○人が安心して住める住まいを作り、中心部に住むようなのが効果的だと思う。街なかに人口増やすと、自然にまちが元気になっていく。住むことを一番に、優先にしたほうがいいと思う。</p>	<p>○過去の再開発の反省点を踏まえながら、中心市街地のマネジメントを進めていく必要があると考えています。</p> <p>○サービス付き高齢者住宅のような住まいが必要なのではないかという考えも持っており、5年10年先を見据えて、中心市街地への投資をしていきたいと考えています。</p>
P65-66	大綱 3-基本施策 2-主要施策 2 安定して働きやすい雇用の創出	<p>○教育の部分で、中高生から地元に戻って起業しようということを総合学習の勉強の中で促していけるのでないか。</p>	<p>○起業する意識を高めていく実践的な起業塾にも力を入れていきたいと考えています。また、郷土愛を促すほんもの教育やキャリア教育、おもてなし体験などにより、地域愛の醸成を図ってまいります。</p>

ページ	項目等	意見の要旨	意見への回答と対応状況（考え方）
P79-80	大綱 4-基本施策 3-主要施策 1 地域コミュニティの維持・再生	○住民主体の地域づくりの関係で、高齢者世帯が増えている中、役員のなり手がいない現状について、どう考えているか	○今後の地域組織の運営方法について、庁内で検討を始めているほか、地域づくり協働センターでは、地域に入り込んで実態把握に取り組んでいるところです。 ○地域の状況を把握しながら、どのような方向でいくべきかについて、地域の皆様とも話し合っていきたいと考えています。
P81-82	大綱 4-基本施策 3-主要施策 2 移住定住による地域の維持	○移住者が地域に溶け込むための市からの支援が不足している。来た人をいかにあたたかく迎えてあげるかということが大事で、移住してもらった先の支援が大事だと思う。地域の中でも受け入れる体制をとっている地区もある。	○ご意見の部分はいままで足りなかった部分と考えており、本計画では、移住者の生活ルール理解向上やトラブル防止、交流会の開催、定住後のフォローの強化などを取り入れています。
		○移住支援金の検討はどうか。1人300万円とか思い切りやったらいいと思っている。 ○上越地方から妙高市に上がってきてもらえるような施策も必要でないか。 ○他市にない移住策を考えていただきたい。多少のお金を出すというのも仕方ないと思う、背に腹は代えられない。	○現状の移住支援として、住宅取得支援で最大150万円の補助金を出していることもあり、住宅支援は手厚くなっています。上越市はやっていないので、上越から家を建てるために来る人も増えてきています。移住施策については効果を検証しながら、今後も継続していきたいと考えています。
P95-96	大綱 5-基本施策 3-主要施策 1 人生100年時代の生涯学習の推進	○家庭ではしつけを徹底的にやるべき。今の母親は、学校にしつけを任している。学校がやる場ではない。	○親教育は大事と思っており、妙高市民の心の取組を引き続き展開することによって、人間性豊かな市民が育っていくと考えています。
P108	財政計画（公共施設の維持管理）	○モノを作るのは補助金が出るので作りやすいが、その後に維持管理する経費も必要である。向こう10年20年の維持管理のプランを示して進めてもらいたい。	○公共施設等の維持管理を目的として新たに設置した「公共施設等適正管理基金」を活用する方針であることから、(2)目標達成に向けた取組の④の3行目に「公共施設等適正管理基金を活用し、公共施設等の長寿命化や維持管理を計画的に進めます」と追記しました。

「第3次妙高市総合計画（案）」パブリックコメントの募集結果について

1. 実施期間

令和元年9月25日～令和元年10月24日（30日間）

2. 意見提出件数

提出者数	意見数	意見を反映した件数
1人	1件	0件（※）

※計画（案）に既に反映済

3. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>区長や民生児童委員の選出に苦勞する地区が多いが、対策が弱いと思う。妙高市は町内会長リストが共有されていない上、町内会長会議もなくなり、近くの区長に用があっても、自力で探さなくてはならず、負担である。区長や民生児童委員の仕事が年々きつくなっているようだが、このままでは益々なり手がなくなるのではないか。</p>	<p>地域役員の担い手不足が課題であると認識しており、地域運営の継続や活性化のため、活動を支えるリーダーや役員の計画的な育成と、リーダーをサポートする組織体制を整備する必要があると考えております。</p> <p>このため、本計画においては、77ページの主要施策「地域コミュニティの維持・再生」にて、地域運営組織の形成や自治組織の再編等の検討を進めるとともに、地域を担う人材の育成・発掘や外部人材の配置を行いながら、住民主体の地域活動の活性化に努めることとしております。</p> <p>また、町内会長リストの共有については、個人情報が含まれておりますので、町内会や地域づくり活動以外に使用しないことを条件に情報共有の承諾を得て、今後役員の交代時期にあわせて提供していきます。</p>

第 3 次 妙高市総合計画（案）

※網掛け箇所：令和元年 9 月 25 日時点の計画（案）から修正した部分

※SDGs アイコンのカラーについて

「持続可能な開発目標 カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン（国際連合グローバル・コミュニケーション局）」により、アイコンの形やカラーの変更などが禁止されています。

白黒印刷の場合は完全な白黒表示での配付とされておりますので、ご了承ください。

なお、本資料でのアイコンの表示は、22～23 ページのみカラー表示とし、39～100 ページでは白黒表示とさせていただきます。

第3次妙高市総合計画 目次

第1章	計画の概要	4
第1節	計画策定の趣旨	4
第2節	計画の構成と期間	4
第3節	計画の推進にあたって	5
第2章	計画策定の背景	6
第1節	妙高市を取り巻く社会経済情勢	6
	(1) 人口減少・2040年問題への対応	6
	(2) 安全・安心に対する意識の高まり	6
	(3) 地域経済の成熟と経済のグローバル化	7
	(4) 地球規模での自然環境への配慮	7
	(5) 高度情報化の進展	8
	(6) 価値観の多様化と個性の尊重	8
第2節	第2次妙高市総合計画の評価	9
	(1) にぎわいと活気あふれる・生命地域	9
	(2) 美しい自然と人が共生する・生命地域	10
	(3) 次代を担う子どもが輝く・生命地域	11
	(4) 健やかで人にやさしい・生命地域	12
	(5) 豊かな心と文化を育む・生命地域	13
	(6) 自立した地域を創る・生命地域	14
第3節	妙高市の人口の現状	16
	(1) 総人口の推移	16
	(2) 人口動態の推移	17
	(3) 年齢3区分別人口の推移	18
第4節	妙高市の人口の将来展望	19
第3章	目指すまちの姿	21
第1節	まちづくりの基本理念(将来像)	21
第2節	持続可能なまちづくりの実現に向けて	21
第4章	重点プロジェクト	24
	I 人口減少時代に即した地域経営の推進	25
	II 未来を担う子ども・若者の育成	26
	III 生涯現役で健康長寿のまちづくりの推進	27
	IV 地域産業の高付加価値化	28
第5章	人口減少問題に関する戦略目標	30
	I 社会減に関する戦略	31
	II 自然減に関する戦略	32

第6章	基本施策・主要施策の推進	34
	まちづくりの大綱1 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり【生活環境】	
	（基本施策1）生活しやすい都市環境づくり【生活基盤】	
	（主要施策）1 コンパクトなまちづくりの推進	39
	2 スマートシティ妙高の推進	41
	3 道路ネットワークの強化	43
	4 雪に強いまちづくりの推進	45
	5 安全で安定したガス上下水道の維持	47
	（基本施策2）安全・安心な地域社会づくり【安全・安心】	
	（主要施策）1 防災体制の確立	49
	2 安全な市民生活の確保	51
	まちづくりの大綱2 美しい自然と共に生きるまちづくり【自然環境】	
	（基本施策1）豊かな生活環境づくり【環境保全】	
	（主要施策）1 自然環境の保全と活用	53
	2 地球温暖化対策の推進	55
	3 資源循環のまちづくりの推進	57
	まちづくりの大綱3 にぎわいと交流を生みだすまちづくり【産業経済】	
	（基本施策1）世界に誇れる観光地域づくり【交流促進】	
	（主要施策）1 観光地域づくりの実践	59
	2 国際観光都市としての基盤整備	61
	（基本施策2）活力ある地域経済づくり【産業振興】	
	（主要施策）1 商工業の振興と中心市街地の賑わいの創出	63
	2 安定して働きやすい雇用の創出	65
	3 持続可能な農業の振興	67
	まちづくりの大綱4 全ての人が元気に活躍できるまちづくり【地域共生】	
	（基本施策1）市民主体の健康づくり【健康・医療】	
	（主要施策）1 健康づくりの推進	69
	2 地域医療体制の確保	71
	（基本施策2）全てを支える地域福祉づくり【福祉介護】	
	（主要施策）1 介護予防・高齢者福祉の充実	73
	2 障がい者福祉の充実	75
	3 生活困窮者等の自立支援	77
	（基本施策3）住民主体の地域づくり【地域づくり】	
	（主要施策）1 地域コミュニティの維持・再生	79
	2 移住・定住による地域の維持	81
	（基本施策4）全てが平等な地域社会づくり【人権意識】	
	（主要施策）1 人権意識の向上	83

まちづくりの大綱 5	郷土を築く人と文化を育むまちづくり【教育文化】	
(基本施策 1)	安心して子どもを育てられる環境づくり【子育て】	
(主要施策)	1 結婚・出産・子育て支援の充実	85
	2 幼児の教育・保育環境の充実	87
(基本施策 2)	質の高い教育環境づくり【教育】	
(主要施策)	1 健やかな心と体の育成	89
	2 確かな学力の定着に向けた支援	91
	3 学習環境の整備	93
(基本施策 3)	豊かな心身をつくる環境づくり【生涯学習・スポーツ】	
(主要施策)	1 人生 100 年時代の生涯学習の推進	95
	2 生涯を通じたスポーツ活動の推進	97
(基本施策 4)	郷土愛を育む文化のまちづくり【文化】	
(主要施策)	1 歴史文化資源の保存と活用	99
第 7 章	土地利用計画	101
第 1 節	土地利用の現状	101
第 2 節	土地利用の基本方針	102
第 8 章	財政計画	104
第 1 節	財政の現状	104
第 2 節	財政運営の基本方針	106

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、真に市民が主体となる自治を実現するため、平成 19 年 4 月に「妙高市自治基本条例」を制定し、地域のシンボルである秀峰妙高山の恵みを活かした自治と、市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる自治の実現を目指しています。

そして、目指すべき自治の姿を総合的かつ計画的に実現していくために、行政経営の最上位計画である「妙高市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定して、自然と共生し、地域の魅力を活かしたまちづくりを進めています。

第 1 次総合計画（平成 18～26 年度）は、市町村合併後の新たな枠組みでスタートした新市として初めて策定した総合計画であり、将来に向けた発展と飛躍のため、中・長期的な視野からまちづくりの目標や方向性を示しながら、合併して良かったと感じられるまちづくりを進めてきました。

第 2 次総合計画（平成 27～令和元年度）では、人口減少問題がクローズアップされる中、自立的で持続可能なまちの創生を喫緊の課題として各種施策に取り組むとともに、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の開業や妙高戸隠連山国立公園の分離独立の好機を活かした地方創生施策に重点的・戦略的に取り組んできました。

いずれの計画でも、市民の皆様や関係する団体等と英知を結集し、豊かな自然資源や雪国で培われた助け合いの心、都会にはない地域コミュニティなどの本市の強みを活かしながら、全ての生命を安心して育むことができる持続可能な「生命地域 妙高」の創造を目指してきました。

その一方で、市民生活を取り巻く環境は、今なお加速する人口減少やグローバル化、ICT（情報通信技術）の進展による社会経済情勢の変化、近年の気候変動などを要因とする自然災害など、過去には想像できない複雑多様化した課題が山積しています。

そこで、時代の潮流を捉えつつ、将来をしっかりと見据え、今までの常識にとらわれない考え方で、新たな課題に的確に対応し、次の時代にしっかりとつないでいくためのまちづくりの指針となる第 3 次総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、最重要課題である人口減少問題への対応を総合的かつ戦略的に進めるため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「妙高版総合戦略（第 2 版）」としても位置付け、国・県と連携しながら重点的に人口減少対策に取り組んでいきます。

第 2 節 計画の構成と期間

総合計画は、本市のまちづくりの基本理念や目指す姿、その実現に必要な施策を体系的に示すものです。

本計画は、社会経済情勢の変化や多様なニーズに適切に対応していくため、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、施策の効果を検証しやすい中期的な観点から政策の方向性を示します。

また、各施策に基づく個々具体的な事業の実施計画は、毎年度の予算編成作業に

あわせて別途作成するものとし、事業実施後は、各施策の目標値の達成度を評価し、必要な見直しを行っていきます。

第3節 計画の推進にあたって

(1) 計画推進の手順

市民満足度の高いまちづくりを実現するためには、市民、地域、行政などが連携し、市の総合力を発揮した取組を行う必要があります。また、実施した施策や事業等の成果を把握し、検証を行いながら、その結果を次の施策や事業に的確につなげていくサイクル（PDCA サイクル）を展開することが重要となります。

そのため、計画の推進にあたっては、施策ごとに設定した目標値（成果指標）の達成状況により、施策の進捗状況を的確に把握するとともに、行政評価を毎年度実施しながら事業の改善方法などを検討し、翌年度以降の事業立案と予算編成に反映させていきます。

(2) 持続可能な行政経営の推進

地方自治体の自主・自立性を高め、まちの特徴を活かしたまちづくりを進めることを目的とした地方分権の趣旨を踏まえ、課題が多様化する中であっても自らの判断と責任において、柔軟に対応していく行政経営の確立が求められています。

これまでも、行政評価による事業の継続的な改善・見直し、事務事業総点検による事業の選択と集中、職員定員の適正管理、公共施設の適正配置などを進めながら、限られた財源や職員数の中で、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めてきました。

しかしながら、加速する人口減少・少子高齢化、過疎化によりもたらされる人手・担い手の不足や地域活力の低下、財政規模の縮小などは、持続可能なまちづくりを進める上で大きな課題となっています。

今後、一層厳しさを増すことが予想される財政状況や社会経済情勢の変化に対応していくため、事業の抜本的な見直しなどにより、行政の効率化・スリム化を図るとともに、限られた財源を解決すべき重要課題に重点的・効果的に配分するなど、健全で計画的な行政経営を積極的に推進していきます。

また、将来を見据えて、国県や近隣自治体との事業連携や Society5.0^{*}時代の到来を踏まえた ICT の積極的な活用などによる効果的・効率的な行政システムを構築するとともに、業務のアウトソーシング（外部委託）による民間ノウハウの導入、多様性のある職員の育成・能力開発、課題に対応できる組織づくりの推進などにより、自治体の規模に見合った持続可能な行政経営への転換を図っていきます。

^{*} Society5.0…IoT、AIなどの新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて新しい価値を創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

第2章 計画策定の背景

第1節 妙高市を取り巻く社会経済情勢

(1) 人口減少・2040年問題への対応

日本は、晩婚化や未婚化などに起因する出生率の低下に伴って少子化が進行するとともに、世界でも類を見ないほど高齢化が進展しており、総人口も平成20年度をピークに減少が続いています。合計特殊出生率は、1970年代後半から低下し、人口置換水準^{※1}である2.07を下回る状況が約50年続いている一方で、高齢化率は平成22年に「超高齢社会」の基準となる21%を突破して以降、年々上昇を続け、平成27年には26.6%まで上昇しています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークに達すると推計されており、こうした人口構造の変化により、社会保障費の爆発的な増大、高齢者を支える働き手の減少と地域コミュニティの弱体化などは、国全体の様々な分野に影響を及ぼす問題（2040年問題）となっており、地方においては日常生活の維持が困難になる地域の発生も予想されています。

本市においても人口減少・少子高齢化がもたらす諸課題は、活力ある地域を維持していく上で解決をしなければならない身近で最大の課題であることから、定住人口と交流人口の維持・増加に加えて、地域外の人材が地域づくりの担い手となる関係人口^{※2}の創出に向けた取組を進めるとともに、人口減少・少子高齢化を前提としながら、ICTを活用して行政サービスを管理・運営するスマートシティ^{※3}の構築による持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

北海道胆振東部地震（平成30年）や九州北部豪雨（平成29年）など、大規模な自然災害が国内各地で頻発し、人々の生活に甚大な被害と不安を与えています。今後も巨大地震の可能性が指摘されているとともに、**大型の台風（令和元年）などによる**局地的豪雨が近年増加傾向にある中で、いざという時の被害を最小限に抑える減災・防災対策の重要性が強く認識されており、災害に対する安全・安心への意識が高まっています。大規模災害の初動においては、行政による対策のほか、自主防災組織による初期活動が重要であることから、あらゆる災害リスクに対応できるような行政機能の構築とともに、地域の防災力・減災力を強化していくことが求められています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や事故が増加するとともに、複雑多様化する特殊犯罪などの危険も高まっており、安全・安心な生活を脅かす問題が顕在化しています。これらの危険を未然に防止するため、市民・地域・関係機関の連携・協力のもとで市民の防犯意識を高めるための取組を進め、全ての**人**が安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

※1 人口置換水準……人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

※2 関係人口………移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わるかたのこと。本市においては、**妙高ファン倶楽部やえちご妙高会、環境サポーターズの会員などがこれにあたる。**

※3 スマートシティ……地域の抱える諸課題に対して、ICTを活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市のこと。

(3) 地域経済の成熟と経済のグローバル化^{※1}

平成20年(2008年)のリーマンショック以降の世界的な経済危機の影響を受け、国内の地域経済を取り巻く環境が依然として厳しい状況にある中、人口減少に伴う需要減や、少子高齢化の急速な進展による人手不足が深刻な問題となっています。

国内の需要減を補うため、外国人旅行者による消費(インバウンド需要)が日本経済の新たな需要の一つとして期待され、拡大する世界の旅行需要を取り込むために、地域の新たな魅力を磨き、世界に発信していくことが求められています。

また、人手不足問題に対処するには、これからのまちづくりを支える若い世代に安定した雇用を創出することのほか、女性や高齢者、在住外国人などの地域の新たな力の掘り起しや、ICT等の新技術の導入による生産効率の向上や、テレワーク^{※2}の推進など働き方改革への対応が求められています。

加えて国では、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)参加11カ国の協定「TPP11」や欧州連合(EU)の経済連携協定(日EU・EPA)の発効など、世界各国との経済連携に関する政策を積極的に推進しており、経済のグローバル化が進展しています。その結果、国内経済の活性化が図られる一方で、世界規模で地域間・企業間の競争が激化し、製造業等では経済状況や為替の影響により工場の集約や海外移転の動きも見られ、雇用の不安定さや地域経済の弱体化が懸念されています。

本市においても外国人旅行者や外国人労働者が増加傾向にあり、グローバル化の進展が市民生活にも影響を与えていることから、これに適切に対応し、産業振興や地域経済の発展につなげていくことが求められています。

(4) 地球規模での自然環境への配慮

地球温暖化の進行や、資源やエネルギーの大量消費など、地球規模での環境問題が深刻化しており、異常気象の増加は、生態系や水資源・農作物などへの深刻な影響を及ぼしています。化石燃料の大量消費に対する懸念に加え、東日本大震災をきっかけに安全性が優先されたエネルギーの利活用が必要とされている中、自然環境への負荷の少ない社会の実現に向け、再生可能エネルギーや省エネルギーへの意識が高まっています。

本市では、世界に誇れる妙高戸隠連山国立公園等の豊かな自然環境が地域の宝であり、これを守り、未来へ引き継ぐための保全活動を継続していくことが重要です。パリ協定^{※3}の発効や持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下「SDGs^{※4}」という。)採択後の世界の潮流等を踏まえ、限られた資源を有効に活用しながら環境にやさしいライフスタイルへの転換、新エネルギー・省エネルギーの推進に取り組むなど、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指していくことが求められています。

※1 グローバル化…国家などの境界を越えて、経済活動やものの考え方などが世界規模に広がること。

※2 テレワーク…情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

※3 パリ協定…2020年以降の地球温暖化対策を決める新たな国際的枠組みのこと。

※4 SDGs…人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的目標のこと。

(5) 高度情報化の進展

ICTの発達やスマートフォンの普及は、容易に情報の収集・発信を可能とし、人々のライフスタイルに大きな変化を与えています。また、マイナンバー制度の導入により、社会保障や税の公平性の確保、国民の利便性向上と行政の効率化のための社会基盤が整備されるとともに、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっている農業や建設業などの産業分野を中心に、ロボット技術等の活用が進んでいます。

利便性が向上する一方で、若者と高齢者の世代間格差や電子・情報技術を利用できる人とできない人との間の格差、個人情報漏えいや特殊犯罪の増加、ネットいじめなどの新たな問題が発生しており、セキュリティ対策の強化、ネットリテラシー^{※1}の向上が喫緊の課題となっています。

本市においてもICTの積極的な活用は不可欠であることから、観光誘客に向けた情報発信やデジタル申請システムの導入などの行政サービスでの活用、スマート農業^{※2}など労働力不足が深刻な産業分野での活用支援を進めるとともに、生活の質を高められるツールとして誰もが適切に活用できるよう、情報モラル教育の充実やプライバシー保護の取組を進めていくことが求められています。

(6) 価値観の多様化と個性の尊重

社会経済情勢の変化やグローバル化の進展、ICTの発達などにより、人々の価値観やライフスタイル、ワークスタイルは多様化してきており、経済的な豊かさよりも心の豊かさを求める傾向が強まっています。さらに、少子高齢化の進展により仕事と子育て・老親介護との両立が課題となっている背景もあり、国では仕事と生活の両立を重視し、一人ひとりの価値観に応じた働き方や暮らし方などについて多様な選択ができる環境づくりを進めています。

これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとして、一人ひとりの個性を尊重しながら、その個性が地域社会にも広く認められ、市民と行政が協働し社会全体として豊かさを実現できるような仕組みづくりが求められています。

※1 ネットリテラシー…インターネットを正しく使いこなすための知識や能力のこと。

※2 スマート農業…ロボット技術やICTを活用した省力化や高品質生産を実現する新たな農業のこと。

第2節 第2次妙高市総合計画の評価

第2次総合計画では、5つの重点プロジェクトと6つのまちづくりの大綱を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

重点プロジェクトは、「人口減少対策の充実・強化」「新幹線・国立公園を活かした交流人口の拡大」「総合健康都市 妙高の推進」「地域協働のまちづくりの推進」「未来を支える地域基盤の整備」の5つを設定し、まちづくりの大綱に掲げる施策に位置付け、重点的、戦略的に取り組んできました。

また、計画期間の5年間については、人口減少や超高齢社会の進展など人口構造の変化により、社会経済状況が大きな変革期を迎えたこともあり、それらに柔軟に対応しながら着実な成果を目指してきました。

第2次総合計画の計画期間における本市の取組と課題を次のとおり評価し、残された課題については、本計画において引き続き対応していきます。

(1) にぎわいと活気あふれる・生命地域

地域経済の発展を支える観光産業、農業や商工業など地域産業の振興を支援するとともに、移住・定住の促進に努め、交流と暮らしを支える基盤づくりを推進しました。

【地域資源を活かした観光産業の振興】

地域資源を最大限に活用し、観光産業の振興と魅力ある観光地域づくりを進めるための一般社団法人「妙高ツーリズムマネジメント」（以下「観光地域づくり法人^{*}」という。）の体制を構築するとともに、新たな情報発信媒体として「妙高ノート」を立ち上げ、国立公園エリアを中心に戦略的な観光プロモーションを展開しました。また、外国人観光客の誘客を促進するための海外プロモーションを強化するとともに、妙高高原観光案内所の整備や二次交通の確保など受入体制の強化を図りました。

しかしながら、外国人観光客数は増加傾向にあるものの、全体の観光入込客数は減少傾向にあることから、特に山岳観光やグリーンシーズンの誘客を促進するとともに、多様な事業者が連携した観光地域づくり法人の体制の拡大を図りながら、観光産業の再生と地域経済の好循環を図る必要があります。

【魅力ある農林業の振興】

農業経営の安定化を図るため、新たな農業法人の設立や新規就農者の確保、大区画ほ場整備、農業用施設の改修整備、担い手への農地の集積などに取り組んできましたが、農業従事者の減少や高齢化が進んでおり、依然として農業経営の継続・発展への支援が求められています。

また、森林施業についても担い手不足により、育林放棄の森林が増えている

^{*} 観光地域づくり法人…地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役を担う法人のこと（従来の「DMO」）。

ため、森林整備と資源の供給・流通・管理体制づくりが求められています。

農産物直売所については、利用者、売上額ともに年々増加しており、一層の農家所得の向上を図るため、道の駅あらいに新たな農業振興施設を整備し、令和2年度の開業に向けた準備を進めていく必要があります。

また、農村交流を図る目的で教育体験旅行を誘致しながら、都市部の子どもを受け入れる農家の拡大を図りましたが、さらなる交流拡大を図るため、受入体制や体験プログラムの充実などが求められています。

【活力ある商工業等の振興】

全国的にも手厚い市独自の企業奨励制度を設けた結果、大型リゾートの開業や市内工場の拡張などにより、新規雇用の増加が図られたとともに、企業振興奨励条例に基づく補助制度を創設したことにより、市内事業所の経営基盤の強化に一定の効果が現れていますが、従業員の高齢化、後継者不足等により、事業所の承継や人材の確保、生産性の向上などへの支援が求められています。

また、商店街等への集客と売上の維持・向上を図るため、地域内消費の喚起に向けた補助金の創設やイベント支援などを行いましたが、一過性でなく継続的な賑わいを創出することができる中心市街地づくりが求められています。

【交流と暮らしを支える基盤づくり】

上信越自動車道の4車線化整備や新井スマートインターチェンジの24時間運用により、広域道路交通網の利便性や安全性の向上が図られました。

公共交通に関しては、交通事業者への財政支援や路線バスの市営化により幹線鉄道とバス路線の維持が図られましたが、利用者が減少傾向にあることから、利便性を確保しつつ効率的な運行が求められています。

移住・定住の促進では、移住支援員を配置し、住宅取得等への支援の充実や中古住宅の紹介などの相談支援により多くの移住に結びついており、引き続き、移住・定住を促進していくことが求められています。

（2）美しい自然と人が共生する・生命地域

「妙高戸隠連山国立公園」の魅力を高め、自然環境を大切にする心を育み、環境負荷の少ないエネルギー利用や循環型社会の構築を進めるとともに、快適な暮らしの実現のため生活環境や都市環境の充実に取り組みました。

【自然環境との共生】

妙高ビジョン^{*}に基づき発足された生命地域妙高環境会議を中心に、全国ライチョウサミットをはじめ、関係機関等の連携した環境保全活動や環境イベントなどにより、生物多様性の適切な保護・保全と自然観光資源の磨き上げを図りましたが、妙高戸隠連山国立公園の利用者数は横ばいで推移しているため、

^{*}妙高ビジョン…妙高市域における魅力ある国立公園づくりと地域の活性化を目指した基本理念と基本方針、今後の取組方向についてまとめたもの。

国立公園の自然環境の保護・保全を図りながら、観光資源としての活用をさらに促進させていく必要があります。

【循環型社会の構築】

地球温暖化対策に関する意識啓発により、資源循環に取り組む市民や事業所の拡大が図られましたが、地球温暖化対策のさらなる推進のため、エコ活動の継続的な働きかけや地域等と連携した取組のほか、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの調査研究を進めていく必要があります。

廃棄物の排出量では、分別方法・出し方の変更や拠点回収品目を増やすことにより資源化が図られましたが、1人あたりの焼却処理量は依然として多いことから、より一層の減量と3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）による資源循環の促進が求められています。

【便利で快適な都市環境づくり】

老朽化した市営住宅の集約化や個人住宅のリフォームへの補助などを行い、市民の住宅環境の改善を図りました。また、平成30年度には市道の機械除雪の出動基準を国県道と同じ10cmへ引き下げ、きめ細かな除雪を実施したことにより、冬期間の安全・安心な道路交通を確保することができました。今後も市民や地域、除雪業者との協働により、効率的で安定した除雪体制を維持していく必要があります。

ガス・水道の供給においては、志浄水場の改築や白ガス管、石綿セメント管の更新が完了し、災害に強いライフラインとなりました。今後も老朽化が進む施設や経年管の計画的な更新を進めるほか、持続的な経営のため、民間の有する経営や技術などのノウハウの活用を進めていく必要があります。

（3）次代を担う子どもが輝く・生命地域

人口減少を克服するため、安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と社会でたくましく生きる力を育み、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指して、子育て支援の充実と教育環境の整備を推進しました。

【安心して子育てできる環境づくり】

出会いから子育てまでの一貫した支援を進めるため、出会いの機会を創出するイベントの実施や子育て世代包括支援センターの設置による相談支援体制の強化に取り組むとともに、こども医療費の助成拡大など、子育て世帯への経済的支援を強化してきましたが、少子化の流れを改善するには至っていない状況であり、さらなる対策が求められています。

幼児の教育・保育環境では、園活動の充実や園舎整備等の保育環境の改善に努めた結果、高い評価が得られており、引き続き、保育サービスの充実に努めていく必要があります。

また、支援を必要とする要保護児童等への適切な関わりに努めていますが、不登校からひきこもりやニートにつながる事案が多く、支援が必要なかたが増えていることから、相談体制等の強化が求められています。

【豊かな人間性と生きる力を育む教育】

学校・地域・家庭が連携した教育活動の実施により、児童生徒のコミュニケーション能力の向上や郷土愛の醸成、職業観や職業選択への意識高揚など、将来の自立に向けたスキルの向上を図ることができました。

児童生徒一人ひとりに寄り添い、個々の状態に応じて対応する体制も整ってきていますが、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わる中で、子どもたちが自ら考え、課題解決のために行動する力を育てる必要があります。また、家庭、関係機関との連携を深め、問題の効果的な解決を図る必要があります。

【安心して学べる環境整備】

学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の改修、設備等の更新を計画的に実施し、平成 28 年度で全小・中学校で耐震対策の工事が完了したとともに、近年の異常気象を踏まえ全普通教室への冷房設備の設置を進めました。また、スクールバス全路線を交通事業者への委託運行に切り替えるとともに、バス通学の対象エリアを拡大し、児童生徒の通学支援の充実を図りました。

就学支援を通じて経済的負担の軽減を図っていますが、国県の給付型奨学金の制度を踏まえながら、社会情勢に則した制度への見直しが求められています。

（４）健やかで人にやさしい・生命地域

「総合健康都市 妙高」を推進し、住み慣れた地域で心豊かに安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域で支え合う福祉の仕組みづくりを推進しました。また、安全・安心な暮らしが送れるよう防災・防犯体制などの確保を図りました。

【保健と医療の充実】

「健康長寿！『元気 100 歳』」をスローガンに、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防や市民の主体的な健康づくりを進めたことにより、健康寿命は延伸しています。引き続き、健康寿命の延伸に向け、乳幼児から高齢者までの全世代における良好な生活習慣の形成・定着を図る必要があります。

市内の 2 病院では、関連病院や大学医学部等との連携を強化し、医師を確保しながら、診療科目を減らすことなく医療の提供が行われていますが、地方病院の医師確保は、ますます困難となることが見込まれることから、上越圏域全体で連携して医療を提供する体制等を維持していく必要があります。

【高齢者・障がい者福祉の充実】

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症高齢者グループホームや障がい者グループホーム、介護老人福祉施設を整備し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に努めました。

介護者も高齢化し、介護の継続が困難となるかたが増加傾向にあることから、介護サービスを必要としない元気高齢者となるための主体的な自立促進に加え、地域に入り込んだ介護予防や認知症予防により、地域で支えていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

【支え合いの地域社会づくり】

本市の高齢化率は、県内でも高い傾向にあるため、地域の見守りネットワークを市内全域に構築しましたが、今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯がさらに増加していくことが想定されることから、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、ネットワークの拡大・強化と新たな生活支援の仕組みづくりが求められています。

また、生活保護受給者や生活困窮者に対し、経済的・社会的自立に向け個々に寄り添った支援を行った結果、多くの支援対象者を就労・保護廃止に結びつけることができた一方で、支援対象者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、生活上の様々な課題に対応した包括的な支援を行う必要があります。

【安全・安心な暮らしの確保】

防災行政無線のデジタル化にあわせて全世帯に戸別受信機の設置を進めるとともに、地域住民と協働でのハザードマップ作成や、181人の防災士の養成、消防団や自主防災組織と連携した防災訓練の実施などを通じ、市民の防災・減災に対する意識の高揚が図られてきましたが、近年多発している大規模災害に備えた実践的な訓練を実施する必要があります。

防犯・交通安全に関しては、関係機関との連携による啓発活動の効果と市民意識の高まりにより、犯罪・事故ともに発生件数は減少傾向にありますが、手口が巧妙化している特殊詐欺被害や、高齢運転者による事故は増加傾向にあるため、引き続き発生件数の減少に向けた活動を推進していく必要があります。

（５）豊かな心と文化を育む・生命地域

市民が生涯にわたって能力と個性を磨き、発揮できるよう学習機会の充実や気軽にスポーツできる環境整備に取り組むとともに、豊かな心や感性、創造性を育むため、芸術文化の醸成を図りました。

【生涯学習・スポーツの充実】

妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」を開講し、ふるさと妙高の魅力を再発見し、学習する多様な講座を提供し、多くの市民が参加しました。また、自身の知識や経験を活かし、子どもたちへの学習支援活動を行う地域人材ボランティアも目標数を上回る登録がありました。また、「妙高市民の心」の推進運動の普及・促進により、地域や事業所などにおける活動に広がりが出てきましたが、運動の認知度は71.5%であり、さらなる取組が必要です。

スポーツにおいては、各種スポーツ教室や健康保養地プログラムの開催等により、市民がスポーツ活動をしやすい環境づくりができたほか、にいがた妙高はね馬国体の開催等により、「スポーツのまち」「スキーの聖地」としての魅力を広く発信することができました。市民の運動習慣の一層の定着を図るため、引き続き、気軽にスポーツを始められる環境づくりを推進する必要があります。

【創造性豊かな文化のまちづくり】

東京藝術大学等と連携した芸術事業などにより、市民が芸術活動を始めるきっかけづくりや芸術レベルの向上に取り組んでいますが、連携事業への参加者数が減少傾向にあることから、新たな連携手法を協議し、事業の魅力を高めていくことが求められています。

関山神社周辺文化財、斐太歴史の里、歴史街道については、文化財の指定等により価値を磨き上げ、歴史学習拠点として定着し、地元保存団体の自主事業やボランティアガイドの活動が活発化していますが、点在する文化財のさらなる活用を図るため、歴史文化基本構想のストーリーに基づく価値の顕在化を進める必要があります。

（6）自立した地域を創る・生命地域

市民との協働により、地域の特性を活かし、自立した地域社会づくりを推進するとともに、行財政改革を推し進め健全で効率的な行政経営の確立を図りました。

【市民協働のまちづくり】

人口減少と少子高齢化の進展により、地域コミュニティを維持することが困難な地域に対し、地域サポート人による巡回や維持に向けた話し合いなどを進めたことにより、自ら地域課題を解決し、共助活動に取り組む動きが広まりつつあります。また、市民活動支援センターを新たに「地域づくり協働センター」として見直し、地域づくり活動に関する相談・支援体制の強化を図りましたが、引き続き、将来を見据えた地域運営を支援していく必要があります。

人権問題に対する理解と認識は、高まりつつありますが、複雑多様化する人権問題の解決に向け、引き続き、人権教育を推進していく必要があります。

【効率的な行財政経営の確立】

コンビニ納付の定着化や滞納整理の強化による市税収納率の向上、ふるさと納税の取組強化による寄付額の増加などにより、安定した税源の確保につなげることができましたが、今後、税収等の減少が見込まれることから、さらなる徴収率の向上や税外収入等の増額などによる歳入予算の確保とあわせ、歳入に見合った歳出への転換が求められています。

また、限られた職員数で市民満足度の高い行政サービスを提供するため、職員の育成・能力開発、組織機構の見直しに努めるとともに、事務事業の評価を毎年度実施し、事業の選択と集中を進めています。今後の人口減少社会に向けて、今まで以上に効率的に行政サービスを提供できるようさらなる広域連携や、ICT、民間ノウハウの活用などを積極的に進めていく必要があります。

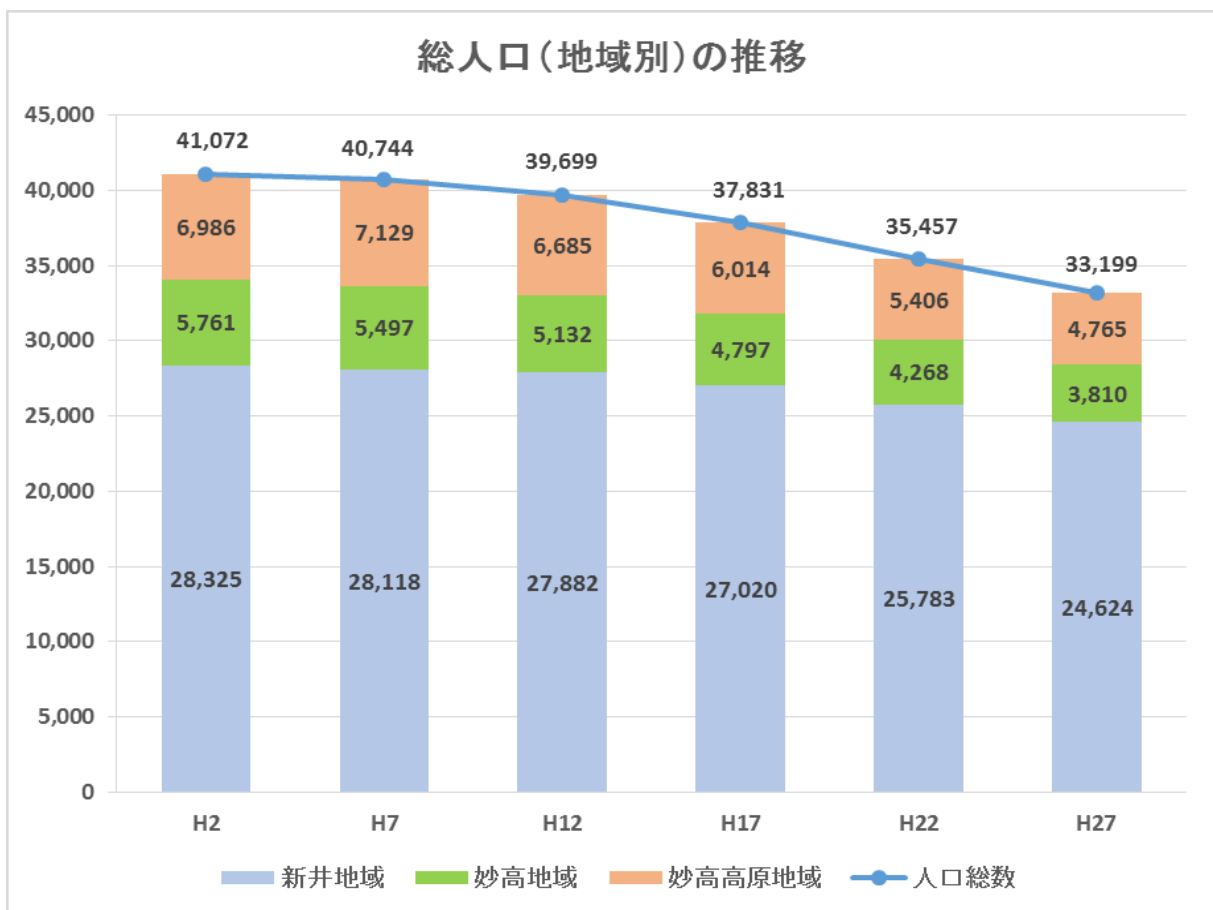
第3節 妙高市の人口の現状

(1) 総人口の推移

平成27年の国勢調査による本市の人口は33,199人となっており、平成22年の35,457人と比べると、6.4%減少しています。

地域別の状況は、新井地域では△4.5%（△1,159人）となっているのに対し、妙高地域では△10.7%（△458人）、妙高高原地域では△11.9%（△641人）となっており、妙高地域・妙高高原地域の減少が特に顕著であることが伺えます。

第2次総合計画においては、令和元年の目標人口を32,000人と設定しましたが、新潟県人口移動調査によると、令和元年10月1日現在で31,116人と、目標を下回っている状況となっていることから、人口減少対策が大きな課題となっています。



出典：国勢調査

(2) 人口動態の推移

平成 17 年から平成 30 年までの人口動態を見ると、自然動態・社会動態とも減少傾向にあり、自然動態では 3,375 人が減少（年平均△241 人）し、社会動態は 3,217 人が減少（年平均△230 人）となっています。また、近年は社会動態の減少数を自然動態の減少数が上回っている傾向にあります。

自然動態については、出生数よりも死亡数が多い状況が続いている上、年々その差が大きくなってきており、減少幅は平成 30 年において、合併以降最も大きくなっています。出生数は平成 29 年に年間の出生数が初めて 200 人を割り込み、平成 30 年では 164 人にまで落ち込んでいます。死亡数は合併後平均では 475 人となっており、出生数の約 2 倍で推移しています。

社会動態については、転出者数が転入者数を上回っている状況が続いていますが、減少幅は縮小傾向にあります。転入者数は合併後平均では 891 人、過去 5 年平均は 794 人と減少傾向にあります。転出者数は合併後平均では 1,121 人、過去 5 年平均では 1,023 人と、転入同様に減少傾向にあります。

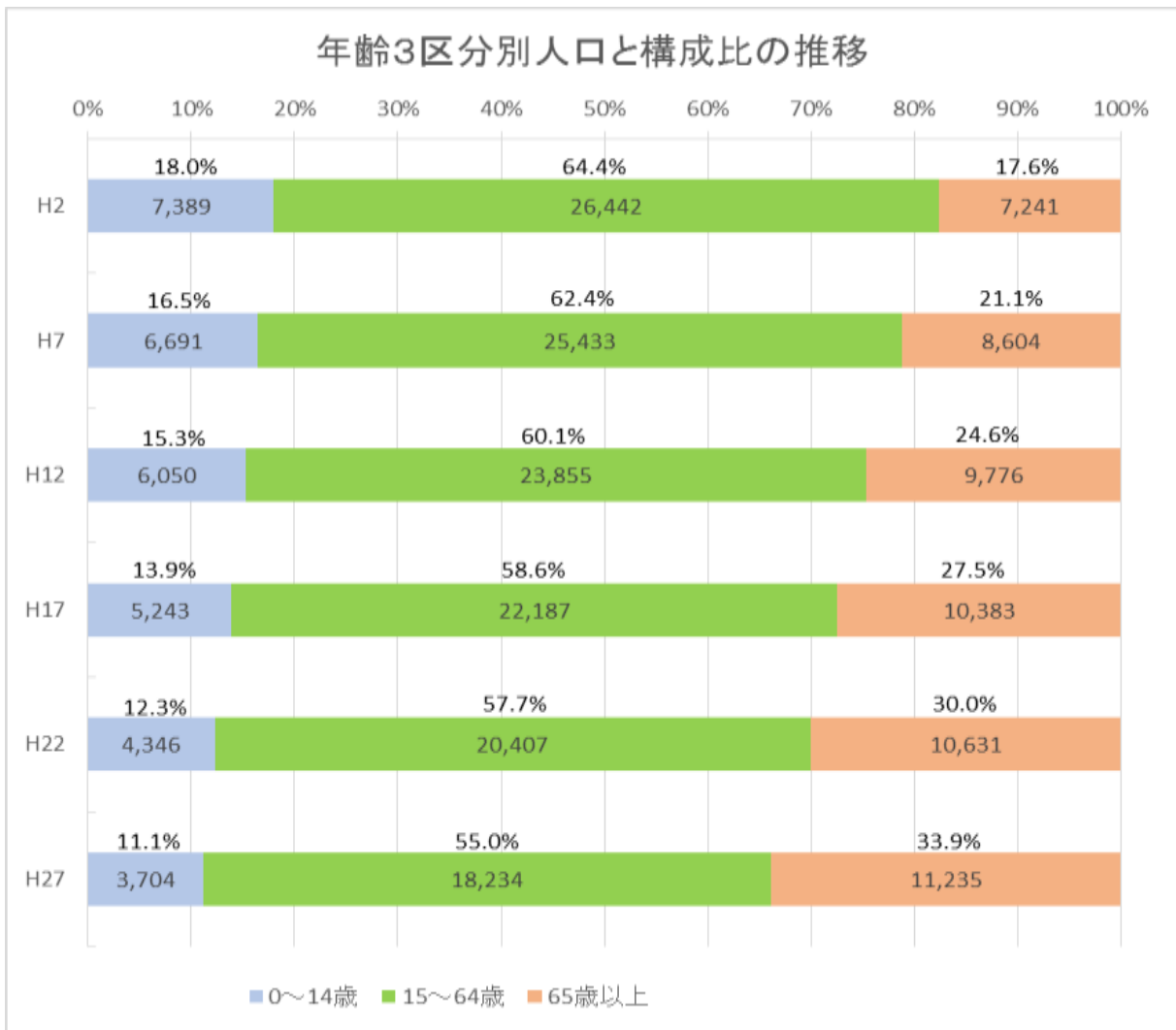
転出状況を見ると、20 歳から 40 歳までの若い世代が市外に職業や生活の拠点を求めて転出している傾向が続いています。また学業や就職を理由に、10 代後半～20 代前半の若者の転出が多い傾向となっています。依然として転出超過が続いていますが、近年は転入が増加し、転出が抑えられるなど、改善傾向にあることから、今後も社会増に向けた取組が重要となっています。

年度	自然動態			社会動態			人口増減	
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
合併後の推移	H17	269	407	-138	1,174	1,383	-209	-347
	H18	282	416	-134	1,084	1,296	-212	-346
	H19	256	419	-163	896	1,270	-374	-537
	H20	259	459	-200	918	1,201	-283	-483
	H21	251	495	-244	968	1,241	-273	-517
	H22	243	484	-241	900	1,080	-180	-421
	H23	227	463	-236	938	1,056	-118	-354
	H24	225	519	-294	787	1,051	-264	-558
	H25	245	484	-239	838	996	-158	-397
	H26	218	479	-261	765	1,064	-299	-560
	H27	233	507	-274	781	1,065	-284	-558
	H28	209	466	-257	825	1,048	-223	-480
H29	192	484	-292	761	964	-203	-495	
H30	164	566	-402	839	976	-137	-539	
合併後合計	3,273	6,648	-3,375	12,474	15,691	-3,217	-6,592	
合併後平均	234	475	-241	891	1,121	-230	-471	
過去10年平均	221	495	-274	840	1,054	-214	-488	
過去5年平均	203	500	-297	794	1,023	-229	-526	

出典：新潟県人口移動調査

(3) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口を0～14歳(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(高齢人口)の年齢3区分構成比で見ると、平成17年では年少人口は13.9%、高齢人口は27.5%でしたが、平成27年には年少人口は11.1%、高齢人口は33.9%となっており、少子高齢化が進んでいる状況です。また、生産年齢人口の割合も58.6%から55.0%に低下し、10年間で3,953人減少していることから、地域経済を支える担い手の確保も課題となっています。



出典：国勢調査

※年齢不詳を除いて算出しているため(1)総人口とは若干数値が異なる

第4節 妙高市の人口の将来展望

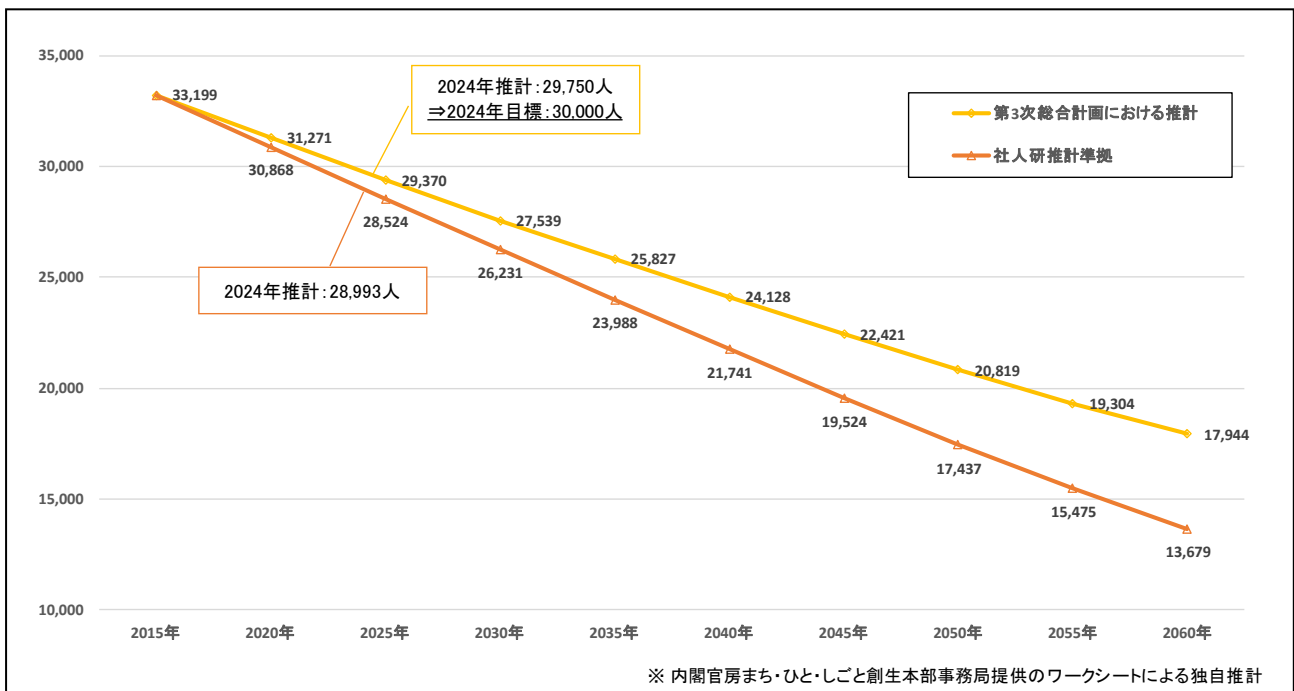
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本市の将来推計人口は、2025年には28,524人まで減少するとされており、社人研に準拠した本市の独自推計では、2060年には13,679人と、2015年の41.2%にまで減少するとされています。社人研の見通しそのまま人口減少が進めば、地域経済の縮小、後継者不足による産業の停滞、地域コミュニティの機能低下など様々な影響がもたらされ、市の存続自体が危ぶまれる状況になることも懸念されています。

このため、今後は本計画で設定する「人口減少問題に関する戦略目標」の視点による積極的な人口減少対策を実施し、出生数の向上による自然動態の改善とあわせ、移住者の増加と定住者の転出抑制を図る取組を進め、社会動態の改善を目指します。

これにより、合計特殊出生率が2040年までに人口置換水準まで回復し、かつ、転出超過傾向が見られる年齢階層を中心に流入促進（転出抑制）が図られると仮定し、本計画の最終年度である2024年の人口総数の目標を30,000人と設定します。なお、この仮定による推計は「妙高人口ビジョン」に準拠したものになります。

この人口の将来展望では、将来的に人口が増加に転じることにはないものの、出生率の向上や若年層の転入促進、転出抑制等により、人口減少と少子高齢化は緩和され、年少人口割合は横ばいで推移し、高齢人口割合は増加が続くものの増加率は緩やかになり、人口構成のバランスは改善の方向に向かっていく見通しとなります。

《将来推計人口の推移》

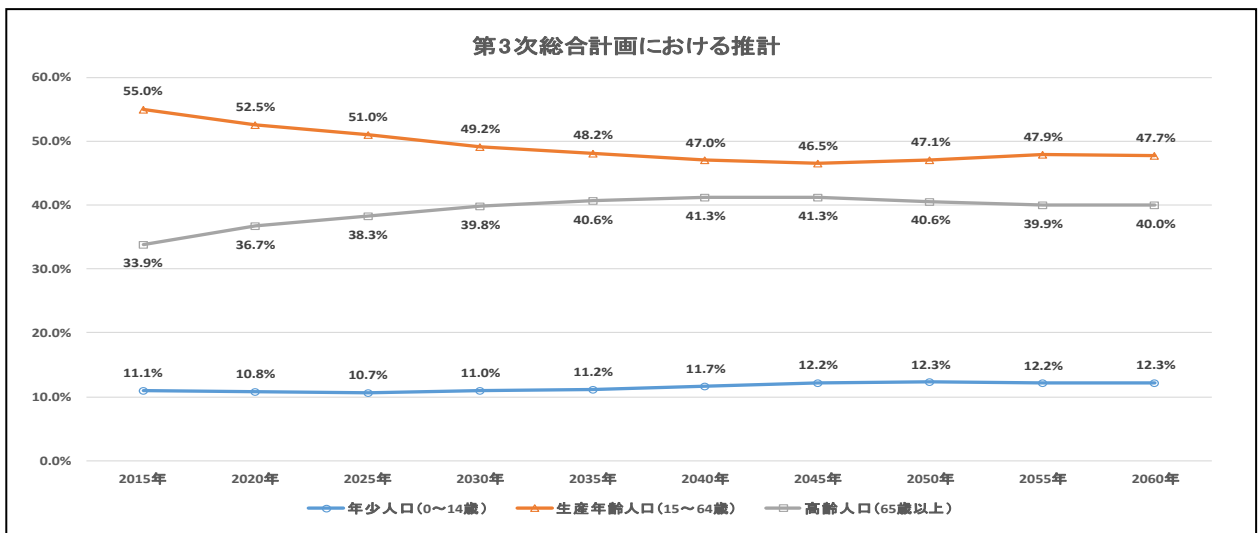
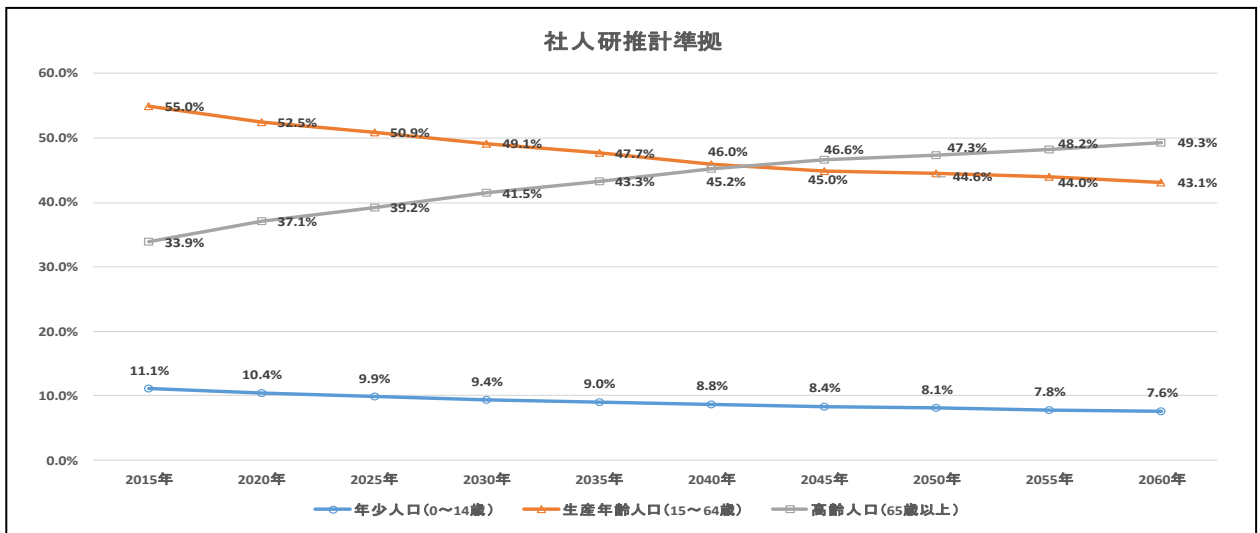


パターン別の将来人口推計結果

	推計パターンの概要	現状 (人)	推計結果 (人)		人口割合 (2060年 /2015年))
		2015年	2024年	2060年	
H30 社人研 推計準拠	社人研の推計方法により2010年～2015年の国勢調査に基づいて算出された子ども女性比率、生存率等を適用し、移動率は2010年～2015年の国勢調査に基づく移動傾向が今後も継続すると仮定した推計	33,199	28,993 (29,062)	13,679 (14,619)	41.20 %
本計画に おける推計 (人口ビジョン 準拠)	社人研推計準拠において、政策誘導により、合計特殊出生率が2040年までに人口置換水準まで段階的に上昇すると仮定し、かつ、転出超過傾向が見られる年齢階層を中心に流入促進(転出抑制)が図られると仮定した推計(年間50人流入と仮定)	33,199	29,750 (30,452)	17,944 (20,559)	54.05 %

《人口構成》

※カッコ内数値はH25社人研推計準拠による数値



※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供のワークシートによる独自推計

第3章 目指すまちの姿

第1節 まちづくりの基本理念（将来像）

生命地域の創造

～人、自然、全ての「生命」が輝く妙高～

妙高山麓に広がる本市には、豊かな自然環境をはじめ、積み重ねられてきた歴史、培われてきた文化など、ゆったりと豊かな暮らしのできる素晴らしい自然の恵みが、令和の現代になっても今なお残されています。

地球に生命が誕生して以来、受け継がれてきた生命の連鎖。私たちは、尊い生命をいただいたことに感謝し、おかげさまの精神で、このかけがえのない自然の恵みを守ってきました。

しかしながら、人口減少による過疎化や若者の流出、少子化など、私たちを取り巻く生活環境が大きく変わり、次の時代を見通すことが難しい新たな局面を迎えている中、本市が住みよい地域であり続けるためには、身体と大地とは一体であるという「身土不二」の考えのもと、「生命地域の創造」というまちづくりの目指す方向を、今一度、市民の皆様と共有していくことが必要です。そして、今こそ、地域住民自らが主役となるための意識変革を促すとともに、地域資源の魅力をさらに磨きあげ、新しい時代の流れを力に、妙高を未来に向けて持続可能な都市に創り上げていく覚悟が必要です。

そこで、ふるさと妙高を想う人と豊かな自然のつながりを大切にし、全ての「生命」が輝き、真の豊かさを実感でき、安心して「生命」を育むことができる「生命地域の創造」をあらためて基本理念に掲げ、次の時代につなぐまちづくりに取り組んでいきます。

第2節 持続可能なまちづくりの実現に向けて

「生命地域の創造」をまちづくりの基本理念に掲げ、次の時代につなぐまちづくりを進めていく本市の考え方は、平成27年9月に国連総会が採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の宣言の目指すべき方向性と同じであると考えています。そして、その宣言の中核が2030年を期限とする17のゴールからなるSDGsです。

本市においても、今までの常識では認識できないほどのスピードで人口減少と少子高齢化が進行し、現役世代の人口が急減する大きな課題に直面する中、社会、経済、環境を維持し、次の時代に引き継いでいくため、教育や保健、社会保障、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズから、インフラ、消費、産業などの経済成長、そして、気候変動や環境保護など様々な課題に取り組むSDGsと、本計画で位置付けた施策との関係性を明確にしながら、持続可能な成長戦略につながる施策を実行していきます。

◆SDGsの17のゴール（持続可能な開発目標）と自治体行政の関係

ゴール（目標）	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進するほか、住民が省・再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業や新しい価値を創出することにも貢献することができます。</p>

ゴール（目標）	自治体行政の果たし得る役割
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>誰一人取り残されることなく、安心・安全に暮らすことができる強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>12. つくる責任 つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン- 2018年3月版（第2版）」

（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）を参考に作成

第4章 重点プロジェクト

本市のまちづくりの基本理念「生命地域の創造 ～人、自然、全ての『生命』が輝く妙高～」の実現に向け、各施策を着実に実施していくために、人材や財源などの経営資源を有効に活用しつつ、計画期間内で重点的・分野横断的に取り組み、特に成果を上げていく必要がある施策を重点プロジェクトに設定しました。

なお、本章の重点プロジェクトの設定に当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携を図りながら、本市の地方創生に資する施策を推進していくとともに、人口減少問題に関する戦略目標については、中長期的な効果検証が必要なことから、次章に設定し、継続的に推進していきます。

I 人口減少時代に即した地域経営の推進

- (1) コンパクトで住みやすいまちの形成
- (2) スマートシティ妙高の推進

II 未来を担う子ども・若者の育成

- (1) グローバル化・ICT化に対応できる人材の育成
- (2) 地域を牽引する担い手の育成

III 生涯現役で健康長寿のまちづくりの推進

- (1) 地域共生社会の推進
- (2) 元気高齢者の社会参加の促進

IV 地域産業の高付加価値化

- (1) 唯一無二の観光素材の磨き上げ
- (2) 海外需要を取り込む仕組みづくり

重点プロジェクト I

人口減少時代に即した地域経営の推進

■現状認識

将来にわたる持続可能な地域社会を構築するため、たとえ人口が減少し、経済規模が縮小しても、生活の質や市民一人ひとりの幸福や満足度を高め、住みやすく充実したまちをつくるのが行政に課せられた務めです。

人口や商業機能の空洞化が進み、生活の利便性やまちの賑わいが低下してきた新井駅周辺の中心市街地は、市役所をはじめ、教育施設、文化ホール、体育館等の主要公共施設、けいなん総合病院等の医療・福祉施設、駅やバスターミナル等の公共交通の結節点が集積し、人口減少、超高齢化社会に対応したコンパクトな集約型の都市づくりに適したエリアであることから、必要な都市機能を誘導し、中心市街地の活性化を市全体の活力につなげていく必要があります。

また、持続可能なまちづくりのための地方創生、SDGs の推進や狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く Society5.0 時代の到来を踏まえ、ICT を可能な限り、あらゆる分野のハード、ソフト事業に導入し、人口減少時代においても、住まい、医療、福祉、商業、公共交通などの生活機能を確保し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

■基本方針

人口減少時代においても、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、地域を経営する視点に立ち、コンパクトで住みやすいまちの形成と ICT を活用した効率的な市民サービスの提供を目指します。

■数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
都市機能・居住誘導区域内の人口密度	25.1 人/ha	24.1 人/ha 以上
スマートシティの推進によって生活の利便性が高まったと感じる市民の割合	—	60.0%以上

■個別施策

I-(1) コンパクトで住みやすいまちの形成

基本的な方向性

人口減少・超高齢社会においても生活の質を落とさずに住みやすいまちを形成していくため、鉄道駅を中心とした市街地形成を図りながら、鉄道駅と各地域をつなぐ地域公共交通の効率的な運行を進めます。

施策の内容

- ①都市機能誘導施設（図書館、子育て施設、福祉施設等）の整備
- ②中心市街地への商業施設の誘導
- ③居住誘導区域への住宅等の立地誘導
- ④市民生活を維持するための公共交通の確保

I - (2) スマートシティ 妙高の推進

基本的な方向性
人的・財政的な経営資源が縮小傾向の中、市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、ICTを積極的に活用して、行政事務・手続の効率化を図り、生産性と利便性を向上させるスマートシティの構築を進めます。
施策の内容
① 妙高スマートシティ構想に基づく ICT 施策の推進 ② ICT を活用した市民生活のサービス向上 ③ ICT を活用した市役所業務の改革

重点プロジェクトⅡ	未来を担う子ども・若者の育成
------------------	-----------------------

■現状認識

グローバル化が進展し、国境という概念が薄まった今、英語でのコミュニケーション能力を持ち、自ら考え行動し、世界で通用する人材の育成を進めるグローバル教育が世界の潮流となっています。また、IoTやAI、ビッグデータなどのテクノロジーによって業務効率性や生産性が飛躍的に向上し、産業の形が変わりつつある中、身の回りにあふれている情報やICTを活用できるスキル、発想力や論理的思考力などのプログラミング的思考を高めていく教育が求められています。

また、これからの時代を生き抜き、この地域を次の時代に受け継いでいくため、仲間と共に地域の魅力や課題を発見し、解決していく地域の担い手や起業・就業により地域経済を牽引していく担い手の育成を強化していく必要があります。

■基本方針

人口減少、グローバル化、ICT化の進展など社会・経済環境が大きな変革期を迎えている中、未来や世界を見据えた人材育成を強化し、これからの時代を生き抜き、この地域で活躍する担い手を育成します。

■数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
リーダーシップ能力が向上した児童の割合	8.7%	10.0%以上
市内での新規起業数(平成27年度からの累計)	25件	40件以上

■個別施策

Ⅱ - (1) グローバル化・ICT化に対応できる人材の育成

基本的な方向性
グローバル化・ICT化の進展に伴い、今後求められる英語力、コミュニケーション力、情報活用力、リーダーシップ力などの向上を図り、次の時代に対応できる人材の育成を推進します。

施策の内容
①幼児期から小学校、中学校まで一貫した英語教育の実現 ②小中学生の海外交流、異文化理解の促進 ③デジタル教育に対応した学習環境の整備

II - (2) 地域を牽引する担い手の育成

基本的な方向性
この地域を将来にわたって住みやすく活気のある地域としていくため、若者を中心に地域づくりへの参画を促進するとともに、地域社会や地域経済を牽引する担い手を育成します。
施策の内容
①地域を担う人材の育成と市民活動の支援 ②地元での起業や就業支援の強化

重点プロジェクトⅢ	生涯現役で健康長寿のまちづくりの推進
------------------	---------------------------

■現状認識

現役世代の人口減少が進む一方、高齢者の若返りも見られる中、より多くの人々が意欲や能力に応じ、社会の担い手として長く活躍できるよう、「一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする社会」、「地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な就労と社会参加の機会を得ながら、縦割りや支え手・受け手という関係を超え、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会」の実現に向けた環境整備を進めていくことが求められています。

また、健康無関心層へのアプローチの強化をはじめ、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル予防、認知症予防施策を推進し、健康寿命のさらなる延伸を図っていく必要があります。

■基本方針

人生100年時代を迎え、地域における高齢者の割合が高くなる中、支援が必要な方を地域の力で支える地域共生社会を築くとともに、市民がいつまでも元気で地域を支える人材として活躍する社会の構築を目指します。

■数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
地域運営組織の設立・運営数	4 組織	14 組織以上
健康寿命と平均寿命の差	男性：△1.8 歳 女性：△3.7 歳	男性：△1.8 歳 以下 女性：△3.7 歳 以下

■ 個別施策

Ⅲ - (1) 地域共生社会の推進

基本的な方向性
多様なニーズに対応するためには個々の力（自助）や介護保険などの公的なサービス（公助）だけでは十分な対応が困難となっていることから、多様な主体の参画、住民相互の支え合いによる地域共生社会の実現を目指します。
施策の内容
①地域包括ケアシステムの充実 ②地域の相対的弱者に対する包括的な支援の拡充

Ⅲ - (2) 元気高齢者の社会参加の促進

基本的な方向性
いつまでも介護を必要としない健康な生活を送るため、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、地域社会の中で自らの経験と知識・技能を活かした社会貢献に取り組む元気高齢者を増やします。
施策の内容
①市民主体の健康づくり・フレイル予防の推進 ②学校や地域の活動への元気高齢者の参加促進

重点プロジェクトⅣ	地域産業の高付加価値化
------------------	--------------------

■ 現状認識

本市の観光産業は、外国人観光客数の増加などにより今後も成長が期待される分野ですが、全国のスノーリゾートを有する自治体と比較すると、観光入込客数は上位に位置しているものの、宿泊者数では低い水準にとどまっており、人口当たり観光売上額では大きく差が開いているのが実態です。

このため、国際観光都市の実現に向け、妙高の個性を活かした魅力ある観光資源の磨き上げと、付加価値を生み出す観光地づくりを推進するとともに、地域の魅力を効果的に発信することが重要です。

国においても、観光産業は、欧米・アジア諸国等の旺盛な消費需要を取り込むことができる地域の成長産業と位置付けていることから、この観光産業を基軸とし、地域産業全体の活性化を図っていく必要があります。

■ 基本方針

妙高山麓の自然、食材、歴史文化等の資源を活かした観光産業は、今後も成長が期待される分野であるため、観光産業を基軸とし、農業や商工業へ経済効果を波及させて地域産業全体の付加価値を高めていきます。

■数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
域内循環額	1,979 百万円	3,000 百万円 以上
年間観光売上額(観光消費額)	11,643 百万円	14,000 百万円 以上

■個別施策

IV-（1）唯一無二の観光素材の磨き上げ

基本的な方向性
本市は、他の地域に誇れる自然、食材、歴史文化等の地域資源を有していることから、これらを妙高でしか体験できない唯一無二の観光素材として磨き上げ、付加価値の高い体験型観光の充実を進めます。
施策の内容
①新たな付加価値を生み出す観光施策の推進 ②国立公園妙高を活かした自然観光地づくりの推進

IV-（2）海外需要を取り込む仕組みづくり

基本的な方向性
本市への国内観光入込客数が伸び悩む中、急激な伸びを見せている外国人観光客をさらに誘客するとともに、地域内消費の拡大に結び付く仕組みを構築します。
施策の内容
①グリーンシーズンにおける外国人観光客の誘客拡大 ②外国人富裕層の誘客や長期滞在の拡大 ③海外需要の地域経済への取り込みの促進

第5章 人口減少問題に関する戦略目標

国全体の最重要課題である人口減少による社会的変化を見据え、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生のさらなる充実・強化と地域の特徴を活かした自立的で持続的なまちの創造を推進していくため、国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する本市の人口減少問題に関する戦略目標を設定しました。

前章の重点プロジェクトと同様に、経営資源を有効に活用しつつ、計画期間内で重点的・分野横断的に取り組むとともに、人口構造の変化については、長期的な視点に立って、継続的な取組を進めていきます。

I 社会減に関する戦略

- (1) 妙高市における安定した「雇用」の創出と人材育成
- (2) 妙高市への「人の流れ」の創出

II 自然減に関する戦略

- (1) 結婚を奨励する施策の推進
- (2) 出産の希望をかなえる施策の推進
- (3) 子育てしやすいまちづくりの推進

戦略目標 I

社会減に関する戦略

■ 現状認識

本市における人口の社会動態（転入・転出）は、転出数が転入数を上回る転出超過の状態が続いており、新潟県人口移動調査による合併後の減少数は、14年間で△3,217人、年平均△230人となっています。

平成27年度策定の総合戦略に基づき、「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れの創出」に取り組んできた結果、年度によって増減はあるものの、移住・定住施策の推進等により、転出超過数は平成17年の209人が平成30年には137人に減少し、改善傾向にあります。しかし、未だに超過状態が続いていることや、20代、30代の若者の都市部への転出が多いことから、地元での起業や就業に対する支援を強化する必要があります。特に、若い世代の転出抑制やUIJターンの促進については、自然動態の出生数にも大きな影響を与える重要な課題であることから、引き続き、対策を強化していく必要があります。

また、本市を移住先に選んでいただくために、相談体制を強化するとともに、サテライトオフィスやテレワークなどの働き方の多様化にあわせて、二地域居住を促進する取組なども進めていく必要があります。

■ 基本方針

本市への移住・定住を促進させるため、特に若い世代に対する起業や就業、転出抑制やUIJターンの促進などの支援を充実させていくとともに、**高等教育機関の誘致に向けた調査研究を進めます。また、本市のまちづくりに多様に関わる関係人口の創出や、首都圏等企業とのビジネスマッチング*などによる雇用の創出と都市圏人材の活用にも**取り組み、人口の社会減の克服を目指します。

■ 数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
社会動態における人口移動数	△137人	△80人以下
関係人口数	4,417人	5,000人以上

■ 個別施策

I - (1) 妙高市における安定した「雇用」の創出と人材育成

基本的な方向性
サテライトオフィスなど新たな企業の誘致や市内企業の拡張のほか、市内での起業や就業に対する支援により、安定した雇用の創出と幅広い人材育成を目指します。
施策の内容
① 企業誘致の推進と市内企業の拡張等による雇用創出
② 市内での起業や就業に対する支援の強化

* ビジネスマッチング…企業等の事業展開を支援するため、それら企業等とビジネスパートナー（取引を志向する企業等）の出会いの場を提供し、事業連携や事業提携を図ろうとする活動のこと。

I - (2) 妙高市への「人の流れ」の創出

基本的な方向性
自然環境が豊かな妙高暮らしを希望するかたが増加傾向にあることから、引き続き、本市に移住・定住されるかたを増やしていくとともに、市外に居住しながら、本市のまちづくりに関わっていただけるかたの増加を目指します。
施策の内容
① 妙高暮らしの情報発信と相談対応の強化 ② 妙高への移住に対する支援の充実 ③ 妙高へのUIJターンの促進 ④ 関係人口の創出と拡大

戦略目標Ⅱ	自然減に関する戦略
--------------	------------------

■ 現状認識

本市における人口の自然動態（出生・死亡）は、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、新潟県人口移動調査によると合併後の減少数は、14年間で△3,375人、年平均△241人であり、平成30年度は、過去最高の402人の減少となっています。

死亡数は、平成27年に高齢者人口がピークに達し、高齢化の流れにあることから、合併後の年平均475人に対し、平成30年は566人と増加傾向が続いています。

平成27年度策定の総合戦略に基づき、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」施策に取り組んできましたが、出生数は減少が続き、平成29年以降は年間出生数が200人を下回り、平成30年には164人と過去最低を記録しています。出生数の減少については、39歳以下の女性が2010年から2015年までの5年間で890人減少（△14.5%）するなど、学業や職業、結婚等を理由とした若い女性の転出の増加に加え、生涯未婚率（50歳まで一度も結婚をしたことのない人の割合）の増加や晩婚化、晩産化など、出生に至るまでの環境が大きく変化してきていることも要因となっていることから、当事者の実情に即した支援が求められています。

■ 基本方針

雇用の不安定化や子育てに対する不安など、子どもを持つことに対する将来への不安を払拭する施策を推進するとともに、少子化の根本にある結婚や出産に対する価値観の変化に対する実情を踏まえながら、「結婚・出産・子育て」に対する支援策を強化し、未来の担い手を確保します。

■ 数値目標（評価指標）

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
子どもの年間出生数（新潟県人口移動調査）	164人	200人以上
成婚数（妙高市役所への婚姻届提出数）	80組	100組以上

■ 個別施策

Ⅱ - (1) 結婚を奨励する施策の推進

基本的な方向性
ライフスタイルの多様化などにより、結婚に対する意識が変化し、晩婚化・未婚化が進行している中、結婚観の醸成や独身男女の出会いの機会の創出、マッチングの支援等を行い、市民の結婚を増やします。
施策の内容
①結婚観、家庭観の醸成 ②出会いの機会の創出とマッチングの支援

Ⅱ - (2) 出産の希望をかなえる施策の推進

基本的な方向性
子どもを持ちたい夫婦の希望をかなえるため、不妊症、不育症の治療や妊婦健診、出産等の経済的負担の軽減や出産時の通院への支援などを行い、出産に際しての不安や負担の軽減を図ります。
施策の内容
①安心して出産を迎えられる支援制度の充実 ②出産を希望する夫婦への支援の拡充

Ⅱ - (3) 子育てしやすいまちづくりの推進

基本的な方向性
子育て世代が子どもを連れて集える場の創出や必要な時に子どもを預けられる環境の整備、テレワーク等の働き方改革への対応など、働きながらも不安なく子育てしやすいまちづくりを推進します。
施策の内容
①子育てしやすい環境の整備 ②子育てへの不安を軽減する支援の充実

第6章 基本施策・主要施策の推進

まちづくりの基本理念である「生命地域の創造」の実現のため、5つのまちづくりの大綱を設定し、さらに13の基本施策と31の主要施策に体系化しました。主要施策ごとに基本方針と目標値を掲げ、5年後の目指す姿を明らかにしながら、施策の推進を図ります。

まちづくりの大綱1 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり【生活環境】

市民生活に必要な不可欠な都市基盤を安定的で効率的に維持するとともに、災害や雪に強く安全・安心に暮らせる都市環境づくりを目指します。

また、防災・防犯に対する市民意識の向上と地域や関係機関等との連携・協力を図り、真に安全・安心な地域社会の構築を目指します。

<基本施策>

1 生活しやすい都市環境づくり【生活基盤】

<主要施策>

- 1) コンパクトなまちづくりの推進
- 2) スマートシティ妙高の推進
- 3) 道路ネットワークの強化
- 4) 雪に強いまちづくりの推進
- 5) 安全で安定したガス上下水道の維持

2 安全・安心な地域社会づくり【安全・安心】

- 1) 防災体制の確立
- 2) 安全な市民生活の確保

まちづくりの大綱2 美しい自然と共に生きるまちづくり【自然環境】

祖先より受け継がれてきた妙高山麓の魅力ある自然環境を後世に引き継いでいくため、官民一体となって環境保全に取り組み、豊かな生活環境を持続させるとともに、地域資源としてさらに磨き上げ、多くの人たちに親しまれ愛される生命地域妙高を目指します。

<基本施策>

1 豊かな生活環境づくり【環境保全】

<主要施策>

- 1) 自然環境の保全と活用
- 2) 地球温暖化対策の推進
- 3) 資源循環のまちづくりの推進

まちづくりの大綱3 にぎわいと交流を生みだすまちづくり【産業経済】

本市の強みである地域資源を活かした国内外からの観光誘客と受入体制を強化し、世界から選ばれる国際観光都市としての磨き上げを進めるとともに、観光業によって生み出された賑わいと交流を、商工業や農業など地域産業の活力へとつなげ、市内経済の活性化を目指します。

<基本施策>

1 世界に誇れる観光地域づくり【交流促進】

<主要施策>

- 1) 観光地域づくりの実践
- 2) 国際観光都市としての基盤整備

2 活力ある地域経済づくり【産業振興】

- 1) 商工業の振興と中心市街地の賑わいの創出
- 2) 安定して働きやすい雇用の創出
- 3) 持続可能な農業の振興

まちづくりの大綱4 全ての人々が元気に活躍できるまちづくり【地域共生】

全ての市民がいつまでも健康に暮らすことができるよう、健康寿命の延伸の取組や地域における医療・福祉の体制の構築を進めるとともに、障がい者や生活困窮者など自立した社会生活への支援が必要なかたのほか、移住者や外国人定住者など、全ての人がいきいきと元気に活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

<基本施策>

1 市民主体の健康づくり【健康・医療】

<主要施策>

- 1) 健康づくりの推進
- 2) 地域医療体制の確保

2 全てを支える地域福祉づくり【福祉介護】

- 1) 介護予防・高齢者福祉の充実
- 2) 障がい者福祉の充実
- 3) 生活困窮者等の自立支援

3 住民主体の地域づくり【地域づくり】

- 1) 地域コミュニティの維持・再生
- 2) 移住・定住による地域の維持

4 全てが平等な地域社会づくり【人権意識】

- 1) 人権意識の向上

まちづくりの大綱5 郷土を築く人と文化を育むまちづくり【教育文化】

子どもたちを安心して育てることができる環境づくりと、心身ともに健康で、たくましく生きていくための教育環境づくりを推進し、次の時代を築いていく子どもたちを育てます。また、生涯学習・生涯スポーツなどを通じて豊かな心身をつくとともに、郷土愛の育成を目指します。

<基本施策>

1 安心して子どもを育てられる環境づくり【子育て】

<主要施策>

- 1) 結婚・出産・子育て支援の充実
- 2) 幼児の教育・保育環境の充実

2 質の高い教育環境づくり【教育】

- 1) 健やかな心と体の育成
- 2) 確かな学力の定着に向けた支援
- 3) 学習環境の整備

3 豊かな心身をつくる環境づくり【生涯学習・スポーツ】

- 1) 人生100年時代の生涯学習の推進
- 2) 生涯を通じたスポーツ活動の推進

4 郷土愛を育む文化のまちづくり【文化】

- 1) 歴史文化資源の保存と活用

■ 施策と重点プロジェクト等との関連表

大綱		基本施策	
1	快適で安全・安心に暮らせるまちづくり【生活環境】	1	生活しやすい都市環境づくり【生活基盤】
		2	安全・安心な地域社会づくり【安全・安心】
2	美しい自然と共に生きるまちづくり【自然環境】	1	豊かな生活環境づくり【環境保全】
3	にぎわいと交流を生みだすまちづくり【産業経済】	1	世界に誇れる観光地域づくり【交流促進】
		2	活力ある地域経済づくり【産業振興】
4	全ての人が元気に活躍できるまちづくり【地域共生】	1	市民主体の健康づくり【健康・医療】
		2	全てを支える地域福祉づくり【福祉介護】
		3	住民主体の地域づくり【地域づくり】
		4	全てが平等な地域社会づくり【人権意識】
5	郷土を築く人と文化を育むまちづくり【教育文化】	1	安心して子どもを育てられる環境づくり【子育て】
		2	質の高い教育環境づくり【教育】
		3	豊かな心身をつくる環境づくり【生涯学習・スポーツ】
		4	郷土愛を育む文化のまちづくり【文化】

主要施策		重点プロジェクト				戦略目標		SDGs のゴール (目標) 番号
		I	II	III	IV	I	II	
1	コンパクトなまちづくりの推進	●						9, 11, 17
2	スマートシティ妙高の推進	●						8, 9, 11, 17
3	道路ネットワークの強化							9, 11
4	雪に強いまちづくりの推進							9, 11
5	安全で安定したガス上下水道の維持							6, 9, 11
1	防災体制の確立							11, 13
2	安全な市民生活の確保							3, 11, 16
1	自然環境の保全と活用				●			3, 11, 12, 13, 14, 15
2	地球温暖化対策の推進							7, 11, 12, 13
3	資源循環のまちづくりの推進							11, 12, 13
1	観光地域づくりの実践				●			8, 9, 11, 17
2	国際観光都市としての基盤整備				●			8, 9, 11, 17
1	商工業の振興と中心市街地の賑わいの創出							8, 9, 11
2	安定して働きやすい雇用の創出		●		●	●		4, 5, 8, 9, 10
3	持続可能な農業の振興							2, 8, 9, 17
1	健康づくりの推進			●				3
2	地域医療体制の確保							3
1	介護予防・高齢者福祉の充実			●				3, 10
2	障がい者福祉の充実							3, 8, 10
3	生活困窮者等の自立支援							1, 3, 10
1	地域コミュニティの維持・再生		●					11, 17
2	移住・定住による地域の維持					●		8, 11, 17
1	人権意識の向上							4, 5, 10, 16
1	結婚・出産・子育て支援の充実						●	1, 3, 4
2	幼児の教育・保育環境の充実						●	2, 3, 4, 8
1	健やかな心と体の育成							2, 3, 4
2	確かな学力の定着に向けた支援		●					4
3	学習環境の整備							1, 4
1	人生100年時代の生涯学習の推進		●					4, 11
2	生涯を通じたスポーツ活動の推進							3, 11, 17
1	歴史文化資源の保存と活用							4, 11, 17

まちづくりの大綱 1 快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1 生活しやすい都市環境づくり【生活基盤】

主要施策 1 コンパクトなまちづくりの推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○人口減少や高齢化が進む中でも、安心して快適に暮らせるように利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めるとともに、市街地と各地区とを公共交通ネットワークで結び、全ての市民にとって住みやすい持続可能な都市環境を構築します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
都市機能・居住誘導区域内の人口密度	都市機能や居住の誘導を図る区域の人口密度（予想される減少を抑制）	25.1人/ha	24.1人/ha以上 （社人研推計による予測値は23.0人/ha）

現状と課題

- ①本市の市街地は、郊外への拡大が進行し、市民生活に必要な都市機能は分散化の傾向にある一方で、新井駅周辺の中心市街地では空洞化による人口密度の低下と都市機能の低下が課題となっています。市街地の拡大により、社会インフラ等の維持などのコストの増大も懸念されることから、利便性が高く、効率的なコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。
- ②公共交通は、市民生活を支える移動手段でありながらも、マイカー利用や少子化・人口減少の影響により利用者は年々減少傾向にあり、運行を維持するための財政負担は増加していますが、移動手段を持たない交通弱者に対して安定的な公共交通サービスを提供していく必要があります。

施策の内容

①市街地への都市機能と居住人口の誘導

- 立地適正化計画で設定された新井駅周辺の都市機能誘導区域に、福祉、子育て、商業などの都市機能を誘導し、安心できる快適な生活環境を維持します。
- 立地適正化計画で設定された新井駅や北新井駅周辺などの居住誘導区域に、住宅等の立地を誘導し、市街地の形成に必要な一定規模の人口を確保します。
- 市街地の空洞化により増加している空き家、空き店舗、空き地などについて、行政だけでなく、民間の取組とも連携を強化し、活用を促進します。
- 立地適正化計画の居住誘導区域外の地域については、農業や歴史文化、観光資源など、地域ごとの特色を活かしたまちづくりを進め、市全体の活力向上に取り組めます。

《関連する SDGs の目標》



②市民生活を維持するための公共交通の確保

- 通学、通勤、通院、買い物など市民生活に必要な公共交通を確保するため、地域の特性に応じた効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、利用の促進を図ります。
- えちごトキめき鉄道の安定経営に向けて、利用促進策を協議するとともに、老朽化する駅施設の更新について検討・要望していきます。
- 単身高齢者や高齢者のみ世帯などの交通弱者に対して、きめ細やかな移動を提供できる小規模の地域密着型公共交通サービスの導入を支援します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	都市機能施設の誘導件数	都市機能施設（統合園、図書館、子育て支援施設、商業施設）の誘導件数	—	4 件以上
①	中心市街地の歩行者交通量	上町、中町、下町、栄町、朝日町の歩行者交通量（中学生以上）	1,539 人/日	1,700 人/日以上
②	えちごトキめき鉄道市内 4 駅における 1 日あたりの平均乗車人員	1 日あたりの平均乗車人員	1,653 人	1,300 人以上
②	市営バス・コミュニティバスの 1 日あたりの平均乗車人員	1 日あたりの平均乗車人員	267 人	259 人以上

関連する個別計画

- 妙高市都市計画マスタープラン（平成 23 年度～令和 12 年度）
- 妙高市立地適正化計画（令和元年度～令和 12 年度）
- 妙高市地域公共交通網形成計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

主要施策2 スマートシティ妙高の推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○人的・財政的な経営資源が縮小する中、市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、ICT等を活用した市民生活のサービス向上と行政事務・手続の効率化を図るスマートシティを推進します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
スマートシティの推進によって生活の利便性が高まったと感じる市民の割合	市民意識調査における回答の割合	-	60.0%以上

現状と課題

- ①人口減少、少子高齢化により、地域の担い手の減少や地域経済の縮小など社会的課題が現実化していく中であっても、市民サービス水準の向上と維持を図っていかねばなりません。このため、様々な課題の克服に有効なICTを積極的に活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立するスマートシティへ転換していく必要があります。
- ②人口減少による自治体規模の縮小により、市税収入や普通交付税の減少、市職員数の削減など、自治体の経営資源も縮小することが見込まれます。このため、ICTを活用した業務の効率化や働き方の見直し、近隣自治体等との連携強化を進めるなど、持続的・安定的な行政経営を行っていくため、市役所業務の改革を進める必要があります。

施策の内容

①ICT等を活用した市民生活の利便性向上

- 行政手続の電子申請や相談に自動応答するシステムの導入など、ICTを活用した市民サービスの提供により、利便性の向上を図ります。
- マイナンバーカードの取得を促進し、住民票・税証明などのコンビニ交付を促進するとともに、マイナンバーカードを活用した新たな行政サービスの提供を進めます。
- 5G（第五世代移動通信システム）の導入・環境整備について、必要に応じて民間事業者に働きかけるとともに、AIやビッグデータなどを活用した地域課題の解決に向けた調査・研究を進めます。

《関連する SDGs の目標》



②スマートシティの推進

- AI、IoT、RPA 等で処理可能な業務について、積極的な自動化と効率化を図るとともに、近隣自治体等との連携による各種システムの共同利用などにより、人件費をはじめとした行政経費の削減を図ります。
- 資料をデジタル化したペーパーレス会議や、テレビ会議システムの導入、電子決裁への移行など、行政文書のデジタル化に向けた調査・研究を進めます。
- スマートシティを早期に実現するため、ICT に関する豊富な知識と経験を有する外部の人材（アドバイザー）を活用し、助言や支援を受けながら、**市民・事業者と一体的に、**効果的な施策を推進します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	ICT等が活用された住民サービス事業数	市が進める住民サービスでICT等が活用された事業数	-	10事業以上
②	ICT等の導入による業務削減時間数	計画期間内に市役所において、ICT等の導入により削減された業務時間数	-	2,000時間以上

関連する個別計画

- 第4次妙高市地域情報化基本計画（令和2年度～令和6年度）

主要施策3 道路ネットワークの強化

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

- 災害に強く、市民生活の安全・安心を支える幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、計画的な道路・歩道の整備と適正な維持管理による暮らしやすい生活道路網の確保を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
市道整備率	市道延長に対し整備した市道の割合	57.0%	57.6% 以上

現状と課題

- ①幹線道路は、上信越自動車道と国道18号の4車線化や国道292号の改良工事などが計画的に進められ、幹線道路ネットワークの利便性が向上してきていますが、災害時における緊急輸送道路として、地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての機能強化を図っていく必要があります。
- ②生活道路は、幅員狭小や線形不良などにより緊急車両や除雪機械の通行に支障を来す区間の解消などを中心に安全・安心な通行の確保に努めてきました。一方で、高度経済成長期などに整備された道路や橋梁の多くは、今後、大規模改修等の時期を迎えることから、維持修繕費の平準化と計画的な整備による施設の長寿命化を図っていく必要があります。

施策の内容

①幹線道路の整備促進

- 利用者の利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの整備を推進するとともに、上越妙高駅へのアクセス向上を図るため、国道18号と主要地方道上越新井線の4車線化や国道292号をはじめとした幹線道路の整備促進に向けて、引き続き関係機関と連携して取り組みます。
- 上信越自動車道の4車線化や道の駅あらいの拡張にあわせ、新井スマートインターチェンジの機能強化を図るとともに、妙高サービスエリアについて、引き続きインターチェンジ化の検討を進めます。

《関連する SDGs の目標》



②生活道路網の計画的な整備と適正な維持管理

- 地域特性や道路利用者ニーズなどを考慮しつつ、見通しの悪い箇所、除雪が困難な箇所、幅員が狭い箇所などの改善を図り、高齢化に対応したきめ細やかで計画的な生活道路網の整備を進めます。
- 道路・橋梁は、将来にわたって市民が安全に安心して通行できるよう、道路維持管理費用の低減や平準化を図りながら、適正に維持管理するとともに、緊急性・必要性を見極めた計画的な改修や長寿命化を進めます。また、社会情勢の変化に応じて市道の廃止などについても検討していきます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	国道 292 号整備率（道路改良）	国道 292 号改良計画延長に対し整備した割合	12.8%	57.7% 以上
②	橋梁修繕率	修繕必要橋梁数に対し修繕した橋梁の割合	19.4%	27.5% 以上

関連する個別計画

- 橋梁長寿命化修繕計画（平成 23 年度～令和 10 年度）
- 妙高市都市計画マスタープラン（平成 23 年度～令和 12 年度）

主要施策4 雪に強いまちづくりの推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○冬期間の安全な道路交通を確保するため、持続可能な除雪体制を構築するとともに、雪処理に困らない快適な居住環境の確保を図り、豪雪地域でも安全で安心に暮らし続けられるまちを目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
克雪対策に関する施策の満足度	市民意識調査における回答の割合	39.1%	50.0%以上

現状と課題

- ①勤務形態の多様化や高齢運転者が増加する中、冬期間の安全な道路交通を確保するため、道路除雪機械の出動基準を緩和するなど、市民ニーズに対応したきめ細やかな道路除雪に努めてきました。しかしながら、除雪出動回数の増加や道路除雪費用の増大、除雪事業者の確保などの課題が残されていることから、それらを解消しながら、持続可能な除雪体制を維持していく必要があります。
- ②消雪パイプは、地下水の低下に対応した節水型への更新などを進めてきましたが、消雪井戸の電食や機能低下が進んでいる施設が依然として多くあることから、引き続き計画的な更新を進める必要があります。流雪溝は、新井地域で機械除雪が困難な地区での整備を計画的に進めていくとともに、高齢者でも安全に雪捨て作業が行えるような設備への更新を進める必要があります。
- ③近年の新築住宅の多くは克雪化されていますが、既存住宅の多くでは依然として雪下ろしなどが必要であり、高齢化が進む中で雪処理にかかる負担の軽減と安全確保を図る必要があります。さらに多雪・寒冷といった地域特性の中にあっては、断熱性や気密性、採光などに配慮した住宅の普及を進める必要があります。

施策の内容

①持続可能な除雪体制の構築

- 除雪体制を維持するため、道路除雪のあり方を検証しながら、除雪作業の効率化や除雪機械の維持管理コストの低減などを図り、地域・事業者・関係機関と連携して持続可能な除雪体制を構築します。
- 降雪状況に応じて、通勤・通学者や高齢者・来訪者などに配慮したきめの細かい道路・歩道の除雪を行い、冬期間の安全・安心な暮らしの確保に努めます。

②克雪施設の長寿命化と計画的な施設整備

- 消雪パイプについて、適切な修繕を行うとともに、耐食性や節水型など環境負荷の低減に優れた施設へ更新し、消雪機能の維持と施設の長寿命化を図ります。
- 流雪溝について、水源・流末・管理組織が確保された上で、効果が十分に発揮されるよう、計画的な整備を進めます。また、流雪溝用グレーチング蓋の軽量化を図るなど、女性や高齢者に配慮した対策を推進します。

《関連する SDGs の目標》



③豪雪地での良好な居住環境づくり

○屋根雪処理の負担や危険の少ない克雪住宅のほか、断熱性や気密性、採光などの冬期の生活面に配慮した住宅の普及を図るため、民間事業者とも連携しながら、豪雪地でも安心して快適に住み続けられる居住環境づくりを進めます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	道路除雪満足度	除雪支部長アンケート調査における回答の割合（過去3カ年平均）	80%	80%以上
②	消雪パイプ更新施設数	計画期間内に更新した消雪パイプ施設数	—	10施設以上
②	流雪溝整備路線数	計画期間内に整備した流雪溝の路線数	—	9路線以上
③	住宅の克雪化数	計画期間内に新たに克雪化した住宅数	—	25戸以上

関連する個別計画

- 妙高市除雪計画（毎年度策定）
- 雪みち計画（冬期歩行者空間確保計画）（平成23年度～）

主要施策5 安全で安定したガス上下水道の維持

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○ガス上下水道の施設や管路の計画的な更新と効率的な運用とあわせ、新たな事業運営方法の導入などにより、災害に強く、安全で安定した都市ガスの供給と水道、下水道の供用を持続します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
ガス上下水道事業の 経常収支比率	事業収益で費用をどの程度まかなえているかを示し、100以上が黒字で健全経営となるもの	ガス事業 110 水道事業 129 下水道事業 131 集落排水事業 113	全ての公営企業会社で100以上

現状と課題

- ①ガス上下水道の施設や管路は、供用開始後30年を経過し、老朽化が進んでいることから、災害に強く、安全で安定した都市ガスの供給と水道、下水道の供用を持続するため、施設や経年管の計画的な更新が必要です。また、人口減少等で処理量が減っている下水道処理場の効率的な運用を図り、処理費用や更新費用を削減するとともに、下水道事業区域以外で合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全を図る必要があります。
- ②ガス、水道、下水道事業を行う公営企業の多くは、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の老朽化と更新費用の増加、職員減少に伴う技術継承やマンパワーの不足の問題などにより事業運営が困難になりつつあり、本市においても同様の状況となっています。特にガス事業は、電気とガスの小売自由化により、今後、電力会社や他のガス会社との競争が激しくなることが予想され、安定した経営改善対策を講じる必要があります。

施策の内容

①施設等の計画的な更新と効率的な運用

- ガス上下水道の施設や管路の計画的な更新のための資産管理手法（アセットマネジメント）を導入するとともに、杉野沢浄水場の改築や経年管の更新など、施設・管路の耐震化を進めます。
- 妙高高原地域の下水道施設を効率的に運用するため、赤倉処理区と池の平処理区の処理施設を統合します。
- 下水道事業区域外での合併処理浄化槽の設置を促進するため、個人や建築・設備業者へ補助制度等の周知を強化します。

《関連する SDGs の目標》



②新たな事業運営の検討

○安定した経営を維持するため、適切な料金の設定を行うとともに、市民生活に欠くことのできないライフラインを維持するため、ガス事業の民間譲渡や上下水道事業の包括的民間委託など、民間の有する経営や技術の情報・経験を活用する「官民連携」などの新たな事業運営手法の導入を目指します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	浄水場の耐震化率	水道事業における浄水場の耐震化率	58%	100%
①	下水道処理場数	下水道処理場の数	6 施設	4 施設
②	新たな事業運営手法の導入事業数	官民連携手法などを導入した事業（ガス、水道、簡易水道、下水道）の数	—	4 事業

関連する個別計画

- 妙高市ガス事業経営戦略（平成 30 年度～令和 9 年度）
- 妙高市水道事業経営戦略（平成 30 年度～令和 9 年度）
- 妙高市簡易水道事業経営戦略（平成 29 年度～令和 8 年度）
- 妙高市公共下水道事業経営戦略（平成 29 年度～令和 8 年度）
- 妙高市農業集落排水事業経営戦略（平成 29 年度～令和 8 年度）

基本施策 2 安全・安心な地域社会づくり【安全・安心】

主要施策 1 防災体制の確立

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○災害から市民の生命と財産を守るため、防災・減災に対する市民意識を高めるとともに、自主防災組織の体制強化や充実をはじめ災害への備えを促進することにより、防災体制の強化を図ります。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
自主防災組織の実践的防災訓練の実施率	自主防災組織において防災訓練を実施した割合	76.2%	100%

現状と課題

- ①全国各地でこれまでの想定を超える広域的な大規模災害が発生し、初期対応での「公助」に限りがある場面が散見される中、住民の防災意識や自らの地域は自らが守るといった「自助」「共助」の意識の低下が懸念されています。本市においても、自主防災組織による防災訓練は行われていますが、発災時に迅速かつ適切に機能する組織とするため、より実践的な訓練内容へ見直すなど地域の防災力の向上を図る必要があります。
- ②地域における若年層の減少やコミュニティ機能の低下等に伴い、消防団員の確保が難しい状態ではありますが、引き続き団員確保を図るほか、地域の実態にあった組織への再編や安全に活動できるような資機材の整備を進める必要があります。また、災害時に危険を認識し、自らの安全を確保するための行動ができ、的確な判断のもとで進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる人材の育成に取り組む必要があります。

施策の内容

①地域の災害対応力の向上

- 想定外の大規模災害にも対応できるよう、地域防災計画をはじめ各種マニュアル等を適宜見直します。また、災害時に自主防災組織が主体となって避難所運営ができる体制づくりを進めるとともに、地域と一体となり、各地域の事情に即した避難対応など、迅速かつ適切な行動がとれるように、地域と協働で各種マニュアルの整備・見直しを行います。
- 自主防災組織が災害時に十分な機能を発揮できよう、防災士をはじめ地域の防災リーダーとの連携による実践的な防災訓練を実施するとともに、防災に関する知見を深めるため防災研修会等を開催することで災害時の避難対応や避難所運営の体制強化を図ります。
- 防災行政無線など各種防災システムを活用した防災情報等を適時に発信することで災害時の備えを促すほか、避難誘導を徹底します。

《関連する SDGs の目標》



② 消防力の確保と防災教育の推進

- 消防力の確保を図るため、自警消防団の消防団への編入を促進するほか、消防団をより地域の実情に即した組織とするため、あるべき体制について地域や関係機関と検討を行います。
- 消防団の装備の充実を図るとともに、消防施設整備 5 年計画に基づき消防施設や資機材の適正な配備を進めます。
- 防災知識や意識の向上を図るため、地域や防災士、学校などと連携するとともに、過去の災害資料や現地学習など、各種教材を活用した総合的な防災講座等の実施により、市民への防災教育の充実を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	個人・家庭（自助）の防災力の向上	防災研修会等に参加した延べ人数	300 人	2,100 人以上
①	地域（共助）の防災力の向上	災害対応力診断チェック表による災害対応力が向上した自主防災組織の割合	—	80%以上
②	消防団員の充足率	定数に対する団員数の割合	94.3%	100%

関連する個別計画

- 妙高市地域防災計画（平成 17 年度～随時見直し）
- 消防施設資機材整備 5 年計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

主要施策 2 安全な市民生活の確保

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○犯罪や交通事故等の危険から市民を守るため、被害等を未然に防ぐ施策の充実を図るとともに、市民一人ひとりの意識啓発をはじめ、地域と各種関係機関の連携・協力のもと、地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
安全な市民生活の確保に関する施策の満足度	市民意識調査における回答の割合	40.3%	60.0%以上

現状と課題

- ①地域団体や事業者との協働のもと、市民の防犯意識を高める取組を進めた結果、市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、全国的にも子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪や社会情勢を反映した新たな犯罪が増加傾向にあることから、引き続き、防犯力の向上や消費者トラブルに対応する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ②警察等と連携した交通マナーの啓発活動や、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催などにより、市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い高齢者が当事者となる事故の割合は増加傾向にあることから、引き続き、交通安全意識の高揚と高齢者の事故防止対策が急務となっています。
- ③市内の空き家等は、平成26年度の650件をピークに減少傾向にありますが、現在も500件を超える高い水準で推移しています。特に適切な管理が行われていない特定空き家は、倒壊や落雪等の危険性や環境衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる弊害が生じるものであるため、所有者への指導徹底を図っていく必要があります。
- ④鳥獣被害専門の捕獲体制と地域住民との連携による追い払い活動により、ニホンザル、ツキノワグマ等による人身被害、農作物被害は減少傾向にありますが、イノシシの生息数と生息域が拡大し、農作物以外の農道や畦畔等の農業施設への被害が出ていることや、主に山域で多く目撃されるニホンジカの食害により稀少な植物等への影響が懸念されることから、被害状況に応じた対策を講じる必要があります。

施策の内容

①防犯力と消費者意識の向上

- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や関係団体と連携した防犯講座や広報活動などに取り組むとともに、地域の防犯力を高めるため、地域防犯組織の活動支援や防犯カメラ等の防犯施設の整備を進めます。
- 詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めるとともに、複雑多様化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

《関連する SDGs の目標》



②交通安全意識の高揚と安全対策の推進

- 警察・交通安全協会、市などが一体となり、街頭指導や交通安全教室を通じて市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通事故危険個所へガードレールやカーブミラーなどの交通安全対策施設の整備を進めます。
- 高齢者の運転免許の自主返納への理解促進に努めるとともに、事故防止に効果的な安全装置の普及などを図り、高齢者の交通安全対策を進めます。

③空き家等の適正管理

- 管理不全な特定空き家は、地域住民の安全で安心な生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、所有者に対して法律や条例に基づく助言や指導を行い、問題の早期解決に努めます。
- 除雪や草木の除去などが適切に行われずに、地域の生活環境に支障を与えている空き家等の所有者に対し、適切な維持管理を求めるとともに、地域が主体的に空き家等による支障を取り除くために実施する協同作業などを支援します。
- 特定空き家の増加を抑制するため、空き家情報登録制度により利用可能な空き家の所有者と利用希望者をつなぐための情報提供を行います。

④鳥獣対策の推進

- 専門的知見を有する専門機関との連携や ICT を活用した最新の捕獲機器の導入などにより、生息実態の把握と効果的な捕獲手法を研究するとともに、市民の狩猟免許保有者の拡大を促し、捕獲体制の強化を図ります。
- 農作物被害が大きな地域では、集落環境診断等を通じて被害状況に応じた地域ぐるみの効果的な被害防止対策に取り組みます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	刑法犯罪発生件数	刑法犯罪の年間発生件数	152 件	125 件以下
②	交通事故発生件数	人身事故の年間発生件数	31 件	15 件以下
③	管理不全な特定空き家等の解体・改修数	解体・改修された特定空き家の実数（年間）	4 戸	4 戸以上
④	イノシシ、ニホンジカの捕獲数	イノシシ、ニホンジカの年間捕獲数	150 頭	240 頭以上
④	有害鳥獣による農作物被害額	有害鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	1,160 千円	1,160 千円以下

関連する個別計画

- 妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（第 3 次計画）（平成 29 年度～令和 2 年度）
- 第 10 次妙高市交通安全計画（平成 29 年度～令和 2 年度）
- 妙高市空き家等対策計画
- 妙高市鳥獣被害防止計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

まちづくりの大綱 2 美しい自然と共に生きるまちづくり

基本施策 1 豊かな生活環境づくり【環境保全】

主要施策 1 自然環境の保全と活用

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○妙高戸隠連山国立公園エリアをはじめ、里地・里山・里川の自然環境を官民一体となり保全し、後世に引き継ぐとともに、関係機関等との連携によって有効活用を図り、市民や国内外の方々から親しまれ愛される生命地域妙高を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
ライチョウ確認数	頸城山塊に生息するライチョウの確認数	12羽	23羽以上
国立公園妙高利用者数	自然公園等利用者数調べによる妙高市域の利用者数	1,660千人	1,743千人以上

現状と課題

- ①いもり池における湿原の陸地化など、自然環境を脅かす各種課題の解決に向けた保全活動を継続していく必要があります。また、妙高戸隠連山国立公園の象徴である火打山ライチョウの確認数は、減少傾向が続いており、ライチョウが安定的に生息できる環境づくりを推進する必要があります。
- ②生命地域妙高の希少な自然資源を十分に活用できておらず、より多くの方々に親しんでいただけるよう、環境省をはじめとする関係機関と協議を進め、希少な自然資源の掘り起しや磨き上げを進める必要があります。
- ③本市の7割を占める森林は、水源涵養や土砂災害防止機能をはじめ、多面的な機能を有していますが、木材産業の停滞や担い手の高齢化などに伴い、管理の行き届かない森林が増加しているため、適切な森林整備を推進する必要があります。また、子どもたちが森林の持つ様々な機能を学ぶ機会や保護・活用に向けた体験をする機会が少ないことから、森林・環境教育を充実させる必要があります。
- ④快適な生活環境の創出に向け、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動・悪臭防止のため、今後も関係機関との連携を図りながら公害の発生を防ぎ、発生した問題に対しては適切に対応していくとともに、沿道のごみ拾いや花の植栽など市民との協働による美しい景観づくりを継続していく必要があります。

施策の内容

①生物多様性の保全とライチョウの保護

- 環境保全の取組を継続させるため、生命地域妙高環境会議の取組を強化し、市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、関係人口の拡大にもつなげる環境サポーターズの拡充と活用を図ります。
- ライチョウの保護のため、有識者との連携により高山帯における植生保全の手法を検討し、地域ぐるみで環境保全活動を推進するとともに、高山帯の貴重な自然資源の保護に向けて、ICTの活用により効果的な対策に取り組みます。

《関連する SDGs の目標》



②国立公園をはじめとする希少な自然資源の磨き上げ

- 環境省や関係機関との協議を進め、高妻山や三田原山への登山道などニーズの高い利用施設の新設を検討し、国立公園の有効活用を図ります。また、国立公園外に点在する希少な自然資源の発掘と磨き上げを進めます。
- 環境省で直轄整備されるビジターセンターを国立公園妙高の自然環境保全・活用の拠点とし、利用者に満足いただけるよう質の高い運営を図ります。
- 地域自然資産法に基づく入域料の導入やクラウドファンディング*の活用など、自然環境の保全と磨き上げのための永続的な財源確保の仕組みの構築を目指します。

③里山の保全と活用

- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、国、県、市の森林にかかる各種支援事業に加え、森林環境譲与税を活用して、森林所有者や林業経営体と連携し、下刈りや除間伐等の適切な森林整備を推進します。また、地域住民等による里山の保全部管理や森林資源の利用などの取組拡大を図ります。
- 関係機関などと連携し、森林散策や間伐などの様々な体験活動をする森林・環境教育の機会を提供し、自然環境の保全や森林整備の重要性についての理解を深めます。

④快適な生活環境の確保

- 大気汚染、水質汚濁などの状況を監視・測定するとともに、事業所への立入調査等発生源対策により、公害の予防に努めます。また、事業活動や日常生活から発生する騒音、振動、悪臭などを防止するため、事業所の指導や個人の意識向上を図り、生活環境の向上、改善に努めます。
- 市民との協働によるクリーンパートナー制度に加え、国、県との連携による環境美化活動の取組を強化し、国県市道の草刈りやごみ拾いなどにより、生活環境のみならず、観光地にふさわしい景観形成に取り組みます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	環境サポーターズ登録者数	環境会議で募集している環境ボランティア登録者数	67人	170人以上
②	入域料協力金額	入域料に協力いただいた金額	1,460千円	4,500千円以上
③	森林整備面積	市内にある民有林、分収林の森林整備面積	282ha	522ha以上
③	里山保全活動団体	国の森林・山村多面的機能発揮対策事業への取組団体	3団体	5団体以上
④	河川における BOD75% 基準値の達成度	県・市が行う市内 11 箇所の水質測定の実績達成率	100%	100%

関連する個別計画

- 妙高市環境基本計画（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 妙高ビジョン（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 妙高市森林整備計画（平成 28 年度～令和 8 年度）

* クラウドファンディング…インターネットを通じてアイデアや事業案を発表し、不特定多数の賛同者から広く資金を募る仕組みのこと。

主要施策 2 地球温暖化対策の推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○温室効果ガス排出量削減に向けて、第2次妙高市地球温暖化対策地域推進計画にある「協働による地球温暖化対策の推進」「緩和策と適応策」を柱として、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用に取り組み、環境に配慮した持続可能な都市を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
妙高市温室効果ガス排出量	妙高市の温室効果ガスの約98%を占める二酸化炭素の量（当該年度に把握できる数値）	313千t (H27)	280千t以下 (R3)

現状と課題

- ①第1次地球温暖化対策地域推進計画に基づき、クールビズやライトダウンなどの節電対策やエコドライブ等のエコライフ情報の提供を行ってきた結果、本市の温室効果ガス排出量は、近年横ばいで推移していますが、計画基準年度の平成2年との比較では微増となっていることから、引き続き、パリ協定を受けて国が掲げた温室効果ガス排出26%削減を目指し、市民、事業者、行政が一体となった温暖化対策の強化を図る必要があります。また、海洋プラスチックごみや廃プラスチック輸出規制の問題に対し、プラスチックに大きく依存した生活スタイルを見直すことが求められています。
- ②これまで、地中熱を利用したESCO事業や民間事業者によるメガソーラー導入支援、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成などにより再生可能エネルギーの利用促進を図ってきましたが、直面している気候変動から、脱炭素化は社会の大きな流れであり、温暖化対策が世界共通の課題となっていることを踏まえ、本市においても地域の特性を活かした再生可能エネルギーのさらなる利用を促進していく必要があります。

施策の内容

①環境にやさしいライフスタイルの普及

- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を普及させ、市民、事業者、行政が一体となり、温暖化対策をより一層推進します。
- 廃プラスチックの問題を解決し、石油資源の利用を減らす取組として、プラスチックの資源循環に加え、利用自体を減らすためマイバックやマイボトルの持ち歩きの普及を図るとともに、国の補助制度との連携による電気自動車の購入費補助やエコドライブの推進、公共交通機関や自転車の利用促進により、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

《関連する SDGs の目標》



②再生可能エネルギー等の利用促進

○公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を行うとともに、高いポテンシャルを有している地熱資源の有効活用のほか、豊富な水資源の活用やバイオマス等のクリーンエネルギーの導入に向け、民間事業者との連携のもと、調査・研究を進めます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	レジ袋の有料化・マイバック持参による割引等実施店舗数	市内商工会議所・商工会加盟店舗における実施店舗数	—	20 店舗以上
①	参加型体験イベント年間開催回数	温暖化防止にかかる体験イベント	—	4 回以上
②	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	市内公共施設における導入件数	8 件	12 件以上

関連する個別計画

- 妙高市環境基本計画（平成 24 年度～令和 3 年度）
- 第 2 次妙高市地球温暖化対策地域推進計画（令和元年度～令和 12 年度）

主要施策3 資源循環のまちづくりの推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○ごみの減量・分別の徹底と3Rの推進により、資源循環型社会の構築を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理により施設の延命化に努めます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
ごみ排出総量	市内から発生する廃棄物の総量	14,761 t /年	13,047 t /年以下
可燃ごみ焼却処理量	市内から発生する廃棄物のうち焼却処理された量	9,892 t /年	8,639 t /年以下

現状と課題

- ①CO₂削減や廃棄物処理施設の延命化を図るため、市内の家庭や事業所から発生する燃えるごみの減量を進めてきましたが、事業所からの排出量は増加傾向であり、家庭からの排出量は総量としては減少しているものの、市民一人あたりの排出量は増加傾向にあることから、引き続き、もったいない意識の向上や食品ロス*削減の意識を高めたリデュースや、さらなるごみの分別を徹底したリユース・リサイクルを推進し、ごみの減量化を進める必要があります。
- ②妙高クリーンセンターは、稼動から20年以上経過しており、設備・機器の経年劣化が激しく、現状の定期整備では安定操業が困難な状況にあるため、延命化に向けた大規模改修が必要となっています。妙高高原最終処分場は、埋立残期間が10年程度のため、埋立完了後の最終処分方法の検討が必要となっています。あらい再資源センターは、主要な大型機器の交換が必要な状況になっており、施設のあり方の検討が必要となっています。

施策の内容

①ごみの減量化・資源化の推進

- 燃えるごみの減量を図るため、市民説明会の開催、事業所ごみの実態調査や焼却施設での搬入物検査などにより、資源物などの適正な分別の徹底を図り、燃えるごみの排出量削減を促進します。
- 食品ロスの削減のため、国の基本方針や県の削減推進計画を踏まえ、生産（製造）から販売、家庭や飲食店等、それぞれの立場で取組が図られるよう、市民や事業者へ知識の普及・啓発や民間事業者等との連携による食品循環の取組などを推進します。
- 市民や事業者を対象に、ごみを出さない工夫（リデュース）、使えるものは再利用（リユース）、資源物の分別徹底（リサイクル）という「3R」意識の向上が図られる取組を進めます。

* 食品ロス…食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因となる。

《関連する SDGs の目標》



②ごみ処理施設等の適正な管理

- 妙高クリーンセンターは、長寿命化総合計画に基づく大規模改修を行い、施設の延命化を図り、安全で適正な維持管理に努めます。
- 妙高高原最終処分場は、埋立処分量の減量化を図り、埋立残期間の延伸に努めるとともに、埋立完了後の最終処分方法の検討と準備を進めます。
- あらい再資源センターは、大型機器の交換費用が高額になることから、民間による処理委託も視野に入れて、施設のあり方を検討します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	家庭系可燃ごみ 1 人 1 日あたり排出量	家庭から発生した燃えるごみの 1 人 1 日あたり排出量	467g	414g 以下
①	事業系可燃ごみ 1 日あたり排出量	事業所から発生した燃えるごみの 1 日あたり排出量	11,893kg	11,100kg 以下
①	資源化率	一般廃棄物の総量の内資源化された量の割合	30.7%	31.8%以上
②	時間平均焼却処理率	計画時間あたり焼却処理量に対する焼却量の割合	86.7%	100%
②	最終処分場年間埋立量	最終処分場で埋立処理された総量	1,138 m ³	1,100 m ³ 以下

関連する個別計画

- 第 2 次妙高市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 妙高市一般廃棄物処理実施計画（毎年度策定）
- 妙高市分別収集計画（令和元年度～令和 5 年度）

まちづくりの大綱3 にぎわいと交流を生みだすまちづくり

基本施策1 世界に誇れる観光地域づくり【交流促進】

主要施策1 観光地域づくりの実践

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○妙高ならではの魅力（自然・温泉・食・歴史文化）を国内外に発信するとともに、多様な観光コンテンツを生み出すことで、世界に誇れる観光地域を作り上げ、観光誘客の拡大を図り、観光を基軸とした地方創生を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
観光売上額	年間観光消費額	11,643 百万円	14,000 百万円以上
観光入込客数	年間入込観光客数	578 万人	600 万人以上

現状と課題

- ①観光産業の活性化には、本市の強みである豊かな自然や食の魅力などの地域資源を活かした交流人口の拡大が必要です。現在、観光地域づくり法人が地域の多様な関係者を巻き込みながら、「稼げる」観光地域づくりを進めていますが、社会や消費者の動向など、マーケティングに基づいた戦略的な観光施策の展開を図り、観光誘客の拡大効果を地域経済へ波及させていく必要があります。
- ②海外への誘客プロモーションを強化した結果、外国人観光客数は大幅に増加していますが、ホワイトシーズンの1～2月に集中しており、グリーンシーズンの来訪は少ない状況です。このため、年間を通じた誘客が図られるよう外国人観光客のニーズに合った観光資源の磨き上げを図るとともに、効果的な誘客促進に取り組む必要があります。
- ③近年、旅行者ニーズの多様化に伴い、駆け足で名所を巡る周遊型から、テーマや目的を明確にし、それに沿った訪問地を選び、体験などを組み込んだ滞在型観光の人气が高まっています。このため、妙高戸隠連山国立公園や温泉、スキー場のほか、この地域にしかない食や歴史文化を活用し、遊びや癒し、学びなどの趣味・嗜好をテーマにした旅行を企画・提案するとともに、友好都市との交流や影響力のある媒体を活用し、妙高の知名度を高め、交流人口の拡大につなげていく必要があります。

施策の内容

①多様な事業者と連携した観光地域づくり

- 各種データの収集や分析に基づき、施策の立案と実行、評価検証を行いながら、戦略的な観光施策を展開します。
- 国内のみならず海外からの誘客を視野に入れた観光戦略を推進するため、観光地域づくり法人と連携して、観光コーディネーター人材を育成・確保し、マーケティングや観光情報の発信、旅行商品づくりに取り組みます。
- 観光事業者や農業者、商工業者など地域の多様な事業者が方向性を共有して行う、観光客のニーズを捉えたサービスの企画・開発などの観光振興の取組を支援し、観光資源を活かした経済の活性化を図ります。

《関連する SDGs の目標》



②国際観光都市を目指した観光誘客の強化

- 海外でのイベント開催など戦略的な誘客プロモーションのほか、影響力のあるマスコミ、団体等を招へいし、ホワイトシーズンのみならず、グリーンシーズンの妙高の魅力を発信し、外国人観光客の誘客拡大に取り組みます。
- ホワイトシーズンにおいては、観光消費額が多い外国人富裕層の誘客や長期滞在の拡大を目指し、富裕層をターゲットとしたプロモーション活動を推進するとともに、観光事業者等と連携し、付加価値の高い体験型観光の提供や受入環境の整備を図ります。

③新たな付加価値を生み出すツーリズムの確立

- 多様な関係者が主体となり、自然や食文化、農村、歴史文化、スポーツなどの妙高特有の多様な地域資源を活用し、ここでしか体験することができない満足度の高い観光商品を販売・PR し、四季を通じての交流人口の拡大を図ります。
- 長野県北信地域、上越地域の近隣自治体や県と連携し、各地域の観光資源などをつなぐツーリズムを構築するとともに、各種イベントの開催や観光誘客などを一体的に進め、魅力的な観光圏域づくりを推進します。
- 自然あふれる観光地、温泉、健康保養地、合宿の郷、スキーのまちなど、さまざまな「妙高」の魅力を広め、知名度を向上させるための情報発信を強化するとともに、都市部の子どもたちの体験旅行をはじめ、友好都市や郷人会など、多様な関係団体への誘客活動を強化し、幅広い層からの交流の促進を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	観光コーディネーター数	観光コーディネーターの数	1人	3人以上
①	域内循環額	観光産業による域内循環額	1,979百万円	3,000百万円以上
②	外国人観光宿泊客数	外国人年間観光客の延宿泊数	59,721人	72,000人以上
③	観光体験プログラムの造成数	観光事業者等との連携による観光体験プログラム数	2件	5件以上
③	友好都市からの来訪者数	友好都市からの誘客数(健康保養地プログラム、保養地協定)	172人	350人以上

関連する個別計画

- 妙高市観光振興計画（令和2年度～令和6年度）

主要施策 2 国際観光都市としての基盤整備

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

- 国内外からの観光客が快適に滞在できるよう、受入体制を強化するとともに、世界から選ばれる国際観光都市としての基盤整備と体験型観光の発掘・磨き上げに取り組みます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
観光入込客数	年間入込観光客数	578万人	600万人以上
妙高市における宿泊施設の満足度	妙高市観光客満足度調査における総合的な満足度が大変満足割合	49.9%	60.0%以上

現状と課題

- ①観光客の満足度向上を目指すには、観光事業者をはじめ市民一人ひとりが観光客を快く迎え入れる「おもてなしの心」が欠かせないことから、自然や食といった妙高ならではの個々の観光資源の魅力を高めるとともに、地域全体で観光客を温かく迎え入れる体制づくりが求められています。二次交通については、周遊バスや上越妙高駅と観光スポットをつなぐバス運行により回遊性が高まり、滞在時間の延長を図ることができましたが、繁忙期における観光客の市内での輸送体制が不十分なため、安定的に輸送できる体制の整備を進める必要があります。
- ②国立公園にふさわしい景観形成や外国人観光客の誘客拡大に期待が寄せられている中、魅力ある観光拠点施設の整備を進めるとともに、観光施設の適切な管理運営を図る必要があります。また、当市の観光入込客数の半数を占める道の駅あたりについては、地域の観光交流、農業振興拠点としての役割を果たすとともに、外国人観光客の誘客基地としての整備を図り、さらなる誘客を進めていく必要があります。

施策の内容

①来訪者の受入体制の充実

- 観光事業者などと連携しながら、観光客の満足度を高めるため、魅力的な食事提供や接客サービスによるおもてなしの意識向上を図ります。
- 交通事業者などとの連携、協力を図り、主要な空港・新幹線駅と観光地を結ぶバスの運行をはじめ、広域周遊を容易とするため、電車や各種バスとの円滑な接続など、二次交通の充実に取り組みます。
- 管内スキー場の共通リフト券の発行や宿泊施設間の連携など、観光客のニーズに対応した観光サービスの充実を図ります。
- キャッシュレス決済^{*}や宿泊施設の改修支援など、外国人観光客が訪れやすい環境づくりを進めます。

^{*} キャッシュレス決済…クレジットカードや電子マネーなどの利用により、現金を使わずに決済できるシステムのこと。

《関連する SDGs の目標》



②観光施設の整備

- 山岳観光による誘客拡大を図るため、国立公園エリアの魅力を高める観光施設の整備、更新を行うとともに、外国人観光客にも利用しやすく、訪れやすい利用者ニーズを踏まえた適切な維持管理を行います。
- 妙高戸隠連山国立公園の拠点として新たに整備される「(仮称)いもり池ビジターセンター」を中心に、いもり池周辺の環境整備に取り組みます。
- 妙高市観光のゲートウェイである道の駅あらいを周遊・滞在型観光の拠点とし、外国人観光客にも対応した観光案内機能の強化を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	観光客のリピート率	本市へ 2 回以上来訪している観光客の割合	80.8%	85.0%以上
①	二次交通路線数	妙高への来訪や市内を周遊する二次交通路線件数	10 路線	13 路線以上
②	主要な観光施設の利用者数	国立公園施設年間施設利用者数 (A:苗名滝、B:高谷池ヒュッテ、C:ビジターセンター)	165,130 人 A:89,130 人 B: 3,810 人 C:72,190 人	198,000 人 A:106,900 人 B: 4,500 人 C: 86,600 人 以上
②	観光施設整備数	計画期間内に整備した施設の数	—	5 箇所以上

関連する個別計画

- 妙高市観光振興計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

基本施策 2 活力ある地域経済づくり【産業振興】

主要施策 1 商工業の振興と中心市街地の賑わいの創出

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○市内商工業者の持続的発展を支援し、経営基盤の強化や販路拡大などによる生産の安定、地域内消費の拡大を進め、地域経済の活性化を図ります。また、市街地の魅力を高め、賑わいのあるまちづくりを目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
市内事業所数	市内の事業所数（予想される減少を抑制）	957 事業所	860 事業所以上 （予測値は 840 事業所）
従業員 1 人あたりの製造品出荷額	工業統計における市内の製造品出荷額	3,160 万円	3,203 万円以上

現状と課題

- ①生産年齢人口の減少による地域内需要の縮小や後継者不足、消費行動の変化など、商工業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような環境の変化に対応するためには、商工業者の事業継承や安定的な雇用の確保などの事業の継続的な発展のみならず、ICTの導入、地域資源や特色を生かした事業や商品開発など、経営基盤の強化と経営革新に向けた幅広い取組を促進していく必要があります。
- ②中心市街地では、事業者の高齢化や後継者不足などにより廃業する商店等が増え、魅力や活気が失われてきています。このため、空き店舗等の有効活用による新規出店や既存店舗の魅力向上に資する取組を支援するとともに、中心市街地にも波及してきている外国人観光客の消費をさらに拡大していく必要があります。

施策の内容

①商工業者の経営課題に対する総合的な支援

- 事業所の規模や業種のほか、起業・創業から成長期といった段階ごとに抱えている経営課題を企業訪問や懇談会などを通じて把握しながら、商工業者のニーズに応じた支援を行います。
- 商工会議所や商工会、金融機関と連携した総合的な相談窓口の充実を図りつつ、経営指導や各種融資制度等により、商工業者の生産性向上や経営革新・安定化を支援します。

《関連する SDGs の目標》



②市街地の賑わいの創出

- 中心市街地の空き地や空き店舗等の既存ストックを活用したリノベーション^{※1}や都市機能の誘導などにより、賑わいと魅力ある中心市街地づくりを進めます。
- 商店街が実施する活性化イベントや買い物弱者対策など、地域内消費を促す取組を支援します。
- えちごトキめき鉄道と連携したイベントの開催や、高校生や若者を巻き込んだマルシェ^{※2}など、六十朝市の魅力向上のための取組を支援します。
- 商工会議所や商工会などと連携し、市内小売店や飲食店における外国語表記やキャッシュレス決済など、外国人観光客が利用しやすい環境整備を進めます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	企業の立地・業務拡張等数	企業振興奨励条例に基づく固定資産税免除・賃借料補助金指定件数（平成 27 年度からの累計）	42 件	67 件以上
②	賑わいづくりのイベント・朝市入込数	商工会議所・各商工会等が主体となるイベントと朝市の入込数	169,459 人	178,000 人以上

関連する個別計画

- 妙高市立地適正化計画（令和元年度～令和 12 年度）

※1 リノベーション…間取りから内装・配管などすべてをゼロから考え直し、目的に合わせて作り替えることで機能を刷新し、新しい価値を生み出す改修のこと。

※2 マルシェ………「市場」という意味の言葉で、複数の商人が集まって開催される朝市などのこと。

主要施策2 安定して働きやすい雇用の創出

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○新たな企業誘致などを通じ、雇用の創出を図るとともに、地元の若者や市外からの UIJ ターン希望者の起業や市内就職を促進します。また、仕事と家庭を両立しながら、誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりを進めます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
企業の雇用創出数	企業振興奨励条例における新規雇用創出数（平成27年度からの累計）	75人	106人以上
地元就職率	就職した高校生のうち妙高市、上越市の事業所に就職した割合	73.9%	80.0%以上

現状と課題

- ①本市においては、高校卒業後の進学や就職を契機とした若年層の市外流出が続いており、魅力ある就労の場の確保が喫緊の課題となっています。このため、企業誘致の促進や自ら雇用を生み出す起業支援が必要となっています。また、企業の競争力向上のため、将来を見据えた人材の確保や新分野への進出などとあわせ、求職者や在職者の職業能力の開発を進める必要があります。
- ②長時間労働の常態化や非正規労働者に対する待遇差など、働き方の問題が国全体で顕在化していることに加え、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や子育て・介護との両立など、働くかたのニーズが多様化しており、早急な対応が求められています。働き方改革の実現により、女性や高齢者など全ての人の活躍を促進するため、長時間労働の是正や多様なライフスタイルに応じた働き方の推進・浸透に向けた意識啓発、各種制度の活用促進を図る必要があります。
- ③本市の有効求人倍率や新規学校卒業者の就職内定率が上昇を続けていますが、一方で飲食・宿泊業、建設業、医療・福祉などの業種においては人手不足が課題となっています。このため、UIJ ターン就職の促進や外国人労働者の就労支援などに取り組み、人手不足の解消を図る必要があります。

施策の内容

①企業誘致等の促進と起業支援の強化

- 企業振興奨励条例に基づく税制面での優遇措置等により、新たな企業誘致や既存企業の業務拡張などを促進するとともに、リゾート系企業やサテライトオフィスなどの本市の環境に合った企業の誘致や受け皿の整備に取り組みます。
- 専門家や関係機関等と連携した起業・創業のセミナーや相談等を行い、地元での起業や創業を目指す若者等を支援します。
- 職業訓練校や上越テクノスクールなどの活動の周知を図るとともに、就職に役立つ資格の取得支援を行います。

《関連する SDGs の目標》



②働き方改革による雇用環境の改善

○国・県や関係機関との連携のもと、テレワークの導入などの働き方改革の推進や福利厚生充実などを通じ、女性や高齢者、障がいをお持ちのかたなどの多様な人材が、多様な働き方ができる魅力ある雇用環境づくりを促進します。

③労働力の確保に向けた就業支援

○中学生から高校生、大学生などの若者やUIJターン就職希望者などに対し、本市で働くことの魅力等の情報発信や就職活動への支援等を通じ、若者等の地元就職を促進するとともに、高齢者の就業機会の拡大を進めます。また、外国人労働者の受入に対応するため、日本語教室等の充実や地域での交流促進などの環境整備を図ります。

○都市部に居住しつつ、本市で兼業・副業を始めたい民間人材と企業を結び付ける仕組みづくりを進めます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	企業の立地・業務拡張数	企業振興奨励条例に基づく固定資産税免除・賃借料補助金指定件数（平成 27 年度からの累計）	42 件	67 件以上
①	市内での新規起業数	市の補助制度を活用し、新たに起業した事業所の数（平成 27 年度からの累計）	25 件	40 件以上
②	雇用・労働環境の充実の満足度	市民意識調査における回答の割合	5.4%	18.2%以上
②	テレワークによって市内に雇用が創出されたワーカー数	テレワークによって市内で雇用されたワーカー数	—	100 人以上
③	市内企業見学参加者数	一般の就労希望者や高校生を対象とした企業見学会の参加者数	3 人 (高校生のみ)	50 人以上
③	コーディネート組織を通じた市内企業と都市部のビジネスマッチング件数	コーディネート組織を通じたビジネスマッチングの件数	—	20 件

主要施策3 持続可能な農業の振興

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○需要に応じた良食味の妙高産米の生産と収益性の高い園芸作物の導入の拡大を推進するとともに、農業経営に取り組む担い手の育成と効率的な農業基盤の整備を促進し、持続可能な農業を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
農業産出額	生産農業所得統計において推計した都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分したもの	2,580,000 千円	2,680,000 千円以上

現状と課題

- ①平成30年産から国による主食用米の生産数量目標の配分が廃止となり、作付面積の拡大が見込まれる一方で、米の消費量が年々減少していることから、主食用米以外の加工用米や米粉用米など、需要のある用途や品種を踏まえた米づくりを推進するとともに、水田をフル活用するため、園芸作物、大豆、そば等の生産拡大に取り組む必要があります。また、農業従事者の高齢化や減少が進んでいるため、担い手の育成・確保と農業経営体の組織化・法人化を進める必要があります。
- ②六次産業化については、事業の拡大や新たな商品のブランド化に至っていないため、将来を見据え、計画的に取り組む必要があります。また、農業者の所得向上に向け、園芸の振興・拡大に取り組んでいますが、新たな販路拡大が必要となっています。
- ③農業者の高齢化・減少に伴い、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加している中、意欲のある担い手へ農地を集積・集約化し、優良農地の確保と耕作放棄地の発生抑制に努めることが必要です。また、農業用施設の老朽化が進む中、維持管理にかかる農業者の負担が大きくなっているため、計画的な施設整備による長寿命化や作業の省力化が必要となっています。

施策の内容

①持続可能な農業経営の推進

- 県普及センター、JA等の関係機関との連携のもと、需要に応じた米づくりに資する情報収集・提供に努めるとともに、若手農業者への営農指導による担い手の育成・確保に取り組めます。
- 安定的な農業経営を継続していくため、農業経営体の組織化・法人化や経営力の向上を推進するとともに、新規就農者の農業経営のスタートに必要な生活資金や機械導入を支援します。
- 関係機関と連携し、園芸作物等の栽培技術指導をはじめ、生産から販売までの一連の支援による生産拡大を図るとともに、海外への輸出も含め、農産物や加工品の新たな販路を開拓し、農業者所得の向上に努めます。

《関連する SDGs の目標》



② 妙高ブランドを高める六次産業化の推進

- 農業組織や法人を中心に商品造成計画の策定から販路確保までのトータル的な支援を行い、六次産業化を推進するとともに、加工用ブドウの栽培技術の習得と品質向上、加工販売の支援を行い、妙高を代表する農産物の創出と雇用の拡大につなげます。
- 雪室や加工設備の活用による新たな特産品の販路として、農業振興施設を最大限に活用し、農業者の所得向上と地域農産物の魅力発信に努めます。

③ 農業基盤の整備・長寿命化と農作業の効率化

- ほ場整備を契機とし、区画拡大による農作業の効率化を図るとともに、集落内での話し合いによりマッチングを進め、農地中間管理事業（国事業）等の活用により、担い手への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の発生抑制に努めます。
- 国県補助事業を活用し、老朽化が進む農業用施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。
- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した地域共同活動により、農地・農業用施設の適切な保管理を進めるとともに、農作業の効率化・省力化を図るため、ICT を活用したスマート農業を推進します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	主食用米の作付面積	水田フル活用ビジョンにおける主食用米の作付面積	1,591ha	1,570ha 以下
①	経営耕地面積が 20ha 以上の法人の割合	農地所有適格法人に占める経営耕地面積が 20ha 以上の法人の割合	52.9%	60% 以上
②	市内農産物直売所の年間売上額	市内 3 直売所の売上額 (ひだなん・とまと・みょうこう)	449,000 千円	700,000 千円 以上
②	特産品として商品化された農産物・加工品数	国の山村活性化支援事業を受けて 6 次産業化に取り組んだ団体により特産品として商品化された品数	3 品	5 品 以上
③	水田のほ場整備面積	計画期間内での水田のほ場整備予定面積	—	73ha 以上
③	担い手への農地の集積率	農林水産省作物統計調査における市内耕地面積のうち担い手が耕作している面積の割合	46.5%	60% 以上

関連する個別計画

- 第 4 次妙高市農業・農村基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
- 妙高市農業再生協議会水田フル活用ビジョン（毎年度）

まちづくりの大綱 4 全ての人が元気に活躍できるまちづくり

基本施策 1 市民主体の健康づくり【健康・医療】

主要施策 1 健康づくりの推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○市民の「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を高め、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた取組を推進し、健康寿命を延伸させ、平均寿命に近づけることを目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
健康寿命と平均寿命の差	市民の健康寿命と平均寿命の差	男性：△1.8歳 女性：△3.7歳	男性：△1.8歳以下 女性：△3.7歳以下

現状と課題

- ①「自分の健康は自分で守り、つくる」という「妙高市元氣いきいき健康条例」の基本理念の実現に向けて、健康づくりリーダーや食生活改善推進委員と連携し、生活習慣病予防のための運動習慣の定着やバランスのとれた食生活についての普及啓発などに取り組んできましたが、運動習慣の定着率は依然として低い状況にあることから、個人的な活動と地域活動の両輪で運動習慣の定着率向上に向けて取り組んでいく必要があります。加えて、適度な運動やバランスのとれた食生活は身体だけでなく、こころの健康においても重要であり、自殺死亡率が国・県の平均より高い現状を踏まえ、継続して取り組んでいく必要があります。
- ②生活習慣病の予防や特定保健指導等による重症化予防に取り組んだ結果、予防可能な生活習慣病にかかる医療費の割合は減少傾向にありますが、介護給付費は増加傾向にあります。特に介護申請の大きな要因の一つである認知症は、発症の低年齢化が課題となっているため、認知症の発症に影響を及ぼす肥満や高血圧、糖尿病、**口腔疾患**などの発症や重症化予防に引き続き取り組んでいく必要があります。また、本市の総医療費のうち悪性新生物（がん）の治療に占める割合が高く、特に胃がんと大腸がんの死亡率は、全国に比べて高い状況にあるため、がん検診の受診勧奨を積極的に行い、早期発見・早期治療につなげる必要があります。

施策の内容

①市民の主体的な健康づくりの支援

- 生活習慣病の予防に向けて、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活の実践など、市民が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう、健康情報の発信や**健康づくりリーダー等による健康増進の取組の支援など**、市民の健康づくりへの意識の高揚を図ります。
- 地域における健康づくり活動の中心的な役割を担う健康づくりリーダーや食生活改善推進委員の養成・育成を図るとともに、こども園・保育園、学校、事業所、地域などの健康づくり関係者や関係機関とも連携し、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整えます。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、関係機関と連携し、こころの健康づくりの正しい知識の普及啓発や、こころの不調に気付いた時の各種相談窓口の周知など、相談や受診につなげる取組を継続します。



②生活習慣病の発症・重症化予防の推進

- 待ち時間が少ない予約健診の周知・拡大や市民特定健診・がん検診等の受診しやすい環境づくりを進めるとともに、未受診者に対する積極的な受診勧奨を行い、受診率のさらなる向上を図ります。
- がん予防に関する知識の普及・啓発に一層努めるとともに、大腸がん撲滅キャンペーンの継続や胃がんのリスクを確認するピロリ菌検査など、がんの早期発見・早期治療を推進します。
- ライフステージに応じた各種歯科検診や保健指導を実施するとともに、口腔内の健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、口腔疾患の予防に取り組みます。
- 糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、かかりつけ医と連携した保健指導に積極的に取り組むとともに、大学や関係機関等とも連携し、消化器疾患の発症・進行予防の対策を進めます。また、国民健康保険だけでなく、被用者保険も含めたビッグデータや ICT を活用した健康管理、健康寿命延伸に向けた施策を検討します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	生活習慣病予防のための運動習慣の定着率(65歳以上の男性)	国保特定健診及び市民健診を受診した65歳以上の男性のうち1日30分以上の運動を週2回以上実施し1年以上持続している人の割合	43.3%	58.0%以上
②	特定健診受診率	国保加入者のうち特定健診を受診した人の割合	58.3% (速報値)	60.0%以上
②	特定保健指導実施率	特定保健指導該当者のうち保健指導修了者の割合	58.3% (速報値)	65.0%以上
②	肥満者の割合(20～69歳の男性)	国保特定健診及び市民健診を受診した20～69歳の男性のうちBMI25以上の人の割合	31.0%	31.0%以下
②	脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全の総医療費に占める割合	国保総医療費のうち脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全にかかる医療費の割合	5.41%	5.41%以下

関連する個別計画

- 第2次妙高市すこやかライフプラン21（平成25年度～令和4年度）
- 妙高市国民健康保険 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）
- 第3次妙高市食育推進計画（平成29年度～令和3年度）
- いのち支える妙高市自殺対策計画（平成31年度～令和5年度）
- 妙高市歯科保健計画（平成25年度～令和4年度）

主要施策2 地域医療体制の確保

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○市内病院の診療提供体制を維持していくため、医師確保に取り組むとともに、**上越地域**全体で連携して、地域医療を支える体制づくりを進めます。また、市民の休日夜間診療所、救命救急センター、救急車の利用など救急医療体制^{※1}への理解を深め、**上越地域**全体の救急医療体制の維持に努めます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
上越地域 の医療機関利用率	市民意識調査における回答の割合	96.5%	96.5%以上

現状と課題

- ①全国的かつ県内において医師の偏在があり、本市においても医師を十分に確保することが困難な状況にあります。市民が安心して診療を受けられる体制を維持していくため、常勤医師の確保や病院運営を支援する必要があります。また、将来の人口動態等を踏まえながら、**二次保健医療圏^{※2}**である**上越地域**全体で病院間での連携や機能分担を行い、地域完結型の医療提供を行うことが求められています。
- ②軽症患者が休日や夜間に救急患者受入れ病院や救命救急センターを利用することにより、本来これらの病院での治療を必要とする救急患者への対応に影響が出ているとともに、病院運営や医師、救急隊員の負担増大につながっています。そのため、県や関係機関と連携しながら、適切な利用について市民へ普及啓発を行う必要があります。

施策の内容

①市内病院等の医療体制の維持

- 将来を見据えて、市内の医療提供体制を維持するため、大学医学部との連携を図るとともに、**医師確保に向けた修学金制度など**、医師確保のための手段や手法を検討します。
- 増加する外国人観光客が安心して来訪していただけるよう、スキーシーズンの整形外科医の確保などについて、各病院や地元等と連携して取り組みます。
- 県地域医療構想を踏まえ、病床数見直しによる機能転換など持続可能な医療体制の維持に取り組む市内病院に対し、設備機器の更新費や運営費などを支援します。また、**上越地域**全体で地域医療を支える体制づくりを進めるとともに、**県や厚生連等との連携を深め、市内病院の存続と診療科目の維持に取り組ま**す。

^{※1} 救急医療体制…第一次救急医療（初期）は入院や手術を伴わないもの、第二次救急医療は入院を要する救急医療、第三次救急医療は救命救急センターなど重篤患者に対応するもの。

^{※2} 保健医療圏…一次保健医療圏は市町村単位、二次保健医療圏は比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる単位のこと。

《関連する SDGs の目標》



②救急医療の連携体制の維持

- 上越市や関係機関と連携を図りながら、救急患者受入病院への運営費の支援等を行い、休日や夜間において救急医療が必要な患者の受入体制を維持します。
- 市民へ救急車の適切な利用方法の意識啓発を行い、救急患者受入病院等における軽症患者の時間外受診の低減を図り、救急医療体制の維持を目指します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	市内病院数	市内における病院数(けいなん総合病院・県立妙高病院)	2 病院	2 病院を維持
①	市内病院の常勤医師数	安定した診療体制維持のためのけいなん総合病院・県立妙高病院における常勤医師数(研修医除く)	15 人	16 人以上
①	市内病院の診療科目数	けいなん総合病院・県立妙高病院で開設されている外来診療科目とリハビリテーション科の合計	13 科目	13 科目以上
②	救急医療を担う病院の数(第二次救急医療体制)	妙高市・上越市において救急医療を輪番制で担う病院の数	7 病院	7 病院を維持
②	救急搬送数に占める軽症者の割合	妙高市・上越市の救急搬送数に占める軽症(入院を要しない)者の割合	46.3%	46.3%以下

関連する個別計画

- 【県計画】新潟県地域医療構想(平成29年度～令和7年度)

基本施策 2 全てを支える地域福祉づくり【福祉介護】

主要施策 1 介護予防・高齢者福祉の充実

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防や社会参加、生きがいの充実を図るとともに、地域や関係機関との連携により、高齢者を地域全体で見守り、支え合う体制を強化するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
要介護認定率	65歳以上人口における要介護認定者数の割合（予想される増加を抑制）	20.1%	22.0%以下 (予測値は22.8%)

現状と課題

- ①高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活が送れるよう、健康長寿を目指した介護予防に取り組んでいますが、高齢化が進んだことにより、要介護認定者は、年々増加しています。このことから、要介護状態にならない元気高齢者を増やすとともに、要介護認定者にとっては、その状態を維持・改善できるよう市民の主体的な介護予防・元気づくりを強化する必要があります。
- ②高齢化の進展により、家族や地域における相互扶助の機能が低下している現状を踏まえ、地域や関係機関などと連携し、買い物や移動などの生活支援サービスの提供体制について検討していくとともに、高齢者が生きがいや役割をもって生活し続けるための体制づくりや地域活動の支援に取り組んでいく必要があります。
- ③一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携や認知症初期支援チームの運営など、より一層支援体制の強化を図る必要があります。

施策の内容

①市民の主体的な介護予防・元気づくりの推進

- 介護予防・元気づくりを我が事として考えるための普及啓発や介護予防サポーターなどの地域人材を育成するとともに、介護予防サポーターや専門職と連携し、「地域の茶の間」など身近な通いの場における介護予防活動につなげながら、フレイル*予防などの主体的な取組を促進します。
- 虚弱高齢者に対しては、筋力の維持向上や閉じこもり予防など、有する能力に応じたサービスを提供し、社会参加や自立を促します。

* フレイル…健康と要介護状態の間である虚弱といわれる状態のこと。フレイル予防には、「栄養」「身体活動」「社会参加」の3つが重要であるといわれている。

《関連する SDGs の目標》



②地域での安心な暮らしと生きがいづくり

- 高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を強め、生活支援ボランティアなどが活躍できる場の創出やインフォーマルサービス※による生活支援体制の充実に取り組みます。
- シルバー人材センターの運営への支援など、高齢者が持つ経験や知識、技能を生かして活躍できる就業環境づくりを推進します。
- 高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、老人クラブ活動を支援するなど、生涯学習や健康づくりへの参加機会の拡充に努めます。
- 地域課題を我が事として考え、主体的に解決していく地域づくりを進めるため、地域ケア会議の開催や地域づくり協働センターとの連携により、主体的な地域活動を支援します。

③在宅医療・介護連携の強化

- 人生の最終段階まで、本人の意思を尊重した生き方を支援するため、上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会の活動を通し、入退院時における連携や看取り支援を強化するとともに、介護が必要になる時の本人・家族の心構えについて、市民啓発を推進します。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者等を地域全体で見守り、支える意識を高めるとともに、認知症になっても役割や生きがいをもって生活ができる環境づくりや、安心して自立した生活が可能となる入居施設の整備を検討します。
- 認知症高齢者など判断能力が低下したかたの権利を護るため、法人後見制度を含めた権利擁護の推進体制を整備します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	訪問型サービス・通所型サービス利用者の改善・維持率	訪問型サービス・通所型サービス利用者のうち状態が改善・維持している者の割合	97.5%	97.5%以上
①	地域の茶の間実施数	月2回以上開催している地域の茶の間の実施箇所数	32地区	38地区以上
②	生活支援ボランティアの登録支援者数	社会福祉協議会において生活支援サービスを提供する有償ボランティア数	55人	80人以上
②	地域課題の解決を検討している地区の数	地域ケア会議開催により課題の共有と解決を検討する地区の数	2地区	10地区以上
③	入退院時支援など在宅医療・介護連携が円滑に行われている割合	介護支援専門員へのアンケート調査	63.8%	70%以上

関連する個別計画

- 第7期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）
- 第3次妙高市地域福祉計画（平成30年度～令和2年度）

※ インフォーマルサービス…公的なサービス以外のもので、家族や友人、地域住民、ボランティア団体、NPO法人などによる支援のこと。

主要施策2 障がい者福祉の充実

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○障がい者（児）が、自分らしく生きがいをもって、住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、多様化する支援ニーズに対応したサービスを提供するとともに、障がい者やその介護者の高齢化などを見据え、地域で支えるシステムの構築を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
障がい者のサービス利用割合	手帳保持者のうちサービス等利用計画を作成した人数の割合	21.5%	26.6%以上

現状と課題

- ①相談窓口の開設や相談員の増員など、障がい者（児）の支援体制の強化に取り組んできましたが、福祉サービス以外の医療や家族関係、社会参加、経済的な相談など、内容が複雑化してきており、相談後の関係機関との調整などにも時間を要しています。特に、障がい者の高齢化に伴う重度化や介護する家族の高齢化、親亡き後の問題など、障がい者（児）を取り巻く環境は年々厳しくなっていることから、障がい者（児）が自立し安心して暮らしていくための支援体制の構築が求められています。
- ②障がい者（児）の暮らしの場となるグループホームの整備や活動の場となる就労支援施設などの整備を実施してきましたが、市内に重症心身障がい者（児）等に対応した生活介護施設がないことから、近隣市と連携し、広域的な施設利用を推進する必要があります。また、支援ニーズが多様化していることから、適切な福祉サービスを提供するための相談支援専門員や手話奉仕員等の育成、確保が必要となっています。
- ③障がい者の経済的自立に向けて、新たに就労支援施設が新設されるなど、就労支援の拡充により、平成27年度以降18人と多くの就労に結びつきましたが、就労支援施設で得られる工賃と障がい年金では自立した社会生活を送るのに十分でないかたもいることから、障がい者の就労機会の拡大や工賃アップに向け、さらなる取組が必要となっています。

施策の内容

①相談支援体制の充実と地域で生活できる基盤づくり

- 障がいの種別や多様な支援ニーズに応えられるよう、夜間等の緊急時の対応など相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者（児）が「親亡き後」でも地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、障がい福祉関係者に加え、保健、医療、保育、教育などの関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の構築を目指します。

《関連する SDGs の目標》



②障がい福祉サービスの充実

- 障がい者（児）の自立した生活を支援するため、ニーズに応じて住環境の整備を継続するとともに、近隣市などと広域的に連携し、重症心身障がい者（児）等に対応した活動の場の提供に向けた検討を進めます。
- 障がい者支援事業所や居宅介護事業所等と連携しながら、相談支援専門員の確保と適切なサービス等利用計画の作成に努めます。
- 手話言語条例を制定し、手話奉仕員の確保や通訳の派遣等を推進させるなど、障がい者（児）を身近で支え合える体制づくりに努めます。

③就労支援サービスの充実

- 就労意欲のある障がい者が一般就労できるよう、障がい者就労支援施設、生活困窮者相談支援員、企業等と連携し、「障害者トライアル雇用[※]」の活用など、就労体験等の機会の充実を図ります。
- 総合支援学校卒業後の就労支援のため、障がい者就労支援施設、ハローワーク等と連携した支援を行い、義務教育から就労までの一貫した支援に取り組みます。
- 就労に必要な知識や能力の向上に向け、就労支援施設での訓練内容の充実が図られるよう支援を継続するとともに、工賃アップに向けて、障がい者福祉施設ワーキングネットワークを主体とした企業等による受注の拡大を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	障がい者相談室の相談件数	市障がい者相談室と市外事業所（委託先：上越市）の相談延べ件数	2,926 件	3,000 件以上
②	市内の相談支援専門員の人数	相談支援専門員の資格取得者数	3 人	6 人以上
②	手話奉仕員の人数	妙高市手話奉仕員認定者数	3 人	5 人以上
③	市内就労支援施設利用者の工賃月額	就労継続支援 B 型利用者の作業工賃月額平均	16,245 円	19,000 円以上
③	就労移行率 3 割以上の事業所数の割合	市内の就労移行支援事業所数のうち就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	66.7%	66.7% 以上

関連する個別計画

- 第 4 期妙高市障がい者福祉計画（平成 30 年度～令和 5 年度）

[※] 障害者トライアル雇用…障がい者を原則 3 カ月間試用雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしてもらうことを目的とした制度のこと。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができる。

主要施策3 生活困窮者等の自立支援

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

- 生活保護受給者や生活困窮者の個々の状況に応じた包括的な自立支援を実施し、経済的・社会的自立を促進します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
生活保護受給者の割合	推計人口に対する生活保護受給者の割合（千分率表示）	8.28% 【パーミル】	7.93%以下 【パーミル】

現状と課題

- ①生活保護受給者の自立を促進するため、生活困窮相談支援員による就労支援に取り組んだ結果、就労可能なかたの就労に一定の効果を上げてきました。しかし、就労に対する戸惑いや不安などを抱え、就労が定着せずに自立が難しい状況にあるかたも多いため、個々の状況に応じた就労支援が必要となっています。また、生活保護受給者の健診（検診）受診率は低く、疾病が重症化し、医療扶助の増嵩につながっていることから、自らの健康管理の意識を高めていく必要があります。
- ②生活困窮者の多くは就労に関する問題だけでなく、生活面や社会面に関する複合的な問題を抱えていることから、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要があります。ひきこもりのかたについては、民生委員と連携しながら自立に向けた支援に取り組んできましたが、ひきこもりの長期化・高年齢化による「8050問題^{*}」が顕在化してきていることから、早期の社会復帰に向けて、相談窓口の周知を図るとともに、自立支援制度による積極的な支援につなげていく必要があります。また、支援には家族からの積極的な働きかけも不可欠なことから、さらに家族の理解を促していく必要があります。

施策の内容

①生活保護受給者に対する就労支援と健康管理支援

- 支援対象者に対してきめ細やかな就労指導・助言を行うとともに、就労後のフォローアップを行いながら就労の定着化を図り、経済的自立による生活保護世帯の減少と保護費の縮減につなげていきます。
- 医療扶助の削減を図るため、生活保護受給者の健康保持・増進を図るとともに、健診（検診）の受診勧奨を徹底し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

^{*} 8050問題…長期間の引きこもりをしている50代前後の子どもを、80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する問題のこと。ひきこもりの長期化・高年齢化により、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるなどの深刻なケースが目立ち始めている。

《関連する SDGs の目標》



②生活困窮者、ひきこもり等に対する自立支援の推進

- 寄り添い型・伴走型の支援を基本に、カウンセリングや民間企業等での就労体験などを組み合わせ、個々の状況に応じた支援プランを作成し、きめ細やかな支援を行います。
- 民生委員と連携しながら、ひきこもりのかたの実情に応じた支援を行うとともに、国や県の動きと連動する中で、適切な相談・支援機関へつなげるなど、共に支え合うつながりづくりを進めます。
- ひきこもりの問題を抱えている家族への支援として「ひきこもり家族の集い」を開催するなど、同じ悩みを持つ家族同士が話し合い、気持ちを共有することで悩みや不安の軽減を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	就労支援による被保護者の就労者数の割合	支援対象者に対する就労者数の割合（年度末現在）	56%	80%以上
①	就労支援による保護廃止件数	就労支援による就労をきっかけとした保護廃止件数	1件	3件以上
②	支援プラン作成件数に対する就労者数の割合	生活困窮者等自立支援事業における支援プラン作成件数に対する就労者数の割合	50%	79%以上

関連する個別計画

- 妙高市地域福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

基本施策3 住民主体の地域づくり【地域づくり】

主要施策1 地域コミュニティの維持・再生

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○市民、地域、市民活動団体、企業などと行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、地域の将来を見据えながら当事者意識を持って地域課題の解決に取り組む地域コミュニティの維持・再生を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
地域運営組織*の設立・運営数	地域住民が中心となって地域の課題解決に向けた取組を始めた組織数	4組織	14組織以上

現状と課題

- ①これまで各地区の地域づくり活動団体を中心に、地域コミュニティ活動の推進を図ってきましたが、空き家や里山等の財産管理といった新たな地域課題の発生や、支援が必要な高齢者等の見守りや雪処理、通院等の生活支援に関わる需要が増加するなど、より住みやすい地域とするための地域コミュニティ活動に求められる役割が増えてきています。将来に渡って住みやすい地域としていくため、自治会や町内会の機能を補完しつつ、地域で暮らす住民の生活を住民同士で支えるための新たな仕組みである地域運営組織の形成が求められています。
- ②高齢化の著しい中山間地の地域力の維持・活性化を図るため、地域のこし協力隊の配置や地域サポート人による支援等に取り組んできましたが、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、中心部も含め、一部地域では住民相互の支え合い、助け合いや地域を守る共同活動の実施が困難になってきていることから、将来を見据え、地域の中心となって活動をコーディネートできる人材の育成や市民活動団体等の活用などにより、地域の活性化を支援していく必要があります。

施策の内容

①地域住民が主体となった地域運営組織の形成

- 隣近所の助け合いや支え合いなどの生活支援、空き家管理等の新たな需要に対応するため、地域住民が主体となって地域の課題解決に向けて取り組み、生活に必要な営みを住民同士で支え合う地域運営組織づくりを進めます。
- 地域会議への参加や学習機会の提供などにより、住民自らの手で課題を解決するための意識改革を促進するとともに、地域の先進的な取組を全域に浸透させ、地域課題解決のための主体的な取組の拡大を図ります。
- 地域実態を把握し、ニーズに即した支援を行うとともに、単独の地域だけでは課題解決が困難な場合においては、地域の枠を越えた広域的な連携による助け合いのほか、地域づくり協議会や自治組織の再編等の検討を地域と共に進めます。

* 地域運営組織…地域の生活を守るため、地域住民が中心となり、地域内外の団体等が参加する中で、描いた将来ビジョンに基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

《関連する SDGs の目標》



②地域を担う人材の育成と市民活動の支援

- 地域住民の主体的な活動を推進していくために必要な人材を発掘するとともに、必要に応じて、地域のこし協力隊等の外部人材を配置しながら、住民主体の地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域ごとに異なる地域課題に即して、地域と専門的な知識や経験を有している市民活動団体等とを結び付け、多様な主体によるネットワークづくりを行い、地域課題の解決を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	全住民アンケート等、地域の課題把握を行った地区数	地域課題を把握するために活動した地区数	3 地区	14 地区以上
①	課題解決のための将来ビジョンを策定した地区数	課題解決に向け、今後の方向性を明確にした地区数	1 地区	14 地区以上
②	地域づくりコーディネーターの数	地域活動のリーダーであるコーディネーターの数	—	28 人以上
②	市内で活動する市民活動団体の数	市内で活動する NPO 法人数	23 法人	30 法人以上

関連する個別計画

- 妙高市地域コミュニティ振興指針（平成 29 年度～令和 3 年度）

主要施策2 移住・定住による地域の維持

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

- 「豊かな自然環境」、「快適な居住環境」、「充実した子育て環境」など、妙高暮らしの魅力や移住・定住に対する充実した支援体制を積極的にPRし、移住を希望されるかたに選ばれ、住み続けられる環境づくりを進めます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
移住支援窓口を通じた移住者数	移住支援窓口を通じて市外から移住した人数（平成26年度からの累計）	453人	1,090人以上

現状と課題

- ①住宅取得等への支援や空き家の紹介、移住支援員による総合的な相談支援などを充実させたことにより、市内への移住者は増加傾向にあります。引き続き、移住・定住の流れを促進するため、四季折々の自然の中で、人間らしく暮らせる環境や子育てのしやすさなど、他地域では感じるできない魅力を発信していくとともに、移住・定住の決断に不可欠な就労に対するサポートを充実させる必要があります。
- ②移住者の受入れにあたっては、地域におけるごみ出しや排雪など生活する上でのルールの指導を行っていますが、生活習慣の相違などから徹底されていない面があり、移住者の中には、地域独自の生活ルールの複雑さや日常のコミュニケーションの不足などにより、地域に馴染めないケースがあります。他地域からの移住者だけでなく外国人の移住者も増加する中、言葉や生活習慣が違っても、お互いがよりよく暮らしていくための共存が求められています。

施策の内容

①移住定住の促進

- インターネットなどの活用や首都圏を中心とした移住相談会・イベントへの参加のほか、体験ツアーの開催を通じて本市の自然環境などの魅力や移住者のライフスタイルなどを積極的に発信し、移住者の拡大を図ります。
- 空き家等を利用した移住者の拡大に向けて、民間事業者等と連携しながら、空き家登録情報制度による低廉で優良な中古住宅の紹介を行うとともに、住宅取得等に対する支援の充実を図ります。
- 市内事業所やハローワークと連携した求人情報の紹介のほか、移住希望者のニーズに応じて、農業や林業、観光業などへの就業支援に取り組みます。

《関連する SDGs の目標》



②地域住民と移住者の相互共生に向けた支援

- 増加する外国人移住者を含め、移住者が地域で生活する上でのルール理解向上のため、ガイドブックの配布などによる周知を徹底するなど、住民間のトラブルの防止・解消に努めます。
- 移住者が生活する上で困ったこと、不安に思ったことを早期に解消できるよう、移住者と地域の住民や団体などとの交流会を開催するなど、定住後のフォローの強化を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	移住・定住を目的とした空き家等の活用数	空き家登録制度に登録された空き家が利用（売却）された件数（平成 21 年度からの累計）	116 件	300 件以上
②	移住・定住後の満足度	移住・定住者を対象としたのアンケート調査における回答の割合	—	75%以上

関連する個別計画

- 妙高市住生活マスタープラン（平成 23 年度～令和 2 年度）

基本施策 4 全てが平等な地域社会づくり【人権意識】

主要施策 1 人権意識の向上

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合い、誰もがあらゆる差別を受けない、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査における回答の割合	72.4%	80%以上

現状と課題

- ①近年、障害者差別解消法などの人権に関する新たな法律が施行される中、様々な人権啓発活動に取り組んできた結果、市民の人権意識は徐々に高まりつつあります。一方で、市民の生活様式の多様化や国際化、経済的な格差の広がりなどを背景とした新たな人権問題が発生していることに加え、市民意識の多様化により、児童や高齢者の虐待、配偶者暴力（DV）などの人権問題がさらに複雑化していることから、地域、学校、企業、行政などの様々な機会を通じた人権教育、啓発活動の一層の推進により、相互に人権と個性を尊重し合う共生社会の実現が必要となります。
- ②平成30年度に実施したまちづくり市民意識調査の結果において、「社会通念や習慣しきたりなどから男女平等である」と感じている市民の割合は17.8%にとどまるなど、依然として男女が不平等であると感じる市民が多く存在しています。男女が平等であるとの意識を高めていくためには、男女の固定的な役割分担意識の解消やDV等に対する正しい知識の普及のための啓発活動を継続するとともに、働き方改革やワーク・ライフ・バランス、子育て・介護支援をはじめとした各種施策のより一層の推進と、総合相談体制の充実などにより、男女共同参画社会を実現していく必要があります。
- ③少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少を受け、労働力不足を補うために外国人労働者を受け入れる事業所が増加しており、市内で暮らす外国人の数は、5年前と比較し、約2倍に増加しています。これに伴い地域社会の中で、文化や習慣の違い、コミュニケーション不足、地域のルールを知らないなど様々な理由から、守れず地域住民とトラブルが発生するなど、軋轢や課題が生じています。これらを解消するため、お互いの文化や習慣を理解し、グローバル化の時代にふさわしい市民意識を醸成するための啓発活動など、地域社会の中で外国人が安心して暮らせる共生の社会づくりが必要となります。

《関連する SDGs の目標》



施策の内容

①人権尊重のための幅広い施策の推進

- 「第3次人権教育・啓発推進基本計画」のもと、インターネット上での誹謗中傷や性的少数者（LGBT等）に対する偏見、ヘイトスピーチなどの新たな人権問題への適切な対応に努めるとともに、外国人住民を含む市民一人ひとりが人権を守り、お互いを尊重する差別のない明るい社会の実現に向けた人権教育、啓発活動を推進します。
- 生命を尊重し、他者を思いやる心を育むため、幼少期から青年期まで一貫した人権教育、同和教育、道徳教育の充実を図ります。

②男女共同参画の推進

- 「第3次妙高市男女共同参画計画」のもと、家庭や職場等における固定的な役割分担意識を是正するための啓発を推進するとともに、育児・介護等を取り巻く事業所や家庭の理解を深め、働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 職場や地域社会での方針決定の場への女性参画を促進するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を支援し、活力のある地域社会を維持するため、男女が共に協力し、それぞれの意思に応じた能力を発揮できる社会を形成します。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、DVについて正しく理解するための啓発に努めるとともに、被害者の状況に配慮した相談窓口機能の向上を図ります。

③多文化共生の推進

- 地域に暮らす全ての人が多様な価値観を認め、互いに支え合い、共に地域づくりを進めていく「多文化共生社会」の実現を目指し、国籍や文化の違いを超えた人権意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。
- 文化や習慣の違い、コミュニケーション不足などから生じる様々な課題に適切に対処するため、企業や地域などと連携した様々な啓発活動などを通して、地域とつながりながら安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	人権講演会等の参加者数	人権講演会等の参加者数	830人	1,000人以上
②	審議会等への女性登用率	審議会等への女性登用率	32.3%	40%以上
②	社会通念や習慣しきたりなどから男女平等であると感じる市民の割合	市民意識調査における回答の割合	17.8%	24%以上
③	外国人の人権は守られていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査における回答の割合	19.1%	25%以上

関連する個別計画

- 第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画（令和2年度～令和6年度）
- 妙高市人権教育・啓発推進実施計画（令和2年度～令和6年度）
- 第3次妙高市男女共同参画計画（令和2年度～令和11年度）

まちづくりの大綱5 郷土を築く人と文化を育むまちづくり

基本施策1 安心して子どもを育てられる環境づくり【子育て】

主要施策1 結婚・出産・子育て支援の充実

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○次の時代を築いていく子どもたちを安心して産み、健全に育むことができる環境づくりを推進するとともに、虐待・不登校・ひきこもりなどの問題に対する適切な対応と支援体制の充実を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
出産や子育て支援サービスの満足度	子ども・子育て支援に関するアンケートにおける回答の割合	75.5%	80%以上

現状と課題

- ①少子化の要因の一つである晩婚・未婚化対策として、独身男女の出会いの場を創出していますが、成婚につながる事例が少なく、成婚数は減少傾向にあります。このため、若者の結婚に対する意識の高揚を図るとともに、マッチングに結びつきやすい出会いの機会や結婚支援に取り組む団体等の育成等により、結婚を促進していく必要があります。
- ②子育て世代包括支援センターを中心に妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行っていますが、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化等により、妊産婦が孤立して悩みを抱えてしまうケースがあります。また、本市には出産できる医療機関がない状況にあることも踏まえて、妊娠、出産時の妊産婦の不安の軽減を図るとともに、育児に取り組む保護者に寄り添った支援と相談体制の充実を図る必要があります。
- ③核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、子育てにかかる経済的な負担と仕事等との両立に対して不安を抱える保護者の子育て支援に対するニーズが多様化していることから、一人ひとりの生活の実態や環境に応じて子育て支援の充実を図っていく必要があります。また、放課後児童クラブの需要が高まり施設が手狭になっていることや、ファミリー・サポート・センターのサービス提供会員の高齢化・固定化の進行など、新たな課題に対応し、引き続き、子育てしやすい環境の整備を進める必要があります。
- ④児童虐待は、本市においても全国的な傾向と同様に、増加しています。虐待の発生を極力減らしていくためには、子育てに負担と不安を持つ保護者を早期に発見し、事案が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先し、関係機関と連携して早期解決に向けた対応を図る必要があります。また、児童生徒の不登校については、長引くことでひきこもりやニートに移行し、短期間での解決が困難な状況になる場合もあることから、学校や関係機関などと連携を図り、早期に本人や保護者に寄り添った支援を行う必要があります。

《関連する SDGs の目標》



施策の内容

①結婚活動への支援の充実

- 結婚に関する情報発信や結婚相談、セミナーの開催などにより、未婚者の結婚に対する理解や意欲の高揚を図ります。
- マッチングイベントの開催や県のマッチングシステムへの登録・活用促進などにより、出会いのきっかけづくりを支援し、出会いの機会の拡大を図ります。
- 結婚を希望する人を支援するサポーターを育成するとともに、出会い応援企業や市民活動団体等との連携を強化し、結婚支援体制の充実を図ります。

②妊娠・出産に対する不安の解消

- 妊産婦全員の支援台帳の作成や妊婦が見通しを持って安心して出産、産後を迎えられるよう個々の状況に応じた支援プランの策定などにより、妊娠・出産から育児にわたり、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 子どもを持ちたいと思いつつも不妊等に悩む夫婦や、出産のための通院等に不安を抱える夫婦が、安心して出産を迎えられるような支援の拡充を図ります。

③安心して子どもを育てられる支援の充実

- こども医療費や保育料等の無償化、所得などに応じた放課後児童クラブや病児・病後児保育室の利用料の減免等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 児童が安全で快適に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの充実を図るとともに、子育て世代が集い、交流できる場などの整備に取り組みます。
- 地域ぐるみで子どもを育てる意識を高め、積極的に子育てへのサポートに参加していただくかたを増やし、子育て環境の充実を図ります。

④要保護児童等への支援

- 家庭児童支援専門員や保健師、保育士等の活動を通じて子育てに悩む保護者を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待の未然防止に努めます。
- 学校やこども園・保育園の職員だけでなく、市民に対して虐待の早期発見と適切な対応方法を学ぶ機会を設け、市民ぐるみで虐待予防の意識啓発に努めます。
- 学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、子ども・若者支援専門員が情報を共有し、連携を図って、不登校児童生徒に対して、実情に応じた適切な対応を図るとともに、ひきこもりやニートのかたに対しても、家庭環境等を見極めながら、社会復帰に向けて一人ひとりに寄り沿った支援を行います。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	市の事業を通じての成婚数	マッチング支援等の市の事業を利用したかたの成婚数	—	20組以上
②	安心して妊娠・出産を迎えられる妊婦の割合	出生届出時のアンケートによる回答の割合	—	100%
③	ファミリー・サポート・センターのサービス提供会員数	ファミリー・サポート・センターのまかせて会員と両方会員の人数	165人	200人以上
④	虐待案件の解決数	要保護児童対策地域協議会の虐待案件の解除数	13件	20件以上

関連する個別計画

- 第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

主要施策2 幼児の教育・保育環境の充実

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○乳幼児期の児童の健やかな成長に必要な幼児教育・保育サービスを提供するため、保護者や地域、学校、関係機関と連携を密にしながら、安全・安心な教育・保育環境の整備を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
保護者の園評価	保護者アンケートにおける回答の割合	96.8%	100%

現状と課題

- ①幼稚園・保育園整備構想に基づく保育園等の統合・移転整備を行い、幼児教育・保育環境の改善、充実に取り組んできました。今後も施設の老朽化への対応や園児数の推移を見据えた園舎整備と計画的な改修整備や備品の更新等を行い、安全で快適な保育環境の維持に努める必要があります。また、国が実施する幼児教育・保育の無償化と連動した保育料の見直しを進めるとともに、慢性的な保育士不足を解消するための対策に取り組む必要があります。
- ②保育サービスの向上に努めてきた結果、保護者から一定の高評価を得られていることから、引き続き、保育士の資質向上や園活動の特色化と充実、保護者の多様なニーズへの対応を図ります。また、生活習慣や食習慣に課題があるなど、きめ細やかな支援が必要な児童、家庭が見受けられることから、生活習慣等の改善に向けた対応や、個別の支援及び指導を強化していく必要があります。

施策の内容

①安全・安心な教育・保育環境の整備

- 第三保育園・斐太南保育園・矢代保育園の統合整備を計画的に進めるとともに、安全で快適な保育環境を維持するため、幼児教育・保育施設の長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な改修・整備を行います。
- 再任用保育士を効果的に配置するとともに、保育士資格の取得支援をはじめ、正規保育士の採用年齢の引上げや働きやすい職場環境の整備、処遇改善などにより、保育人材の確保に積極的に取り組みます。
- 国の子ども・子育て支援施策との整合性を図りながら、3～5歳児の保育料の無償化を実施するとともに、入園が増加している0～2歳児において、待機児童が発生しないよう子育て支援策の改善等に努めます。

《関連する SDGs の目標》



②健やかな幼児を育む教育・保育サービスの提供

- 自然環境を活かした体験活動や地域と連携した「ほんもの教育」をはじめ、地域の特色・人材を活かした活動を積極的に取り入れながら園活動の充実を図り、豊かな人間性や郷土愛を育みます。
- コミュニティ・スクール事業等を活用しながら、地域ぐるみで子育てを応援する体制づくりや災害発生時の支援体制づくりを進めます。
- こども園・保育園と早期療育施設ひばり園、小学校、地域が連携し、特別な支援を必要とする児童が進級時にスムーズな移行が図られるよう、相互訪問や連絡会による情報の共有と確実な引継ぎなどによる、継続的な支援を行います。
- 就労環境の変化などにより多様化する保護者のニーズを把握し、的確に対応するよう、夜間保育などの保育サービスの提供について検討します。
- 年齢や発達段階に合わせた食育教室を実施し、保護者に対する生活習慣や食習慣の重要性についての啓発を行うとともに、肥満ややせの園児とその保護者への個別指導を強化します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	園舎整備率	幼稚園・保育園整備構想に基づく園舎整備率	70.0%	100%
①	待機児童の発生人数	待機児童の発生人数	0人	0人
②	標準的な体格の園児の割合	肥満度-15%～+15%の園児の割合	94.9%	97.0% 以上
②	朝食の欠食率	3～5歳児の朝食の欠食率	1.0%	1.0%以下

関連する個別計画

- 第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）

基本施策 2 質の高い教育環境づくり【教育】

主要施策 1 健やかな心と体の育成

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○子どもたちが心身ともに健康で、変革の激しい社会でたくましく生き、様々な困難を乗り越え、自他のいのちを大切に、他者と協力して問題を解決していこうという豊かな人間性を育むための教育環境づくりを推進します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
いじめが解消された割合	学校調査によるいじめ発生件数に対する解消件数の割合	97.3%	100.0%

現状と課題

- ①これまで、地域資源を生かした自然体験、飼育栽培活動等の体験学習を児童生徒の成長段階に応じて学習に取り入れ、生きる力の醸成に取り組んできました。近年の急速な少子高齢化や ICT の進歩などにより、社会変革が続くことが予測されることから、これらの体験学習を通じて、地域に根差し自ら主体的に学び、他者と協力しながらたくましく生きる力を育むことの必要性が高まっています。また、第二次世界大戦の終戦から 70 数年が過ぎ、戦争を実体験した世代の減少によって戦争記憶の風化が進んでいる中、児童生徒の平和に関する意識の高揚を図り、戦争を繰り返さない決意を次世代に引き継いでいく必要があります。
- ②インターネットや SNS といった新たなメディアが社会的に広がりを見せる中、判断力が十分に醸成されていない児童生徒がトラブルに巻き込まれやすい状況にある上、ネットいじめなどの新しい問題の発生も憂慮されていることから、これらの課題に対応した情報モラル教育の充実に努めていく必要があります。また、いじめの防止と解消に向けては、教育委員会と小中学校の連携した取組により迅速に対応していますが、いじめはどこの学校でも起こりうる問題であり、国内ではいじめを原因として自死するケースも数多く発生しています。さらなるいじめ防止や早期解消に向けて、家庭や地域、関係機関との一層の連携強化、協力体制づくりが必要です。
- ③市内の小中学校では、肥満傾向にある児童生徒の割合が新潟県内の平均的な割合を上回る傾向となっています。肥満傾向の児童生徒は、将来、生活習慣病疾患の可能性が高いことから、早期の対策を講じる必要があります。また、食物アレルギーを持つ児童生徒については、対応を誤ると重大な事故につながる可能性があることから、個々の症状に応じて適切に対応していく必要があります。

《関連する SDGs の目標》



施策の内容

①体験学習の充実による「ほんもの教育」の推進

- 感動体験や多少の困難を伴う体験をはじめ、地域文化を活かした活動や地域住民と連携した活動での学びを通し、郷土妙高の様々な資源を取り入れた「ほんもの教育」に重点を置いた学習活動を推進します。
- フレンドスクールやキャリア教育、宿泊施設におけるおもてなし体験、スキー場に訪れる外国人観光客との交流など、地域や他者との関わりを学ぶ取組を継続し、コミュニケーション能力や社会性の向上、地域愛の醸成を図ります。
- 戦争の悲惨さや平和の尊さなどを学び、その想いを次世代に引き継いでいくため、小中学校における平和に関する体験学習などの平和学習を継続します。

②情報モラル教育の推進といじめの防止・解消

- 情報モラルやメディアの危険性への対応として、児童生徒に携帯電話やスマートフォンを原則持たせない運動を継続するとともに、児童生徒自身や保護者に対して、メディアの利便性に潜む危険性や情報モラル、マナーについての指導、啓発を行い、ゲーム等身近なものを含め、インターネットに接続できる様々な機器に対する自発的な行動を促します。
- いじめの解決に向けて早期発見、早期対応による初期段階での速やかな取組を進めるため、定期的に各小中学校における調査によりいじめの現状把握に努めるほか、いじめ防止講習会を開催し、早期発見・予防啓発に努めます。
- インターネット上での情報流出やいじめなど、学校運営にあたって生じる様々なトラブルに対して適切に対応するため、スクールロイヤー*の設置など、法的な相談ができる体制づくりに努めます。

③健やかな体を育むための支援の充実

- 子どもたちの健康な体を育むため、学校と家庭の連携により、基本的な生活習慣、望ましい食習慣の定着を図るとともに、肥満の状態が著しい児童生徒とその保護者に対する個別指導の強化を図ります。
- 食物アレルギーを持つ児童生徒に対しては、個々の状態を把握した的確な対応による安全安心な給食の提供に努めるとともに、全職員に対して研修会を開催し、食物アレルギーへの理解促進と対応力の強化を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	リーダーシップ能力が向上した児童の割合	フレンドスクールアンケートによるリーダーシップ能力の事前・事後比較	8.7%	10.0%以上
②	児童生徒が関わるインターネットトラブルの件数	児童生徒が関わるインターネットトラブルの発生件数	1件	0件
③	肥満度が20%以上の児童生徒の割合	学校健診による肥満度20%以上の児童生徒の割合	7.4%	7.0%以下

関連する個別計画

- 第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）
- 妙高市いじめ防止基本方針（平成26年度～）

* スクールロイヤー…学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のこと。

主要施策2 確かな学力の定着に向けた支援

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

- 将来の社会で自立できる基礎的な学力や論理的な思考能力、実体験による学習を取り入れた英語力を養成し、情報化・グローバル化が進展し続ける社会で役立つ学力の定着を目指します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
全国学力テスト等の得点率が全国以上の科目の割合	全国学力テスト等の得点率が全国平均以上になった科目数が全体の科目数に占める割合	91.7%	100.0%

現状と課題

- ① 教研式全国標準学力検査では、市内の小中学生の学力は、全国平均を上回る状況にありますが、教科の特定の領域においては下回るところがあることから、今後も学力の向上を促すとともに、**基礎学力の定着化を図っていく**必要があります。また、ICTの発達をはじめ、今後さらに発展する情報化社会に対応できる力を養っていく必要があります。
- ② 外国人観光客の増加やグローバル化の進展に伴い、外国人と交流する機会や海外で活動する機会が増えていますが、英語力やコミュニケーション能力はまだ十分ではありません。これから世界を舞台に活動していくことになる次世代を担う子どもたちについては、文法や単語の学習といった机上での学習のみではなく、実体験を伴った外国語教育により、英語力やコミュニケーション能力を培っていく必要があります。

施策の内容

① 基礎学力の向上・定着化の推進

- 各小中学校への教育補助員の配置を継続し、授業効果の向上を図りながら学力の向上につなげていくとともに、**放課後などにおける学習支援の実施等により、基礎学力の定着化を図ります**。また、小中特別支援学校の教員で構成する妙高市教育研究会との連携・協力による指導方法の研究に努めます。
- 情報化社会に適応するためのプログラミング教育については、妙高市教育研究会と協力しながら策定した「妙高市プログラミング教育ベーシックプラン」に基づいて計画的に取り組み、論理的な思考能力の養成を図ります。
- インターネット利用やデジタル教科書の使用において、必須機器となるタッチパッドについて、各学校における必要台数を確保できるよう、将来の状況を考慮しながら段階的に整備を進め、利便性の向上と同時に、最先端技術を適切に利用できる能力の涵養を図ります。

《関連する SDGs の目標》



②グローバル化に対応する教育の充実

- 小学校の新学習指導要領本格実施による英語の教科化に対応するため、ALT*を増員して英語を実践する場の充実を図り、英語力やコミュニケーション能力の向上に努めます。
- 小規模特認校においては、ALT や外国語コーディネーターによる指導体制の充実により、日常的に活用できる英語力の定着を図ります。
- 小中学校において、英語の実践力を把握し、適切に育成するため、外国英語検定の導入を検討します。
- 幼児期から英語に慣れ親しみ、将来的に海外で活動するために必要な英語力やコミュニケーション能力を習得できるよう、こども園・保育園における外国語活動を導入し、幼児期から小学校、中学校まで一貫した継続性のある英語教育の実現に向けた取組を行います。
- 市内スキー場を訪れる外国人観光客との交流や国際姉妹都市との交流など、外国人と触れ合える場の提供に加え、子どもたちが海外へ行き、生活や文化を肌で感じる機会を拡大し、異文化理解の促進に努めます。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	全国標準学力検査（NRT）の得点率が全国平均を超えた割合（国語）	全国標準学力検査の観点別集計で全国平均を上回った割合（国語）	100.0%	100.0%
①	全国標準学力検査（NRT）の得点率が全国平均を超えた割合（算数・数学）	全国標準学力検査の観点別集計で全国平均を上回った割合（算数・数学）	100.0%	100.0%
②	全国標準学力検査（NRT）の得点率が全国平均を超えた割合（英語）	全国標準学力検査の観点別集計で全国平均を上回った割合（英語）	100.0%	100.0%
②	外国人と関わる活動に参加した児童生徒の割合	外国人と関わる活動に参加した児童生徒数が全児童生徒数に占める割合	13.0%	23.0%以上

関連する個別計画

- 第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）

* ALT…Assistant Language Teacher の略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える外国人のこと。

主要施策3 学習環境の整備

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○通学時の見守りや通学手段の確保、高等教育の機会提供のための就学支援を通じて、安心して学習できる就学環境を整備するとともに、今後の児童生徒数を見据えた学校の適正配置、施設の長寿命化への対応など、安全で快適な学習環境の確保を図ります。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
児童生徒が安全・安心に学習できると感じている保護者の割合	保護者アンケートにおける回答の割合	—	80%以上

現状と課題

- ①学校施設の約7割が建築から30年以上経過し、今後の施設改修等で多額の費用が必要となるため、児童生徒数が減少していることを見据えた学校施設の再配置や長寿命化などにより、財政的な平準化を図りながら、安全な学校環境を確保していく必要があります。また、児童生徒の通学にあたっては、今後もスクールバスの運行による遠距離通学者の安全な通学手段を確保するとともに、地域や保護者の連携・協力により、登下校の見守り体制を継続し、通学時の事件や事故の防止に努めていくことが求められています。
- ②学習意欲のある生徒が経済的理由により高等教育への就学を断念することがないよう、就学援助費等の支給や奨学金の貸与などにより保護者の経済的負担を軽減し、就学機会の確保を図っていますが、国内の経済状況が停滞する中、就学環境は一層厳しくなっていることから、今後も経済的に厳しい児童生徒の保護者に対して、社会情勢に沿った支援を行っていく必要があります。

施策の内容

①学校施設の長寿命化の推進と教育環境の充実

- 長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な大規模改修を実施するとともに、児童生徒の心身の状態に応じた教室の改修や備品の更新などを行うほか、熱中症などの猛暑対策として、特別教室等への空調設備の設置を実施します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、スクールバスの効率的で安全な運行体制を検討するほか、家庭や学校、地域、事業所、コミュニティ・スクールなど関係団体が連携して、通学時の見守り体制の維持・強化に努めます。
- 将来的な児童生徒数の推移や地域の人口動態などを踏まえ、望ましい教育環境の整備に向けた学校の統廃合を検討します。

《関連する SDGs の目標》



② 全ての子どもたちの学習機会の保障

- 奨学金の貸与や私立高等学校授業料の補助を継続し、高等教育等への就学機会の確保に努めます。なお、卒業後に本市にUターンした場合の償還金減免制度の運用や国県で実施している給付型奨学金制度の内容を踏まえながら、実態に即した奨学金制度への見直しを検討します。
- 所得が比較的少なく経済的に厳しい児童生徒の保護者に対し、就学援助制度の実施による給食費や学用品費等の補助を継続するとともに、市内の小中特別支援学校の段階的な給食費の無償化などにより、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	長寿命化改修・大規模改造工事の実施校数	学校施設長寿命化計画に基づく改修工事延べ実施校数	—	14校
①	特別教室等への冷房設備設置工事の実施校数	整備計画に基づく設置工事の実施校数	—	11校
②	教育にかかる経済的負担が軽減したと感じている保護者の割合	保護者アンケートにおける回答の割合	—	80%以上

関連する個別計画

- 第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）
- 妙高市学校施設長寿命化計画（平成31年度～令和5年度）

基本施策3 豊かな心身をつくる環境づくり【生涯学習・スポーツ】

主要施策1 人生100年時代の生涯学習の推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○雪国妙高で培われた「妙高市民の心[※]」を大切にしながら、生涯学習を通して人間力を高め、いきいきと充実した生活を送れるように、多様な学びの環境づくりを進めるとともに、それぞれが持つ知識や技術、経験を地域の活力につなげる仕組みづくりを進めます。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
社会教育施設利用者数	社会教育施設の年間延べ利用者数	165,812人	170,000人以上

現状と課題

- ①人口減少や高齢化の進展により地域コミュニティ機能が低下しつつあり、人とのつながりの希薄化が懸念されています。このような中、互いをいたわり、思いやり、助け合う「妙高市民の心[※]」が地域社会を支えていく基盤となります。家庭、学校、地域、事業所が主体となったあいさつ運動などの積み重ねにより、活動の定着が図られていますが、さらなる意識の向上と主体的な行動につながる取組を進めていく必要があります。
- ②市民が生涯を通じて主体的に学び、学びを通して人と人、人と地域とのつながりを深めていけるように、市民ニーズや社会情勢の変化等に応じた多様な学習機会を提供していく必要があります。また、より複雑化する課題と向き合いながら、持続可能な地域づくりを進めていくために、学びで得た知識や技能等を共有し、地域における活力づくりに活かしつつ、さらなる学びへとつながる環境づくりを行うことが重要です。
- ③生涯学習の拠点となる社会教育施設をより利用しやすい施設とし、活動の拡大につなげていくため、計画的な改善、改修による充実を図る必要があります。図書館については、施設の老朽化に加え、現在の設備では多様化する市民ニーズに対応することが難しくなっていることから、生涯学習拠点としての機能やサービスの充実を図るとともに、まちづくりや地域の活性化につながる交流拠点としての機能の充実が求められています。

[※] 妙高市民の心…家族や地域社会の「絆・つながり」を大切にし、相手を思いやり助け合う心のこと。

《関連する SDGs の目標》



施策の内容

①「妙高市民の心」を基盤としたつながりづくり

- 「妙高市民の心」の活動事例や実践事例等の広報活動を積極的に行い、家庭や学校、地域や事業所等が一体となった取組を推進するとともに、「妙高市民の心」を礎として、人と人がつながり、思いやりを持って互いに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

②学びの成果を活かす仕組みづくり

- 市民が生涯を通じて学び、活躍できるように、関係機関や各種団体等と連携し、市民ニーズや社会情勢の変化等に応じた学びの機会の提供と充実を図ります。
- それぞれが持つ知識や技能を地域社会で活かせるように、活動の場や機会に関する情報提供を行うほか、学校や町内会、市民活動団体等とのマッチングなど、地域の人材を活かす仕組みづくりを進めます。

③学びを支える活動拠点の整備・充実

- 市民の生涯にわたる学習活動を幅広く支援し、市民ニーズに応じた学びやすい環境を確保するため、社会教育施設の計画的な改善・改修を行います。
- 多くの市民から利用され親しまれる図書館を新たに整備し、本や情報の集積基地として、また、市民の主体的な学びを支え、市民が集い、地域に活力をもたらす交流の場を創出します。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	「オール妙高あいさつ運動」の参加者数	あいさつ運動の1日あたりの参加者数	777人	900人以上
①	「妙高市民の心」推進応援事業所の登録件数	事業所の登録件数	121件	170件以上
②	生涯学習講座「まなびの杜」の受講者数	生涯学習講座の年間延べ受講者数	1,001人	1,200人以上
②	地域活動人材登録者数	地域活動人材の登録者数	326人	400人以上
③	図書館の貸出利用者数	図書館の年間延べ貸出利用者数	27,477人	42,000人以上

関連する個別計画

- 第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）
- 妙高市生涯学習推進プラン（令和2年度～令和6年度）

主要施策 2 生涯を通じたスポーツ活動の推進

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○幅広い市民のスポーツ活動や運動習慣の定着を図るとともに、スポーツを楽しむ環境や施設の整備・充実により、「総合健康都市 妙高」を推進します。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
成人における週 1 回以上のスポーツや運動の実施率	市民意識調査における回答の割合	27.4% (H27 生涯スポーツ実態調査)	50.0%以上

現状と課題

- ①総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ教室やスポーツ大会の参加者は、増加傾向にありますが、市民の身体活動や運動の実践率は、横ばいとなっていることから、スポーツや運動への動機づけと運動習慣の定着を図る必要があります。
- ②競技スポーツでは、選手の育成や各種大会の開催などにより、全国や世界で活躍する選手が輩出されていますが、ジュニア選手は、減少傾向にあることから、競技人口の拡大を図るとともに、指導者の確保や資質の向上などによる指導体制の強化を図り、競技力向上につなげていく必要があります。
- ③妙高市総合体育館や妙高高原体育館、池の平スポーツ広場など、スポーツ施設の整備により、身近で快適に運動できる環境が充実してきましたが、老朽化により不具合が生じているスポーツ施設もあることから、引き続き、計画的な整備や改修を行う必要があります。

施策の内容

①生涯スポーツの推進

- 子どもから高齢者まで全世代の市民が、ライフステージに応じてスポーツに親しむことができる機会や運動を始めるきっかけを創出し、市民の運動習慣の定着を図ります。
- 妙高の地域資源を活用した妙高型健康保養地プログラムの充実と一層の普及・浸透を図り、市民の健康増進や介護予防を促進します。

②競技スポーツの推進

- スキーをはじめとする競技スポーツに取り組む選手の底辺拡大を図るとともに、指導体制の充実、育成団体と連携したジュニア選手の競技力向上のための取組を進め、全国や世界で活躍するアスリートを育成します。

《関連する SDGs の目標》



③スポーツ環境の充実

○幅広い年代層の市民や来訪者が快適にスポーツや健康づくりに取り組める環境を提供するため、スポーツ施設の計画的な整備・改修を進めるとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう適正な維持・管理を行います。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	総合型地域スポーツクラブの利用者数	総合型地域スポーツクラブの年間延べ利用者数	4,679 人	4,700 人以上
②	ジュニア競技者の大会出場率	市内小中学生のうち県大会以上の大会に出場した者の割合	10.0%	11.0%以上
③	スポーツ施設の利用者数	スポーツ施設の年間延べ利用者数	326,712 人	330,000 人以上

関連する個別計画

○第IV期妙高市総合教育基本計画（令和2年度～令和6年度）

基本施策 4 郷土愛を育む文化のまちづくり【文化】

主要施策 1 歴史文化資源の保存と活用

施策の基本方針（5年後の目指す姿）

○妙高の特色ある歴史文化資源を地域全体で守り伝え、活用していくとともに、市民主体の芸術文化活動の活発化により、地域の活性化を図ります。

【施策の目標値（主要施策）】

項目	指標の説明	現況値（H30）	目標値（R6）
歴史・芸術文化拠点の来場者数	道の歴史館、斐太歴史の里、妙高芸術祭における来場者数	33,886人	37,000人以上

現状と課題

- ①過疎化や少子高齢化の影響により、伝統的な祭りや習俗、農山村の風景、雪国の暮らし等の妙高らしさを表す様々な歴史文化が失われつつあることから、地域の宝である歴史文化資源を地域全体で保存・活用していく取組が必要となっています。また、関川関所道の歴史館や斐太歴史の里総合案内所などの歴史文化資源の活用拠点についても、より多くのかたから訪れていただけるよう機能の拡充や環境の改善に取り組む必要があります。
- ②市内の芸術文化団体が減少し、市民の芸術文化に対する関心や実践活動の低下が懸念されていることから、子どもや若者をはじめ、市民が様々な芸術文化に接する機会を充実させるとともに、妙高の特色を活かした事業を展開し、芸術文化活動のきっかけづくりや活発化を促す必要があります。

施策の内容

①歴史文化の継承と活用

- 歴史文化資源の価値や魅力を市民が認識・共有し、地域の宝として後世に継承し、まちづくりに活かすため、保存と活用に向けた計画づくりや地元での推進体制づくりを進めます。
- 関川関所道の歴史館、斐太歴史の里、関山神社周辺の文化財群など、妙高の特徴的な歴史文化資源の価値の磨き上げを行うとともに、様々な地域資源を結び付けながら、観光資源としての魅力を高め、歴史文化資源の活用による地域の活性化に取り組めます。

《関連する SDGs の目標》



②魅力ある芸術文化事業の推進

- 妙高文化振興事業団や芸術文化団体と連携して、創作活動や発表の場づくりを支援し、市民の芸術文化への関心を高めながら、活動に参加できる環境づくりを進め、市民の自主的な芸術文化活動を促進します。
- 岡倉天心や東京藝術大学とのつながりを活かした美術展覧会の開催など、特色ある芸術文化活動を促進し、芸術文化による地域の活性化を図ります。

【施策の目標値（施策の内容）】

番号	項目	指標の説明	現況値 (H30)	目標値 (R6)
①	歴史文化保存活用計画を策定し地域活性化事業に取り組む地区数	歴史文化保存活用計画を策定し、地域活性化事業に取り組む地区数	0 地区	4 地区以上
①	指定・登録文化財数	国・県・市指定文化財数と国登録有形文化財数	85 件	90 件以上
②	美術展覧会の出品数	四季彩展・市展の出品数	272 点	300 点以上
②	文化系合宿者数	公共施設における文化系合宿利用者数	2,567 人	3,000 人以上

関連する個別計画

- 名勝旧関山宝蔵院庭園保存管理計画書（平成 27 年度～）
- 妙高市歴史文化基本構想（平成 30 年度～）
- 第Ⅳ期妙高市総合教育基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

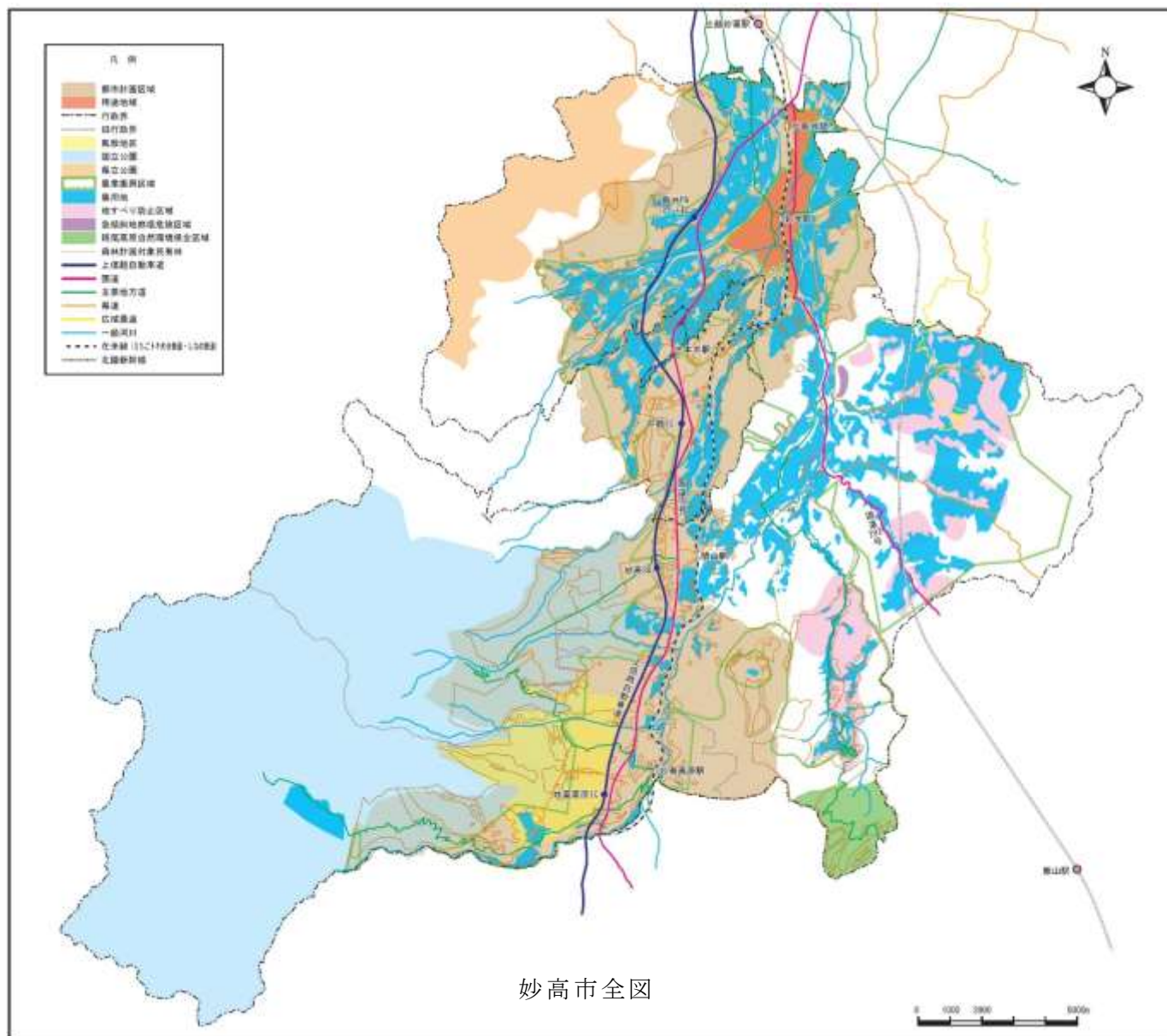
第7章 土地利用計画

第1節 土地利用の現状

本市は、市域の西部と東部に豊かな自然環境をもつ丘陵地が連なっており、市域の中央部には、南北に縦断する形で一級河川の関川・矢代川が流れるとともに、広域幹線道路である上信越自動車道・国道18号・国道292号と、公共交通の中心である鉄道路（えちごトキめき鉄道はねうまライン）が配置されています。

土地利用の状況は、市の総面積445.63平方キロメートルのうち、地目別面積としては、宅地2.4%、農用地7.6%、山林・原野・池沼55.2%、雑種地・その他34.8%となっており、県平均に比べ、山林・原野の比率が高くなっています。

日本百名山の秀峰妙高山をはじめ、火打山、斑尾山などの裾野は、広大な妙高山麓の高原丘陵地帯を形成し、妙高山麓一帯（市域分約16,167ha）は、妙高戸隠連山国立公園に属し、雄大な自然の景観と四季折々の変化に富んだ地域を抱えています。



各地域別の土地利用については、新井地域では、関川と矢代川に挟まれた区域が主に都市計画用途地域（約 571ha）に指定され、新井駅、北新井駅を中心に商業地、住宅地が配置され、その周辺に優良農地と集落地が広がっています。主な土地利用の動きについては、上信越自動車道新井スマートインターチェンジ付近において、重点道の駅に指定された道の駅あらいの拡充（約 3.8ha）に令和 2 年度の完了を目指して取り組んでいます。また、農地の生産性を高め、持続的活用を図るほ場整備に、高柳地区（約 17.6ha：令和 3 年度完了予定）、広島地区（約 52ha：令和 5 年度完了予定）で取り組んでいます。

そして、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、新井駅周辺の中心市街地において空洞化が進み、空き地、空き家、空き店舗等が増加傾向にある一方で、上越市に近く、比較的降雪量が少ない北新井駅周辺の和田地区においては、農地の宅地化が進むなど、市街化が進んでいます。このことから中心市街地における都市活力や生活利便性の低下の諸課題に対応するため、立地適正化計画を策定し、都市計画用途地域内の住居専用地域や商業地域を中心に居住誘導区域（約 422ha）を設定するとともに、新井駅周辺の中心市街地に都市機能誘導区域（約 112ha）を設定し、持続可能な都市構造の構築に取り組むこととしています。

妙高地域では、関山駅周辺から旧北国街道沿線の区域に市街地が集積し、その西側は国立公園区域に指定され、東側は優良農地と集落地が広がり、さらに関川の東側は斑尾高原自然環境保全区域に指定されています。主な土地利用の動きについては、坂口新田地区（約 22ha）のほ場整備が令和元年度に完了しました。

妙高高原地域では、妙高高原駅周辺から国道 18 号沿線の区域に住宅地が集積し、その西側は風致地区や国立公園に指定されています。主な土地利用の動きについては、杉野沢地区（約 15.1ha：令和 4 年度完了予定）ではほ場整備に取り組んでいます。

第 2 節 土地利用の基本方針

土地の利用にあたっては、自然環境の保全と市民生活の安全性の確保に努めながら、市内各駅を中心に形成された市街地と各地区が幹線道路や公共交通によるネットワークで連携を図り、都市的、農林業的、自然的土地利用が調和し、お互いの機能を補完した均衡ある持続可能な土地利用を目指します。

まちづくりの基本理念（将来像）の実現に向けて、総合的で計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用の基本方針を設定します。

【都市的土地利用の方向】（主に新井地域の用途地域や市内各駅の周辺地域）

- 新井駅周辺を都市構造上の中心となる「中心拠点」に位置付けるとともに、北新井駅周辺、関山駅周辺、妙高高原駅周辺を、中心拠点を補完し地域住民の生活拠点となる「地域拠点」に位置付け、これらの拠点と各地域を交通ネットワークで結び、住みやすい持続可能な都市環境の構築を目指します。
- 都市計画用途地域内については、用途に合った土地利用を誘導するとともに、中心市街地に設定した都市機能誘導区域への都市機能の誘導と、住居専用地域や商業地域を中心に設定した居住誘導区域への居住の誘導に努めます。なお、当初都市計画用途地域設定時からの変動や土地利用の動向を踏まえて、用途地域の見直しを行います。

- 用途未指定地域における開発については、農林漁業と調整を行い、土地利用の状況、都市の発展の動向などを考慮し、必要な規制の強化を図りながら、適正な規制、誘導に努めます。なお、上信越自動車道のインターチェンジやサービスエリア周辺については、都市住民との交流が可能な商業施設、レクリエーション施設等の便民施設の整備などにも配慮します。
- 学校、保育園の統廃合などにより、活用されなくなった公共施設、用地等については、公共施設再配置計画に沿いながら、地域に必要な施設用地へ転用を図るなど、有効活用に努めます。

【農林業的土地利用の方向】（主に用途地域外の一団の農地・森林地を有する地域）

- 農地については、農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全に努めるとともに、まとまりのある優良農地を有する地域については、農業の振興と生産性の向上を図るため、生産基盤の計画的な整備に努めます。
- 居住誘導区域内にある農地については、豊かな自然環境と都市環境の調和を保ちつつ、秩序ある転用を図りながら、適正な土地利用に努めます。
- 森林地は、木材生産や水資源の涵養の場など、森林の持つ多面的な機能が発揮されるように保全に努めます。

【自然的土地利用の方向】（主に国立公園指定区域や温泉地、高原リゾート地域）

- 妙高戸隠連山国立公園、久比岐県立自然公園、名香山風致地区など、豊かな生態系や植生、自然景観が残る地域では、自然公園法や都市計画法などの指定に沿った土地利用を基本とし、必要な規制の強化を図りながら、適切な開発の規制、誘導により、自然環境の保全に努めます。
- 妙高戸隠連山国立公園を含む広大な丘陵地には、スキー場、ゴルフ場、温泉地、高原リゾート地など多くの観光資源が存在していますが、自然環境の保全を図りながら、豊かな自然を多くの方々から体験していただくための観光・交流拠点としての活用と魅力づくりに努めます。

【災害対策的土地利用の方向】（市内全地域）

- 自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域など、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。
- 市街地における空き家、空き店舗、空き地などは民間とも連携しながら、活用を促進するとともに、老朽化した空き家、空き店舗については、防災の観点から密集市街地の解消のための防災空地として活用するなど、安全・安心に居住できる空間に配慮した対策を講じます。

第 8 章 財政計画

第 1 節 財政の現状

(1) 第 2 次総合計画における成果・実績

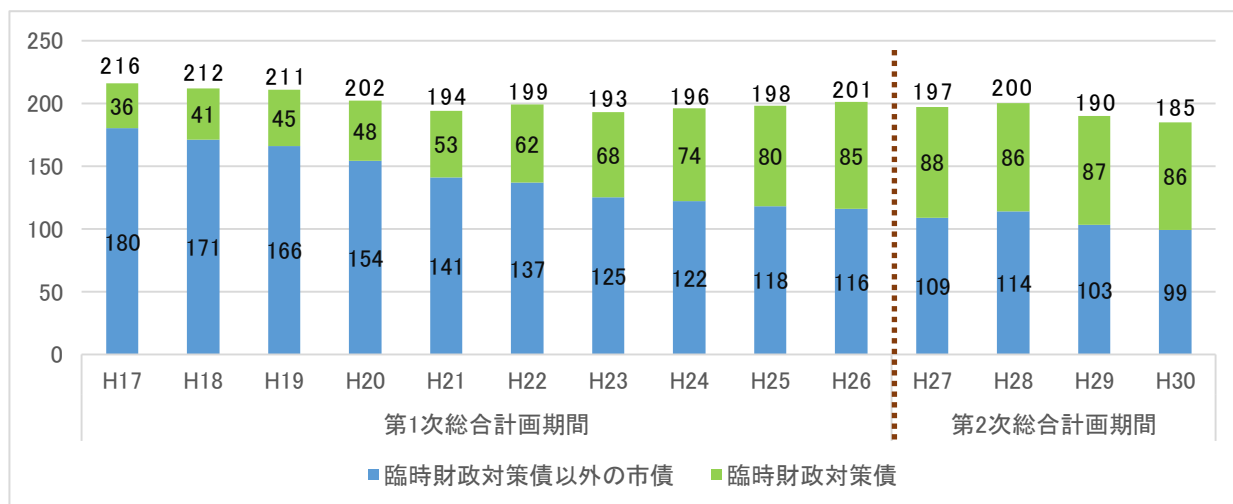
将来にわたる安定的な財政運営を行うため、費用対効果の分析による事業選択や行財政改革による事務の効率化などを念頭に財政運営を行ったほか、新規の市債借入れについては交付税算入のある優良債を活用するとともに、借入れの抑制と繰上償還を行ったことで市債残高の削減を図りました。結果、普通交付税を補完するために発行される臨時財政対策債^{※1}は増加傾向にありますが、それ以外の市債残高は減少しています。

また、財政調整基金については、平成 27 年度に多額の不動産公売代金を積み立て、平成 30 年度末の残高は約 51 億円となりました。

これにより、形式収支から翌年度に繰り越すべき一般財源を控除して求める実質収支は毎年度黒字であり、財政の健全性を判断する財政指標である実質公債費比率^{※2}と将来負担比率^{※3}は改善が進むなど、財政の健全化が図られました。

▶ 市債残高の推移

(単位：億円)



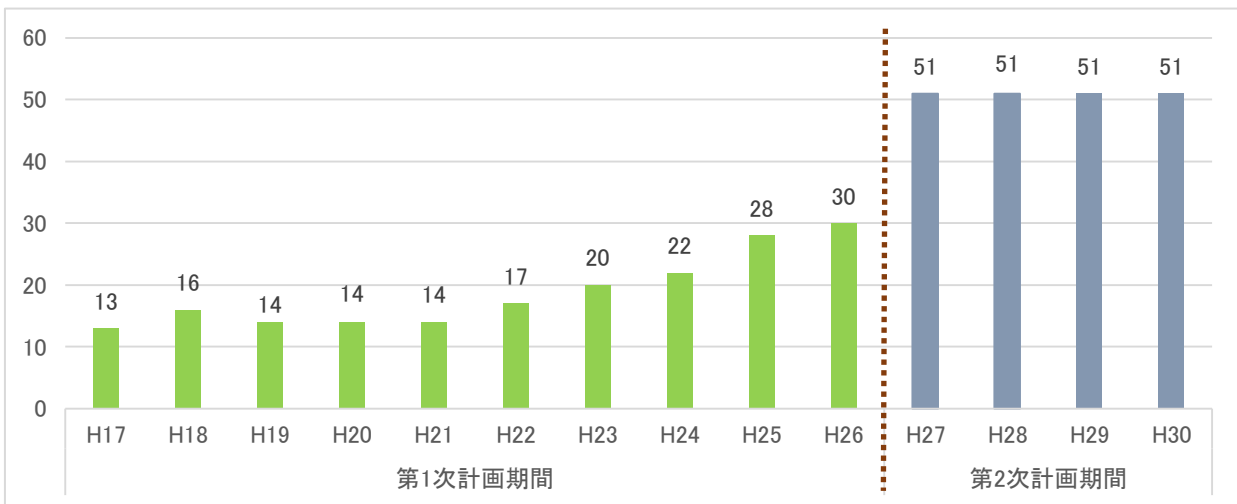
※1 臨時財政対策債…普通交付税を補完するため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債のこと。臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金相当額は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっている。

※2 実質公債費比率…自治体の収入規模に対する借金返済額の割合のこと。公営企業の赤字穴埋め分も含めるため、自治体の借金実態を厳密に示すとされ、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標のこと。（平成 29 年度全国平均 6.4。類似団体内順位 25 位／73 団体中）

※3 将来負担比率…第三セクターなども加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の 1 年間の収入と比べどれくらい多いかを示す指標のこと。（平成 29 年度全国平均 33.7。類似団体内順位 18 位／73 団体中）

▶ 財政調整基金残高の推移

(単位：億円)



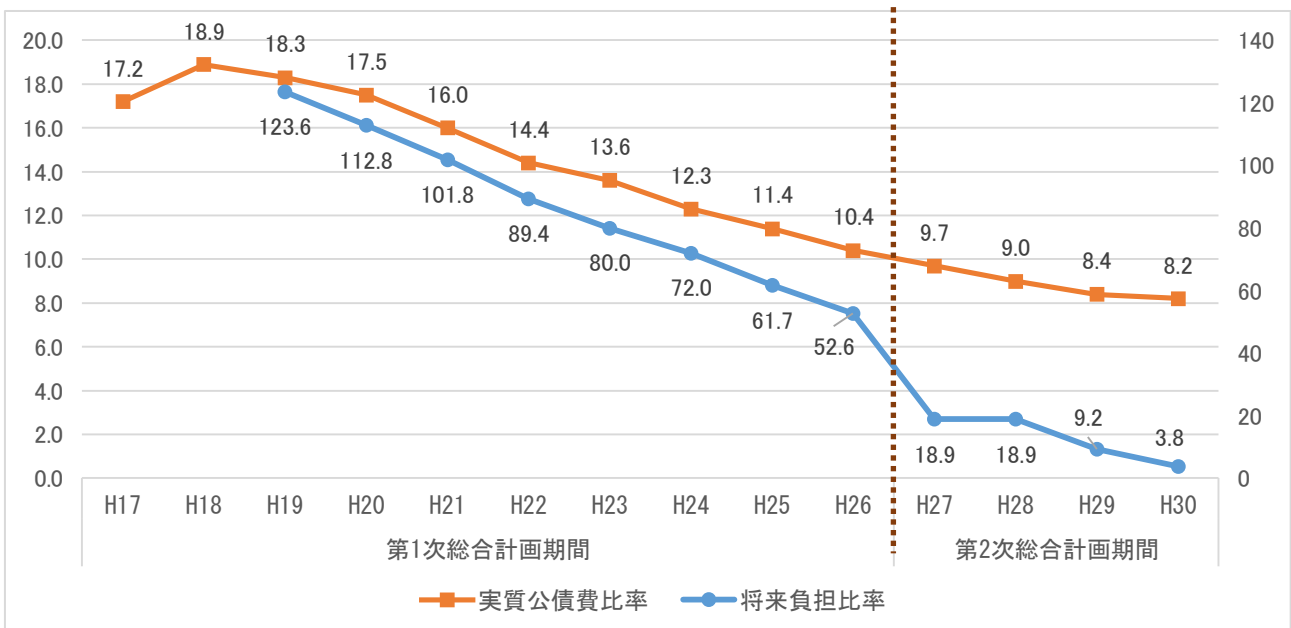
▶ 一般会計決算の推移

(単位：億円)

区 分	第1次計画期間										第2次計画期間			
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入総額 (A)	236	225	225	221	230	248	232	230	228	223	237	230	218	205
歳出総額 (B)	224	214	216	205	214	230	216	212	212	203	216	209	199	185
形式収支(C=A-B)	12	11	9	16	16	18	16	18	16	20	21	21	19	20
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	1		1	3	1	4	2	4	1	2	1	3	1	1
実質収支(E=C-D)	11	11	8	13	15	14	14	14	15	18	20	18	18	19

▶ 財政指標の推移

(単位：%)



(2) 本計画における課題

人口減少・少子高齢化を背景とした市税収入の減少や普通交付税の削減が見込まれる中、少子化への対応にかかるサービス経費の上昇や大型施設の建設、老朽化が進む公共施設の大規模改修にかかる経費の増加が避けられない状況にあり、本市を取り巻く財政状況は今後厳しくなることが予想されます。また、幼児教育の無償化や会計年度任用職員制度の導入など、国の制度改正による財政への影響も懸念されます。

このような厳しい見通しのもと、歳入に見合った財政規模への転換を図ることを基本としつつ、今後も社会状況の変化に対応した市民サービスを提供していくため、行政改革に基づく業務の効率化に加え、大型施設の建設や大規模改修に市債や基金を効果的に活用することや、「公共施設等総合管理計画」、「公共施設有効活用・再配置計画」に基づく公共施設のマネジメント等に取り組み、持続可能な財政基盤の確保と健全な財政運営を維持することが求められています。

第2節 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の目標

持続可能な財政運営を行うため、本計画では次の目標を掲げて取り組みます。

① 財政調整基金 20 億円以上の残高の堅持

今後、市税や普通交付税の減少等による財源不足の調整や、統合園の整備、図書館の建設、クリーンセンターの大規模改修などの財源としても取り崩しが見込まれるため、基金残高も減少する見込みです。

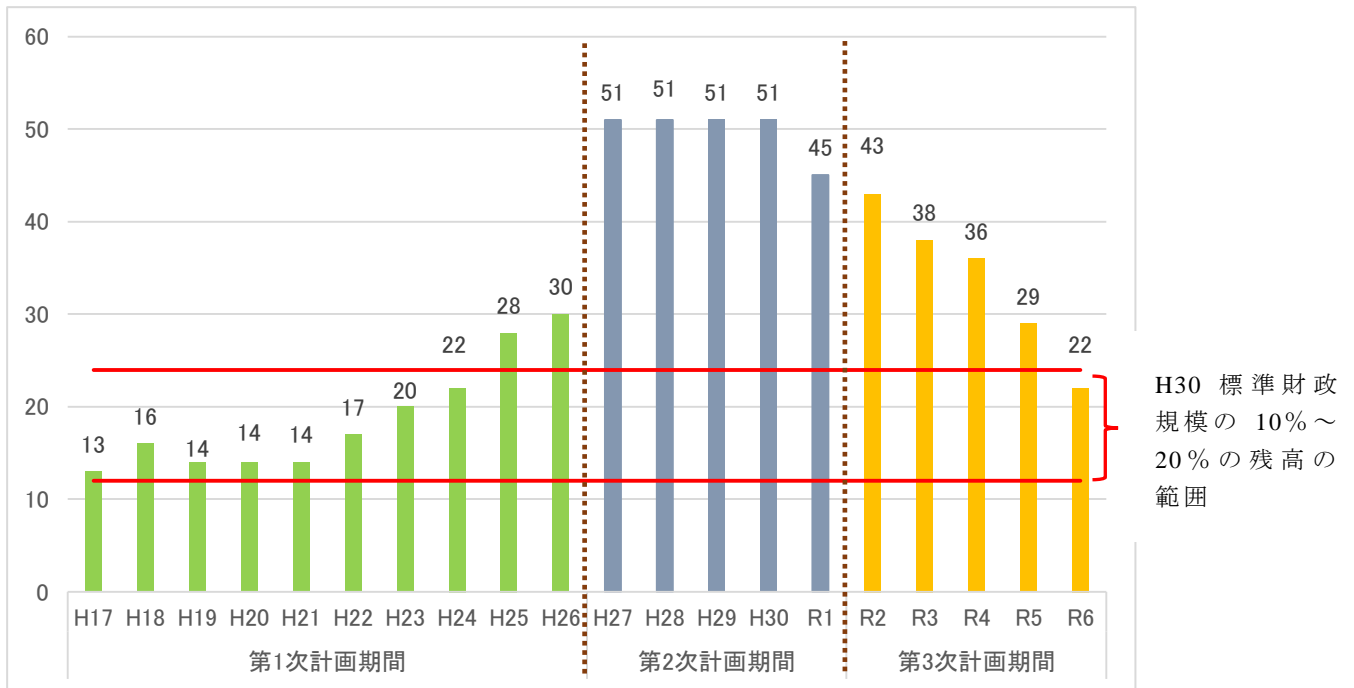
そのため、計画期間内の取り崩しを最低限に抑えるとともに、本計画以降の財政運営を見据え、計画最終年度の令和6年度末において20億円以上の基金残高の堅持を目指します。

評価指標	現況値(H30)	目標値(R6)
財政調整基金残高	51億円	20億円以上

なお、目標の20億円は、安定的な財政運営のために、標準財政規模の10～20%を基金残高の目標としている市町村が多いことから、当市においても、同程度の20億円を目標として設定するものです。

▶ 財政調整基金 年度末残高の実績値及び推計値

(単位：億円)



② 財政指標の健全性の維持（実質公債費比率、将来負担比率）

公共施設等の整備に活用する市債は、世代間の負担の公平性や財政負担の平準化等の役割も有しており、財政運営上も必要不可欠なものです。

今後、大型建設事業や公共施設等の大規模改修等で多額の市債発行が見込まれ、市債残高も増加する見込みです。また、元利償還金の増加や基金残高の減少などから、改善を進めてきた財政指標の悪化も予測されます。

そのため、交付税算入される優良債の優先活用や市債発行額、市債残高を適切に管理するなど、引き続き財政指標の健全性の維持を目指します。

評価指標	現況値 (H30)	目標値 (R6)
実質公債費比率	8.2%	13%以下 (予測値は 12.9%)
将来負担比率	3.8%	72%以下 (予測値は 71.6%)

なお、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により早期健全化基準（25.0%）と、財政再生基準（35.0%）の2つの基準値が定められております。

また、将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により早期健全化基準（350%）が定められており、両指標ともこの基準値で収まっていれば健全財政であるといえます。

(2) 目標達成に向けた取組

①歳入の確保

- ・地域産業の活性化、雇用の創出、交流人口の増加など、税源涵養につながる取組を積極的に進めます。
- ・適正かつ公平な課税と徴収、収入未済額（滞納額）の削減を図ります。
- ・受益者負担の考えに基づき、コストに見合った使用料等の見直しを図ります。
- ・ふるさと納税制度の活用によるさらなる寄附金の獲得など、税外収入の確保を図ります。

②歳出の見直し

- ・歳入に見合った財政規模への転換を基本とし、本計画での重点施策に限りある財源を効果的に配分し、着実な推進を図ります。
- ・第8次行財政改革大綱に基づく取組の推進により、行政サービスの向上や業務の効率化を進め、市全体での行政経費の削減を図ります。
- ・公益性・公平性・有効性の観点から補助金等の検証を行い、継続的な見直しを図ります。

③資産の活用と適正管理の推進

- ・公有財産の有効活用と遊休資産の処分や貸付などに取り組みます。
- ・「公共施設等総合管理計画」や「公共施設有効活用・再配置計画」等に基づく施設の統廃合、更新、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図ります。

④基金の有効活用

- ・大型公共施設等の整備・大規模改修事業への財源対応と、財政負担の平準化を図るため、各種基金の有効活用を図ります。
- ・公共施設等適正管理基金を活用し、公共施設等の長寿命化や維持管理を計画的に進めます。

⑤財政の健全性が保たれる範囲内で市債を活用

- ・市債残高に留意するなど、財政の健全性が保たれる範囲内で市債の活用を図ります。
- ・新規の市債借入れについては、交付税算入のある優良債の活用を図ります。

(3) 財政フレーム

将来にわたる財政の健全性の確保を図るとともに、本計画に掲げた施策を実施するため、計画期間内の財政フレームを次ページのとおり設定します。

なお、このフレームは、現時点での将来推計に基づき設定したものであり、今後の経済動向や国が示す地方財政計画などにより再調整を行う場合があります。

▶ 財政フレーム

1 歳入

(単位:百万円)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 税	4,518	4,512	4,475	4,431	4,387
地 方 譲 与 税	185	182	179	176	173
各 種 交 付 金	732	720	709	698	687
地 方 交 付 税	6,116	5,691	5,691	5,691	5,691
分 担 金 ・ 負 担 金	77	74	75	74	74
使 用 料 ・ 手 数 料	270	270	270	281	270
国 庫 支 出 金	2,091	2,336	3,234	2,476	2,107
県 支 出 金	1,065	1,073	1,124	1,075	1,056
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	168	169	155	154	154
繰 入 金	339	650	601	897	799
繰 越 金	500	500	500	500	500
諸 収 入	699	685	662	667	679
市 債	1,873	2,452	2,839	1,871	1,897
計(A)	18,633	19,314	20,514	18,991	18,474

2 歳出

(単位:百万円)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	2,418	2,501	2,395	2,315	2,365
物 件 費	3,098	3,075	3,102	3,051	3,054
維 持 補 修 費	1,788	1,747	1,812	1,838	1,788
扶 助 費	2,404	2,418	2,429	2,445	2,464
補 助 費 等	3,120	3,081	3,026	2,976	2,883
公 債 費	1,700	1,989	2,148	1,997	2,444
積 立 金	136	136	136	136	135
投資及び出資金・貸付金	466	467	468	461	426
繰 出 金	944	947	950	954	956
投 資 的 経 費	2,519	2,913	4,008	2,778	1,919
予 備 費	40	40	40	40	40
計(B)	18,633	19,314	20,514	18,991	18,474